

回は岐阜大垣名古屋を始めとして何十里内一面の地方に正しく江戸の大地震を再演して修羅の慘狀を呈し昨今來の電報通信に接していよく其事情を詳にすればいよく酸鼻に堪へず然かも其日は本月二十八日にして舊曆の九月二十六日に當り安政二年の變は十月二日のことなれば前後七日の相違にして二度の天災とは三十七年久しと雖も目前に見るが如し左れば當府下を始めとして遠近の地方にて苟も慈善の志あらん人々は舊を懐ひ今を憐み多少の金を捐て、被害地方の死亡者負傷者貧困者を救ひ給はらんこと切望に堪へず但し其義捐金は當時時事新報社に當て現金にても爲替にても到著次第これを取纏めて其筋に使用法を託し又その義捐者の姓名と金高とは時々本紙上に記して請取書に代ふ可し

一義捐の金高は一口十錢以上の事

一義捐金請取の期限は來る十一月十五日までの事

明治二十四年十月二十九日

東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地

時事新報社

### 時事新報の實業論

我開國既に四十年殊に王政維新以來は専ら西洋の文明主義に従ひ百般の國事面目を改めて新日本の名を成すに至りし程の次第なれども其面目を改めたるものは多くは政治法律學問教育等精神上の事にして實業の區域には見る可きもの甚だ少し政體は立憲に變じて帝國議會を開き紛れもなき文明の政を行ひながら商賣工業の社會は今尙ほ之を舊時

の町人職人に一任し士流學者の度外視する所と爲りて會て改進の實を見ず偶ま其間に人物の出ることあるも萬綠中の一紅、世間に之を認る者なく全面の風光寂々寥々として氣焰を吐かざるこそ不釣合の沙汰なれ之を要するに日本の開國は唯是れ無形精神上の開國にして實物界は今日尙ほ鎖國の中に在りと云ふ可し然るに恐る可きは人事の大勢にして斯くまでに人氣に見捨てられたる實業も近年は次第に發達して外國貿易の如きは輓近十年間に二倍半の増加を現はし隨て内國の製造業も之に伴ふて進歩し其勢は嚴冬積雪の中既に春陽の發動を催ほすもの、如し此時に當りて我商工社會の人は進退を如何す可きや退て積雪中に蟄伏して僅に呼吸せんとするか進んで春陽に乗じて羽翼を舒さんとするか其一身の利害のみならず國運の關する所なり我社こゝに見る所あり開國以來の情勢を論じて實業社會の實を詳にし以て今後の大方針を示さんが爲め實業論一編を草し本月末より十數日間これを時事新報紙上に掲げて大方の教を乞はんとす

明治二十六年三月

東京々橋區南鍋町二丁目十二番地

時事新報社

### 表誠義金募集

清國に對する宣戰の詔勅は下りたり陸上に海面に兩國の戰端は開かれたり牙山清兵の本據を抜き清艦を豐嶋近海に捕獲して我軍向ふ所敵なしと雖も敵は世界無比の大國なり我國民の全力を盡して全局の必勝を今後に期せざるを得ず我海陸將卒の忠勇なる敵軍を攻撃する素より遺算なしと雖も家に在る全國の臣民は坐して我將卒の忠勇に依頼し以て

時事新報の實業論 表誠義金募集

三六七

安んずべきに非ず成歡の一役我將校五名を失ひ下士卒負傷凡七十名、骨を萬里の異域に曝すは我が忠勇なる將卒の期する所なりと雖も帝國の臣民内に在りて此報に接するもの無限の感なき能はざるべし且夫れ東洋先進の我文明を以て朝鮮の獨立を確實にし固陋の清國を蒙昧の域に救出し我亞細亞の諸國をして文明の曙光に觸れしむるもの我國全勝に伴ふの結果なり我が帝國が今回の交戦に對する責任重且つ大なりと云ふべし正々堂々たる我陸海の軍隊戰艦は百般の施設素より缺くる所なく全局の必勝期すべしと雖も事は古今未曾有の外戦なり帝國の光榮利益賭して此一舉にあり之を思へば帝國忠實の臣民は其赤誠の凝結する所今日黙して止む能はざるべし左れば國を思ふの赤誠を表せんと欲して其道を得ざるもの四千萬の同胞皆然らん本社は世人熱情の在る所を察し其赤誠を表するの義金を集め之を當局者に委託して必勝を將來に期するの資に供せんとす家に在るの臣民斯の如きを聞かば外に在るの將卒を慰するに於て多少の裨益なくんばあらず亦我が國民忠愛の至情を中外に表白して國威を宇内に發揚するの道たるべし義金募集の規定三項を設けて左に掲ぐ

- (一) 義金は十錢以上とし住所番地姓名を詳記し本社に送付せらるべし
- (二) 本社に於て義金を受取りたる時は翌日の時事新報に其氏名金額を掲げて之が證とす故に翌日の新報に此掲載なきものは更に照會せられ度し
- (三) 此義金は募集の上、當局者と熟議し最も適當の費途に充つるものとす

表誠義金募集社告追加

表誠義金募集の事を廣告せし以來續々募に應じて本社に金圓を寄送する人少なからず近日府下の紳士有志者は報國會なるものを組織して大に軍資を醸集せんとて其組織も略ぼ緒に就きしよし又その前後都鄙の各地方に於ても種々の團體を結んで義捐に著手するもの甚だ多し其の名義は同じからざるも國民が私財を擲て國の爲めにせんとするの目的に至ては毫も異なる所なし報國盡忠の美譽これを耳にしても歡喜に堪へず就ては本社に於てもます／＼規模を大にします／＼募集の區域を廣くして國家の急に應ぜんとするの精神を以て更に同感者の注意を促すものなり斯くて其募集金を政府の筋に納るに當り直に之を當局者の手に渡すも又は出納の手續を省くが爲めに報國會又は他の團體に合併して其取次を煩はすも其邊は都て時の便宜に従ふ可し之を要するに今回の義舉こそ純正無雜にして國民の誠意誠心に出ることなれば何れの道より何れの手を経るも特に之を問ふの要用はなかる可し我輩は唯日本國民の全力を盡して日本の國事に當らんことを願ふのみ

本社義金の取扱方

今回本社大に義金を募集せんとするに就ては我國民の義氣に富める募に應ずる義金の口數は定めて非常に多かるべく亦た其金額も頗る大なるべし由て本社は特に

義金募集掛

を設けて計算を正確にし且つ受取りたる義金は日々

第百拾九國立銀行

に預け入れ之が保管を委託し以て計算保管の精確を期す

表誠義金募集

(此一項は第百拾九國立銀行の承諾を経て茲に掲ぐるものなり)

明治廿七年八月

時事新報社

### 救災義金募集

本月十五日之夜、宮城、巖手、青森の三縣下を荒したる大海嘯は近來稀有の慘狀を極め海岸數十里を一掃して家屋の流失、人畜の死傷其數算なし而して災變、急遽の間に起り人々難を避くるの遑無く父母を失ふの孤兒、骨肉に離れたる負傷者は依據する所なくして遺屍累々たる途方に彷徨せん其慘狀實に江湖慈善家の傍觀するに忍びざる所なり依て本社は左の規定に従ひ義金を募りて救難の資に供するの勞に當るべし世の慈心あり餘資ある人士多少の義金を投じて窮民の窮苦を救恤せられんことを請ふ

一、義捐金は一口金一圓以上とす

但し數人申合せて一圓以上となし其内の一人を總代として申込まるゝは勝手たるべし

一、本社に達したる義金は時事新報に記載し之を以て受領の證とす

一、義捐者は其姓名住所を詳記し義金と共に本社に通知あれ又横濱にては住吉町四丁目の時事新報賣捌店日の出屋鈴木清之輔方に申込まれるれば本社に達すべし

但し姓名の附記を要するも紙上に明記する事を厭はるゝ向は其通知に従ひ匿名にて紙上に掲ぐべし

一、義金は宮城、巖手、青森の三縣廳に託して救助の處分を爲すべし

一、郵便爲替を以ての送金は東京芝口郵便局渡しのものなるを要す

一、義金募集の期は來月十五日を限りとす

明治二十九年六月

時事新報社

### 「福翁自傳」掲載社告

福澤先生は天保五年大阪に誕生、三歳のとき藩地豊前中津に歸り十四五歳にして始めて漢學を學び二十一歳長崎に行て洋學の門に入り次で大阪に行き又次で江戸に來り弱冠の時より老餘の今日に至るまで終始西洋文明の一主義を以て生涯を成したる人なり其人の生涯は實に我國多事變化の日にして封建門閥の至靜より文明快活の新社會に移り先生亦この新社會の組織に與りて力あるは世人の認むる所なり先生本年六十五歳既往を回顧すれば苦樂一ならず嘗に一身の苦樂のみならず其行路の實際を聞けば由て以て時勢の眞面目を窺ひ見るに足る可し先生は之を子孫に告げ又知人朋友に語るを以て老餘の樂事と爲し去年來時に閑あれば之を口述して速記せしめ又自から筆を執りて記憶中に往來するものを書綴り漸く集めて一冊の書を成し福翁自傳と題して將に出版せんとしたれども書中の記事隨て成れば又隨て記憶に洩れたるものを思出して殆んど際限なき次第なれば冊子印刷は他日の事とし先づ之を時事新報紙上に掲載す可しとて取敢へず原稿の成りしものを取纏めて七月初旬より紙面の許す限り寫して以て讀者の清覽に供す可し

明治三十一年六月十二日

時事新報記者誌

雜 纂 其 一

丸屋商社之記

註 「丸屋商社之記」「丸屋商社々則」并に「丸屋商社死亡請合規則」は、明治二年同商社創立の際、先生の立案起稿せられたものである。(編者)

凡そ事を爲すには先づ自から其身分の地位を考へざる可らず今我輩の地位を考ふるに官に在て政を爲すの責あるに非ず亦奴隸と爲て他人に仕るの務あるに非ず不羈自由我欲する所を爲す可き日本人なり既に日本人の名あれば亦其日本人たる身分を考へ日本全國の繁盛を謀り同國人の幸福を助け成さざる可らず

昔鎖國の世に在ては人皆自國の有様に満足して更に歩を進るの志ある者なく却て自負驕慢の弊に陥り或は此國を武の國と稱し或は義の國と唱へ或は萬國至尊の神州と云ふ者あり或は百需全備の富國と云ふ者ありて自國を尊崇すると其實に過ぎ徒に虚名を設て獨り自から悦びしことなれども今日外交の盛なるに當ては其虚名を棄て、實を求めざる可らず窃に此國勢を察するに近來我海陸の軍制一面目を改めたりと雖ども未だ彼の國の盛なるに及ばざるは明に人の知る所なれば獨り我國のみを以て武國と稱す可らず世界萬國義理を棄て、國を建るものあるを聞ず西洋諸國既に建國の名實あれば悉皆不義の國に非ざること明白なり然れば則ち獨り我國のみを以て義國と云ふの理なし西洋諸國各獨立の

一政府にて比肩併立互に其國威を持張するものなれば獨り我國のみを以て至尊の神州と唱ふ可らず天然の物人工の品萬國各其類を同ふせざれば獨り我國のみを以て全備の富國と云ふ可らざるなり虚心平氣以て世界の景況を問ひ其文明の前後を察すれば我日本國は數千百年鎖國の睡眠中に西洋の諸國をして恰も先鞭を著けしめたるものにて我國こそ却て彼國の有様に及ばざる可し是即ち我輩の常に患る所にて其所患の原因は先人數百年の安眠中に醸し成したる遺傳の國毒なり今この毒を一掃して彼の文明の域に入り共に進歩を争はんとするには其事固より多く其業固より難し文學研かざる可らず武備修めざる可らず百工技藝一も等閑にす可きものなしと雖ども就中至重至大これを等閑にして禍を致すの速なるものは商賣の一事なり抑も外國人の我國に來るは唯和親のために非ず其實は貿易を行はんがためなり現今我國人に接する趣を見るに文學を傳る者あり技術工藝を教る者あり法を講ずる者あり武を演ずる者ありと雖ども是等は皆外國交際の枝末にて彼の大眼目は唯貿易に由て利益を求るの一事に在ること固より論を俟たず然るに今この貿易商賣の權を外人に占られ座してこれを傍觀するは日本人たる我輩の義務に背くと云ふ可し一度び貿易の權を失ひ彼に致され彼に依頼し彼の元金を借り彼の社中に役せられ或は我社中に彼の國人を招きこれを尊びこれを仰ぎ其指令の下に奔走する等の勢に陥ることあらば國の災害これより大なるはなし斯の如きは則ち國其國に非ずと云ふも可なり國其國に非ざれば文學技術も用を爲すに處なかる可し是即ち我輩の所見にて商賣を至重至大の急務と爲し彼の文學技藝は先づ他の學者に任し政治の事務は在官の人物に譲りて我身は専ら商賣に従事し日本國の商法をして獨立の地位を得せしめ同國の人をして其幸福を失はしめず以て我輩の身分に恥ることなからんことを企望する所以なり

何等の職業を問はず執行煉熟なくして成し得べきものあらず然るに今我輩社を結びて商賣を營まんとするに當り嘗

て學びしこともなく又馴れたる事もなし之を學ばんにも世間商賣學校の設あるを聞かず又帳合の仕方を教ふる人さへもなきを如何せん依て謂らく吾社中の入僅に英書の表題を解するものあり又藥品の名稱を知るものあれば此類の品を以て業となし吾會社を以て商賣學校と見做し吾徒實際執行の道場として歲月務めて止まずんば漸く追て商賣の道をも學び得るの時あらんと是即商賈に附ては無學文盲なる我輩の斷然意を決して事にこゝに従ふ所以にして敢て一時の盛業を企望するには非ざるなり凡そ人の生業は世間の不足不自由を達し我不足不自由を満足せんとするの外ならず他の不自由を達するの大なるものは我幸福を得るも亦從て大なりさればいかなる生業をなさば吾徒の力能く他の使用をなし得べきやを議せざるべからず願ふに近來世間開化の端を啓き諸藝術も亦進歩をはじめ人間幸福を増すの時に向へりされども未だ何事も備はらざるもの多く特に人世の急務たる教育の職濟生の業の如きも或は洋籍に乏しく或は藥品醫用器械に乏しく不自由少なからずと云べし故に吾社先此品類を賣買するを以て事業となさんとす

人間の業務は盛衰常なしと雖も其盛衰をなすの原は事物に處すること正理に依ると之に悖るとの際にあるべし故に一人事を獨裁するときは或は誤て正當を失するも他より之を批判裁正し難し是れ危害の由て生ずる所なり同志社を結び相互に輔け相互に正し以て正理に悖らざるを求めば自から轉覆の患を防ぐに足るべし今同志數輩と諮り或は元金を出し或は其身を容れて一商店を開き丸屋商社と名く其元金を出す人を元金社中と名け其身を容るゝ人を働社中と名く

働社中の心得

吾働社中は商賈に煉熟する人もなく用ゆる所の元金も甚だ多きに非ざれば世上有力の人と例を同ふせば轉覆從て來ること必せり故に勉めて節儉を守り正實に業を營み信以て天の輔を招き儉以て經濟を護り偏に會社の長久堅實を企望

し各人互に相扶けて後來の幸福を希ふべし合衆國貨幣の銘に曰く合すれば即ち立ち散れば即ち斃ると(ユーナイテッド・ウキ・スタンド、セパレートッド・ウキ・フオール)又西洋の古語に曰く徐々に急ぐ可しと(メイキ・ハスト・スローリー)何れも商業に就ての戒には非れども吾働社中の人此語を以て意とせば轉覆の懼れなきに近からん又或る老人の咄しに世間の商家一回の商ひに萬金を得るものは屢々あれども十年にして數萬金を残す人は稀なりと商人の目をつくべき所なるべし

損失ある時の心得

大概商業に危害を帶ざるものなし故に永年の間には災害も過失もあるものと思ふべく常に其心得なくてはならぬものなり若し不幸にして災害に逢ふも又商賣上に損失ありとも急に之を復せんと思ふこと勿れ又徒らに之を悔ゆべからず其損をなしたる所以の原因を顧み以て後來の戒めとせば却て安全の基ともなり何時となく回復の出来るものなり左すれば數年に一回宛の損ありとも轉覆には至らざるなり若し大に其損を悔ひ偏に之を復せんと謀るときは多くは又初に損を爲したると同じ原由にて齊しく損毛を重ぬるものなり余世間大商の轉覆を見るに多くは初の損は少なくして身代を傾くる程にはあらざるも急に其損を復せんことを企て二度目三度目の損にて破滅するものなり故に商人は一旦の利に誇ることなく一旦の損に驚くことなかれ唯恐れ慎むべきは日々月々輕々の損なり只希ひ望むべきは連綿不斷輕々の利なり一旦の損は連綿輕々の利を以て救ふべけれども連綿輕々の損は一時の利を以て補ひ難し

意外に利益ありし時の心得

凡そ人は戒慎より幸福を得油斷より災害を生ずるものなれば善きも惡しきも常に異ることあれば倍々謹慎を加えて

注意すべきなりたとへば若し今吾商賣品輸入の缺乏する歟或は入用の俄に増すことありて利益常度を超ゆることあるときは必ず又従て輸入度を超へ同商賣齊しく利益を得難きに至る此時に當り預め其覺悟なき人は産を破ることあり

明治二己巳年正月

此冊子を上木するに臨み童蒙教草の一章を抄寫し板主に請ふて茲に追加す

「フランキリン」の遺文に云く富を得る道の易く平なるは市に行く道の如し唯二言を以て之を盡せり働と儉約となり時を費す勿れ金を費す勿れ此二つの者を巧に用べし働と儉約とを棄れば成るべきことなし此二つの者を守れば成らざることなし少年の男子既に働きて且儉約ならば此の外に富を助成するものは綿密と正直の二箇條なり勉強は恰も幸福を生む母の如し天は萬物を人に與へずして働きに與ふる者なり今日と云ふ其今日の内に働く可し明日の故障は測るべからず汝もし人の家來となりて其主人よりなまけ者として叱られればこれに赤面せざるやされば今汝は人の家來にあらずして自身の主人なり自から其懈るを咎て自からこれに赤面せざる可からず

明治六癸酉年十月

丸屋商社々則

第一則

入社元金は百圓を一口と定め一口或は數口を一人にて出すこと隨意なり

元金社中出す所の元金總高は働社中出す所の元金總高に比較して定限を定むること左の如し

働社中出金	五千	壹萬	二萬	三萬	四萬	五萬	六萬
-------	----	----	----	----	----	----	----

元金社中出金	五千	一萬五千	四萬	七萬五千	十二萬	十七萬五千	二十四萬
--------	----	------	----	------	-----	-------	------

年々諸種類積金の高を増し危害を減するが故に年を追て兩社元金の比較に差等あるなり

元金社中の出金は右の割合を超ゆべからずと雖ども之を減するは妨なし又此比例に充たずと雖ども商業の景況に従て元金の多きを好まざるときは新入社を辭するは働社中の隨意たるべし

第二則 定約利益配分利益の事

會社にて一箇年間に得る所の利益を以て第一に總元金高一割五分に當るの利を元金に配當し之を元金定約利益と名く第二に同じ金高を以て働社中總人部に配當し之を働社中定約利益と名く其金を配分利益と名け之を年々兩社中に配分すること第五則の如し

右の元金定約利益は年々之を元金高に加へて全五箇年にして元金倍高となし出金主に返すべし

右の如く五箇年を一期と定め第一期五箇年間（巳午未申酉）に預るものは第二期五箇年間（戌亥子丑寅）に返し一期毎に舊を改めて新となす其例左の如し

巳午未申酉の三月朔日入社する人え戌亥子丑寅の三月倍高となし返す

元金社中五箇年に至りて請取ことを好まざる人は舊證券を返し倍高の新證券を得て新に入社すること隨意たり

右の如く年々舊一箇年分を返し新一箇年分を預るときは會社の元金年々平均を得て一時に大なる増減を生ずることなし

五箇年間百圓づゝ出せる元金社中は五箇年目より二百圓づゝを得るなり其百圓を取り残り百圓を次第に翌年の入社

金となすときは永久年々百圓づゝを得べし

年々百圓づゝ出せる元金社中五箇年にして定約利益を合せたる高左の如し

二百圓(五箇年前百圓)百七十三圓七拾五錢(四箇年前百圓)百五十壹圓五十錢(三箇年前百圓)百三十二圓二十

五錢(昨年の百圓)百十五圓(當春の百圓)メ七百七拾貳圓五拾錢

元金社中若し入社初年より年々百圓づゝを得んと欲せば初めに六百七拾二圓五拾錢を出すときは其年より年々二百圓を得べし其百圓を取り残り百圓を次第に翌年の入社金となすときは永久年々百圓宛を得ること年々百圓宛五箇年間出せる人に同じ

第三則 元金社中中途脱社の事

元金は五箇年にして倍高となし返すことと定むれば中途にして脱社するは隨意なれども得る所の利益を減ずること左の如し

元金高平均年一割の利を添へ取り去るべし已に年々の配分利益を得たる人は之を合して年一割の利に充つるのみ又利に加えたる利を得べからず其證券を他人に譲るは隨意たるべし若し然るときは譲り受たる人の姓名居所を認め證券書き替へ手数料一口に付き五十錢を添へて本局に投ずべし

第四則

働社中出す所の元金は元金社中の出金に比較するものなれば中途にして隨意に脱社するを許さず但し元金比較の高に差支なく働社中の衆議にても許す所ならば元金社中の例に異なることなし

第五則

會社の安全長久を保つは全社協力の力に由と雖ども商業の盛衰危害の増減は働社中の勤勉と怠慢に關するものなれば會社の災害過失等にて損耗あるときは其責め働社中にあり故に利益少なきも定約利益を頒つに足るときは兩社利益を頒つこと甲乙なしと雖も利益尙少なきときは働社中の配分利益を減ずべし尙利益少なきときは細流社に積置く所の備金を以て之を償ひ元金社中の定約利益を減ず可らず萬一其損饒多にして細流社積金を出し盡しても尙足らざるときは働社中の出金を以て償ひ元金社中の元金には損耗を及ぼすべからず但し働社中の元金を減ずるの場合に至りては元金社中も其年の利益を得べからず

右の如く働社中は自己の出金を以て元金社中の出金を請合ふものなれば利益多くして兩社中の定約利益を頒かちて尙餘る所の配分利益は之を三分して其一分を元金社中に配分し二分を働社中總人部に配分すべし

年々利益の増減に従て兩社中利益配分の差等あること左の如し

元 金	利 益	定 約 利 益	配 分 利 益
一 萬 圓	千 五 百 圓	元金社中 千五百圓 働社中 なし	なし
一 萬 圓	二 千 圓	元金社中 千五百圓 働社中 五百圓	なし
一 萬 圓	三 千 圓	元金社中 千五百圓 働社中 千五百圓	なし
一 萬 圓	四 千 圓	元金社中 千五百圓 働社中 千五百圓	三百三十三圓餘 六百六十六圓餘

兩社中定約利益を年一割五分と定むるものは現今會社の借金貸金の利足を平均し之を當時世間普通の利足に比較して定むるものなれば後來世上一般に利足の降下することあらば其時勢に隨てすることあるべし若し然ることあるときは前以て社中に報告すべし其時脱社を欲する人は中途と雖ども期に充ちて脱社するの例に同じ

第六則 積金の事

全社保積金各店より月々積金を出し之を細流社に預け置き商業上損毛の備金とす

横濱書店 同藥店 同調合局 同唐物店 東京書店 同藥店 同唐物店 同仕立局 大阪店

西京店 各月々六圓 合六十圓

家作積金 地所家作より取立たる店賃地代等にて諸雜費を仕拂ひたる残りの半ばを勘定場の利益に加へ其半ばを家作積金となして火災其外朽廢して建替へを要するときの備とす

海陸難事備金 東京へ送金は百分の二半西京大阪送り品は百分の三を取りて其内にて運送の費用を拂ひ其餘を積貯へ海陸の難事に備ふ

貸金損耗備金 本局勘定場にて貸金の利足十分の一を月々取除け之を積貯へ貸金の危害に備ふ又預り質物の流れ荷物を賣拂ひ元利差引て利益あれば亦此積金に加ふべし

無名備金 不用道具賣拂代金並に人頭稅働社中奉公人より出したる過代金等を積貯へ諸種備金の不足を補ふべし以上五種積金は他人の請合料(インシュランス)を拂ひ捨たると同理なれば他の費用に充つべからず

第七則 社中所有物の事

積金其外雜用にて買たる道具類等は全社利益の殘餘にして齊しく全社中の所有物なれども兩社中共若し脱社する人は其所分を有するを得ず

第八則

社長(十口以上入社の人にして一ヶ年以上社中にある人に非れば社長たるを得ず但假社長は此限りに非ず)

全社内外の事務を總括し各店役割の當否を察し全社従前の成績後來の安危に注意し諸事を指令し奉公人を進退し評議入札の問題を出す等專執の權あるべし但し專任の役を置たる各科に就てのことは臨時止むを得ざるのときに非れば獨裁すべからず即ち商賣上のことは各店支配人金銀貸借のことは金銀方全社中に關係することは取扱人に議して事を決すべし

取扱人(十口以上入社の人にして一ヶ年以上社中にある人に非れば取扱人たるを得ず)

社中の便宜を謀り諸評議のことを掌り總て社長受持の事務を輔佐すべし又社外或は政府に關することを取扱ふ役目なり

書記方(五口以上入社の人たるべし)

本局の帳面を總括し諸店帳合の精粗を検し全社成績表を造る等専ら其任とす

金銀方(五口以上入社の人に非れば金銀方たるを得ず)

金銀借貸爲替及諸會計を總括し諸入費の辨給を掌る

各店支配人(二口以上入社の人に非れば支配人たるを得ず)



其預り店を支配し商業を取扱ふには専執の權あれども金銀借貸商賣柄變化住地家作賣買轉宅人員の増減（其店限り雇入れの人は此例に非ず）等は獨裁を得ず

第九則

諸店賣場にては商業の元金を預り商賣を營み月々元金の利足家作代金の利足並に月々の利益を勘定場に送り若し損毛ある月は其損分を勘定場より請取るべし故に賣場にては始終身代に増減なしとす

第十則

勘定場にては月々各店より送る處の元金利足を請取り月々其總高の内より入社金高の利足に當る高を現益口に記し其餘を金利口に記すべし又賣場にて損毛ある月は其損分を現益口より出し勘定期に至りて現益總高を元金總高と働社中總入部に比較して法の如く分配すべし

第十一則

元金社中は其出金の多少に拘はらず働社中は其持役の輕重に拘はらず前件諸則中不便利と思ふことあらば會局に云送りて論駁するの權あるべし又以上定むる所と雖ども實際不都合の廉あらば臨時改正することもあるべし

第十二則

働社中並雇人共に毎夕勤怠録に其日の勤怠を認むべし家に在りて勤むるものは（勤）印を押し社用にて他行するものは（外）印を押し輕疾にて社用にあるものは（病）印を押し私用にて他出するものと私宅にて病を養ふものは印を省き其印數を算えて年中勤めたる總日數となす

社長並に取扱人は社局に來らざるも私宅にありて社用を爲すときは勤たる日數に加ふべし

働社中外出入用は其仕拂を記して勘定場に出し社中費用に屬するものは之を償ひ其私費に屬すべきものは之を償ふを得ず東京往復の汽車は下等を例とす只貴客を送迎することあるときは此例に非ず

社中用ゆる所の帳合の仕合は社中記帳法に記するを以て茲に略す

丸屋商社死亡請合規則

當社に入て商賣を勉る者は人々の働に従ひ配分の利益もあることなれば存生の間は衣食に差支なしと雖ども或は死後の覺悟までは手に及ばざる人もあらん依之此度元金五百圓を備へ毎年の利足を以て死亡の人に給する議を定め其規則左の如し

第一條

從來積金の内人頭税並無名積金を以て此元金に備ふべし但し現金積高不足なるが故に保續積金より金百圓福澤氏より金百圓を無利足にて借入定數に充たしめ年々の積立並に利足を加へて其高増加するを俟て其借入金を償却すべし

第二條

此元金は商社公同のものなれば入社金として之を用ひ毎年其利益を加へて増加すべし

第三條

社中死亡する者へは死後即時に金五拾圓を與へて病中死後の用に供す可し

第四條

丸屋商社之記

死後の用に供へて餘あらば當人の遺言に従ひてこれを處置する歟又は遺言なくば最も近き親族へ渡す可し

第五條

目今此請合の高を五十圓と定められたれども此後死亡の人少なくて元金は次第に利倍増加する時は再議して此高を増す可し

第六條

脱社して他の事を爲す者へは請合の高を與ふることなし但年老にして隱居するか又は現に社の事を辭すと雖ども他の商業に就かずして隨意に社の議に關する者はこの請合のことに付き社中と視做して定りの高を與ふ可し

第七條

此請合金を受る者は社中一同なれども試中並に臨時雇の人はこれを除く(試済の後一ヶ年を経て評議の上第一類に入るは次條の如し)

但し入社退社其他の事故に由りこれを受く可き人の姓名は卷末に記し置き時に増減ある可し

第八條

吾社中に来るもの商業稽古人(中年或は小僧の類)は試済の上全一ヶ年を経て始めて死後請合金第一類の連名に入り(金十圓を與ふ)第一類全一ヶ年を経て第二類に入り(金二十圓を與ふ)第二類全一ヶ年を経て第三類に入り働社中と均しく金五拾圓を與ふ可し

第九條

臨時雇の人は之を除くの法なれども試済の上全一ヶ年を経て社中の入札に由て此連名に入る時は上件の法の如し

第十條

働社中の評議に由て新に働社中に加はる人は入局後の日數に拘はらず働分合の多少を問はず第三類の連名に加ふべし(金五拾圓を與ふ)

第十一條

賄所奉公人並に荷造方等は入局より全三ヶ年を経て始めて第一類連名に入るを得べし但し社中評議の上にて業務方の人員に加はる時は其商業に入るの年を以て第一類連名に加へ次年より之を倍すこと一般の例の如し

肉食之說

註 明治三年先生が腸チフスに罹られた時、築地の牛馬會社の牛乳を用ひられたが、其年の秋同會社にて出版した「肉食之說」と題する宣傳文は、先生が其依頼により筆を勞せられたものである。(編者)

天地の間に生るゝ動物は肉食のものと肉を喰はざるものとあり獅子、虎、犬、猫の如きは肉類を以て食物と爲し牛、馬、羊の如きは五穀草木を喰ふ皆其天然の性なり人は萬物の靈にして五穀草木鳥魚獸肉盡く皆喰はざるものなし此亦人の天性なれば若し此性に戻り肉類のみを喰ひ或は五穀草木のみを喰ふときは必ず身心虚弱に陥り不意の病に罹て斃るゝ歟又は短命ならざるも生て甲斐なき病身に於て生涯の樂なかるべし古來我日本國は農業をつとめ人の常食に五穀を用ひ肉類を喰ふこと稀にして人身の榮養一方に偏り自から病弱者多ければ今より大に牧牛羊の法を開き其肉を用ひ

其乳汁を飲み滋養の缺を補ふべき筈なれども數千百年の久しき一國の風俗を成し肉食を穢れたるもの如く云ひなし妄に之を嫌ふ者多し畢竟人の天性を知らず人身の窮理を辨へざる無學文盲の空論なり抑も其肉食を嫌ふは豚牛の大なるを殺すに忍びざる乎、牛と鯨と何れか大なる、鯨を捕て其肉を喰へば人これを怪まず抑も生物を殺すときの有様を見るに無殘なりと思ふ故乎、生た鰻の背を割き泥鰻の首を切落すも亦痛々しからず或は牛肉牛乳を穢きものといはん乎、牛羊の食物は五穀草木を喰ひ水を飲むのみ其肉の清潔なること論を俟たずよく事物の始末を詮索すれば世の食物に穢き物こそ多からん日本橋の蒲鉾は溺死人を喰ひし鱒の肉にて製したるなり黒鯛の潮汁旨しと雖ども大船の艦に附て人の糞を喰ひし魚なり春の青菜香しと雖ども一昨日かけし小便は深く其葉に浸込たらん或は牛肉牛乳に臭氣ありと云はん乎、松魚の鹽辛くさからざるにあらず、くさやの干物最も甚し先祖傳來の糖味噲樽へこと一處にかきませたる茄子大根の新漬は如何、皆是人の耳目鼻口に慣るゝと慣れざるとに由て然るのみ慣れたる物を善といひ慣れざる物を悪しといふ自分勝手の手前味噌だに嘗る其口へ肉のソツプが通らぬとはあまり不通の論ならずや或は又肉食の利害得失を問はず只管我國の風にてこれを用ひずとの説なきにあらざれども今我國民肉食を缺て不養生を爲し其生力を落す者少なからず即ち一國の損亡なり既に其損を知り亦これを補ふ術あらば何ぞ其術を施さざるの理あらん一軒の家に於て病人の多きは我家風なりとて醫藥を用ひざる者あらばこれを智者といふべき乎、我會社既に牧牛馬の法を設け近來は専ら牛乳の用法を世に弘めんとして種々にこれを製し乾酪(洋名チーズ)乳油(洋名バター)懷中乳の粉(洋名ミルク・パラダル)懷中薄乳の粉(洋名コンデンスド・ミルク)等あり抑々牛乳の功能は牛肉よりも尙更に大なり熱病勞症等、其外都て身體虛弱なる者には缺くべからざるの妙品、假令何等の良藥あるも牛乳を以て根氣を養はざれば良

藥も功を成さず實に萬病の一藥と稱するも可なり嘗に病に用るのみならず西洋諸國にては平日の食料に牛乳を飲むは勿論乾酪乳油等を用ること我邦の松魚節に異ならず瑞西國などは山國にて海魚に乏しく山家の民は牛乳のみを以て滋養の食物と爲せり願くば我國人も今より活眼を開き牛乳の用法に心を用ることあらば不治の病を治し不老の壽を保ち身體健康精神活潑始て日本人の名を辱めざるを得べし

牛乳製造の種類

一、牛乳(洋名ミルク)

牛の乳を絞り其まゝこれを飲む或は砂糖を和するもよし又或は口に慣れざる者は茶コツヒー(茶の類舶來品)を濃く煎じ混和して用れば味甚だ香し身體の滋養を助け食物の消化を促し腹合をよくし元氣を増すこと百藥の長と稱すべし又子を育るに牛の乳を用れば乳母を雇ふに及ばず

一、乾酪(洋名チーズ)

牛の乳を製して乾餅の如くしたるものなり鹽氣を含み味甚だよし永く貯置くべし

一、乳油(洋名バター)

牛乳の中に含む油の分を集め鹽に和して製したるものなり蒸餅又は芋の蒸したるものへ附け平日の食事に用ふ又魚類肉類を調理するとき鹽梅に用ふ消化を助る妙品なり

一、懷中乳の粉(洋名ミルク・パラダル)

牛の乳を煎じ次第に乾かして粉になしたるものなり旅行の用意に貯へ又は牛乳を得がたき土地の人は遠方より取

寄せ貯置くべしこれを用るときは湯、水、茶、コッヒー等に和す功能牛乳に異ならず

一、懷中薄乳の粉（洋名コンデンスド・ミルク）

牛乳に精製の砂糖を和し濃く煎じ詰たるものなり其狀飴の如し用法功能乳の粉に同じ

右は我會社にて製する所の品なり其功能は用ひて知るべし凡日本國中の府藩縣にて牧を開き牛乳の製法を弘めんとする者あらば我社中は悦で其法を傳へ天下と共に裨益を謀るべし

明治三年庚午季秋

東京築地中通り 牛馬會社

### 取締の法

社會は新陳代謝の原則に依り時々刻々變幻出沒其の變化殆ど端倪すべからず。我が邦維新以降文物制度の變化實に吾人をし異想の感を生ぜしむ。此の社會の進歩に伴ひ我が警察の進歩も亦驚くべきものあり。明治八年太政官布達に依る我が警察の方針は其の起源何れに發せしや之を知らずと雖も、茲に警察制度の沿革として良や見るべきものあり。左の一篇は故廣澤參議の命を受け福澤諭吉氏の譯出したるものにして、當時の刑部大輔たりし宍戸璣氏の手存し、氏が曩日薨去の際、余が其の遺篋の中に於て發見したるものなり。此の編を讀めば明治の初年、廣澤參議並宍戸刑部大輔が我が警察制度に如何に傾注せられしかを知るに足らん。而して今や三氏相前後して逝く。往時夢か將た幻か。掲げて以て諸君の參考に資せむ。

明治三十四年十一月

警察醫長 山根正次識す（警察協會雜誌）

取締とは事物の條理を守り法律を行はれしめんが爲め是非曲直を裁判する常務の權力なり（常務の權力とは兵力にあらざるを云）、此法の由て來る所甚だ遠し、往古ギリキの世に於ても取締に類する者あり、下りて羅馬の世に至り

取締の權は政府の官吏に歸しリクトルなる者（リクトルとは斧を携る官吏なり日本にて十手を携る類なるべし）罪人を捕へて裁判所に出さば裁判所の奉行目付にてこれを處置すること近世に行はるゝ所の取締職掌に稍々同じ、總て立君獨裁の政府に於ては取締の權威甚だ重くして動もすれば苛刻暴虐の處置を施すこと多し、抑取締の法を以て世間の病氣養生のことに注意し盜賊僞詐等の小罪を防ぎ或は之を發見し少年客氣の行狀を制する等、眞に世の裨益を成せしは漸く近世に行はるゝ取締の法を以て其宜しきを得たりとするのみ

佛蘭西の取締の法は一時嚴刻なることもありしが近世に至りては然らず、且此國に取締の法の行はるゝは年既に久し、紀元千四百年代の央に於てはパリス（佛蘭西の首府）の奉行なる者、常務並に刑法の官員と共に市中の取締、無宿者の取締方を司りしことあり、其頃はパリス市中を十六區に分ち一區毎に取締の頭取一名を置き之に配下の者數人を附屬せしめて諸區の總支配は奉行一人の權に屬せり、即ち其奉行は千四百四十八年佛蘭西王第七世チャールスの命ぜし所にて全國の無宿者並他の罪人の裁判を司るべき全權を執る者なり、千五百二十年の頃第一世フランシス右に云へる奉行の權を取戻して別に一種の總奉行を命じパリスに置て無宿者並に狼藉者を捕へ獨斷にて是を罰するの權を與へり、此總奉行の配下に町奉行三十名あり、其外取締方の吏員は以前に倍したれども其數未だ多からず、千五百六十年に至る迄もパリスの取締に關係せる官吏の總數僅に五百人のみ、佛蘭西に於て市場の取締、尺度量衡の監察、惡商賣の禁制等の事に就ては往古より議政官にて屢評議を遂げ、千三百五十年より千五百六十年に至る迄の間に所定の法令あれども此諸件を合して一局の支配に歸することも知らず區々相分れて每一區の長官各其職掌を異にせり、千五百七十年市中の各區へ命を下し市人をして自ら取締の吏人を選擧する事を許してより其法更に一面目を改め第十四世ロイ

スの世に至ては取締の法則殆ど整齊の極を致せり、國中一般に忍の目付を出して世間の動靜を察し國政苛刻なるもこれに對して不遜なるか若くは宗旨の事に就き國王の趣意に背く者あれば其形跡微細なりと云ふとも忽ち捕へて刑に處し其罪を假すことなし、當時の景況を視るに取締の法は唯政府の暴威を逞するのみにて事實人民に裨益する所は甚だ少なし、第十五世ロイスの時代佛蘭西の政刑廢弛するに及び取締の法も亦共に破れて其弊害益々甚だしく、名は取締と雖も其實は暴君の欲を逞するの方便に用ひ或は嬖臣の寇とする所の人を害して其財を奪ふの術に用ふるのみ、千七百九十四年共和政治の時に至り取締の法を改めて職務を定め其簡條甚だ多し、就中共主なるものを舉れば商賣を安全にせしむる事、危き建物を修覆する事、市街を掃除しこれに燈火を照らす事、世人の難澁たる者を除く事、世間を騒がする者を取押して罰する事、祭禮又は遊覽等人の群集する場所に於て事物の條理を亂さざる様之を監察する事、尺度量衡及び食料の品を吟味する事、不意の怪我又は流行病を防ぎ若し之を防ぐこと能はざる時は之を救ふの術を施す事、旅行の印鑑並に居住免許の手形等を渡す事、乞食並に無宿者を止る事、酒店青樓カルタ遊びの家を監する事、無益に群集する人を逐ひ散す事、宗門の拜禮、著述書の出版、書籍の賣買を監する事、芝居、火藥製造、硝子製造、武器商賣の店を監する事、亡命の人並に囚捕を脱したる罪人を探索する事、街道を監し水火の難に注意する事、兩替交易市場の賣買品禁制の品物を監する事、紀念の爲めに建たる石碑を護する事等是なり、其後又別に職務を増し、醫師獸醫の給料を定め、病人の處を移し、死骸を取片付け、溺死人を探索し、獸園を護する等の簡條皆取締の任に歸せり、第一世ナポレオンの時代にはパリスの取締最よく行届き、當時其奉行にて有名なるジスケットと云る人、取締の事に付、所著の書あり、ナポレオンの後ロイスヒリップの世に至りては取締の吏員一千八百人となれり、頃は千八百四十七年

なり、方今パリスに行はるゝ遊女屋の取締は此時代に定りたる法なり、目今パリスの取締は近傍の五州を合併して管轄する所の本局にて長官一名あり、此長官は内國事務執政の支配を受くる者なり、長官は世人一般の養生事に關係する醫師社中二十人の統領にして一週日毎に集會の席を設けて事を議す、醫師社中の外に評議の三局ありて各々取締の法則を司り其他はパリスの市中を八十區に分ち一區毎に全權の者あり、右に述る所のパリス取締はパリス近傍の地方官にして國王より裁判の權を受けたる者なり、此外に佛蘭西全國の取締りなるものあり、此法は専ら惡事を探索してこれを制するために設けたる者にて其職務は自國を窺はんとする怪しき外國人を捕へ或は政府王命に戻りて密事を企んとする者等を取押ることなり、千七百九十六年までは全國の取締は内國事務局の支配なりしが一時獨立の官局となり千八百十八年に至り又他の執政局に合併したり

英國に於ては往古サクソンの時代より罪惡を止め罪人を捕へ世の靜謐を護するためには平人申合をして取締の法を設けたり、其法人口百人を一區の大組と爲しこれを十區の小組に分ち其小組の内には必ず地面を持つ者あり、右百人の内にて頭分の者一人地方の裁判を司り輕き公事を斷ずるの權あり、小組の頭取は各其組内を穩にし組内の罪人を捕ふるを以て任とせり、然るに世の人口漸く増加し罪惡を犯す者の勢も隨て強大に至り罪狀明白なる惡黨を捕るも或は却て復讐に逢ふの患ありて平人申合せの取締にてはこれを制すべき力なきが故に（古は寺のある所に從て土地を區別せりこれをバリシと云ふ日本にて云へば宮寺の氏子檀家にて土地を分ち同組の氏子同組の檀家と云ふ如し）バリシの申合せにて郡縣の奉行名代人町奉行等を命じて平人申合せの取締に代へたり、此法に由て田舎定式の取締は行届きたれども首府ロンドンに於ては是等の法を以て足れりとせず、千七百五十一年ロンドンの取締の長官ヘヌリ、フェルヂ

ンなる者盜賊増加の事に就き書を著し、其書中に云ることあり、ロンドンの市中は日没の後に通行すること甚だ危し、強盗人殺し其他の罪人常に多しと雖も之を捕ふること甚だ稀にして或は遂に捕へ得ざることあり、右の次第によりヘヌリ、フェルヂンは給料を與へて取締の吏人を命ぜんことを主張して千七百五十三年政府の決議にて取締の吏人を命じたり、然るに國中の人民は取締の法の行はるゝなくして却て國民自由寛大の趣旨を失はん事を恐れ不平を唱ふる者多くこれが爲め法令一度行はれて復たこれを廢せり、下て千七百九十二年に至り又法令を下し取締の局を増して給料を受る吏員を命じ其支配を廣大にせり、此法令に據ればロンドンに取締の局八箇所を設け毎局一名の長官を命じ一年四百ポンドの給料を與へ後又之を増して六百ポンドを與へり、千八百年一箇所の本局に取締の奉行六名づゝを命じてこれに附屬せしめ八箇所を合して四十八名とす、此外に又六十人の奉行ありて市中を巡邏せり、テイムス河畔の（テイムスはロンドンの市中に流るゝ大河）取締局は千七百九十八年以來設けたる者にて其官吏四十一名あり、此外に又ロンドン市中より給料を與ふる吏人四十名と、給料を受けずしてパリシ（前に出づ）より出役する吏人八百六十三名あり、又ロンドン府の外に夜廻りの番卒二千〇四十四人其内八百〇三人はロンドン府内を巡邏す、然れども此番卒は大抵老衰して身體薄弱なる者多く半死半生の貧民のみ其給料も亦甚だ少なく、一夜に付十七セント乃至三十六セント其支配は七十箇所餘に分れり、其後久しく此體裁を改めず千八百二十九年に至りロベルトピール（人名）取締改革の議を發して全權の者二名を命じ其他支別の局は各其支配の處に置けり、千八百三十九年少しく此法を變じ首府取締の權を一處に合併せり、但しロンドンの市中には自から別に獨立の取締を立て其員六百〇八人あり、此變革の法に據れば取締の職務は盡く全權の人々に歸し其關係する所甚だ廣し、取締局の體裁恰も他の裁判局の如く全權一人の獨斷

を以て金銀の出入四十シリング（日本一分計りにあたる）以下の公事は上に訴へずして之を裁判し其他尋常の罪人をも處置するの權あり、千八百五十九年取締の全權一人を命じて従前の官員を廢し此全權へ一年の給料千五百ポンドを與へ、別に助役二人を命じて各八百ポンドを與へり、英國の諸郡定式の取締は其法の行はるゝこと甚だ久しからず諸郡において罪人を捕ること容易ならず殊に少年客氣の爲めに罪を犯したる者を取押るに當り其處置甚だ難きを以て、千八百四十年諸郡に於ても首府の例に倣ひ取締の法を設るを許し此法漸く行はれてより罪を犯すもの少なく、少年の者も次第に行狀を改め人民の私有も安全にして且國中の支配其趣を一様にするを得たり、千八百五十九年諸郡の取締に費したる金高九十九萬一千五百五十五ポンドなりといふ

亞米利加合衆國に於て罪惡を止め罪人を探索し罪人を捕る法は英國の法を寫したる者なり、一郡毎に其奉行と其郡民の名代人なる者ありて事を處し都邑にも亦各其地方の町奉行なる者あり、諸郡諸邑にて常式の裁判を司る者は若干の員數ありて昔日は議政官より之を命じたれども輒近は郡邑の人民より選舉す、其職掌は獨斷を以て罪人を處置し或は大罪の者と雖も之を取押て上等の裁判所へ差出すの權あり、郡邑の大なる處に於ては失火夜盜の恐れあるに由り夜廻りの番卒を命じたれどもロンドンの番卒の如く何れも老年薄弱の者にて其給料も甚だ少なし、晝の間巡邏する取締はニウヨルク、フヒラデルヒヤ、バルチモール、ボストンなどいへる大都會にても近來始まりし者なり、其初めに於ては市民の會社申合せ其都下のマジヨル（町奉行の類）及び其評議役よりこれを命じ取締の場所に各區分ありしが、此法に就き二箇條の不都合あり即ち取締に區分ありて此區より彼の區に力を及ぼすこと能はざれば罪を犯したる者は甲の區より乙の區に走りて其罪を通るゝこと間々之あり一の不都合なり、又各區相分れば其取締の者を命ずるに當て

各々偏頗少なからず二の不都合なり、右の次第に由り千八百五十七年ニウオルクの議政官にて諸都府取締の法を設け  
 ニウオルク、キングス、エストチユストル、リツチモンド、ジャマイカ、ニウタラン、フロツシング、クキーンズの  
 地方に一般の權力を及ぼすべき取締を立てり、此取締には七名の全權ありて支配を爲しニウオルク、マジヨルも其内  
 の一人なり、千八百六十年少しく此法を改め全權の員を減じて三人となし在職五年を限とせり、且其職務もロンドン  
 及びパリスの取締の如く繁多ならずと云へども従前に比すれば大に關係の簡條を増したり

左の表はロンドン、パリス、ニウオルクに行はるゝ取締の人数と其給料とを示すものなり

都府	千八百六十年	千八百五十九年	千八百六十年
全權 ヨムミツシ ヨネル	甲一人 乙一人	甲一人 乙一人 丙一人	三人
同給料	甲七千二百六十ドル 乙三千八百七十二ドル	甲二千六百ドル 乙千六百ドル 丙千ドル	各三千ドル
監督 シユーペルイ ンテンダント	二十二人	二十五人	一人
同給料	二千三百十ドル乃至九百六十八ドル	各八百ドル	五千ドル
目付 インスペク トル	百八十九人	三十五人	甲一人 乙三人
同給料	九百六十八ドル乃至三百九十七ドル	千ドル乃至六百ドル	甲二千四百ドル 乙二千ドル

組頭 カピティン	一	五十七人	三十二人
同給料	一	三百六十ドル	千二百ドル
小頭 セルゼアン	甲十人 乙九十一人	三百十九人	百四十六人
同給料	甲五百二十九ドル 乙二百〇八ドル	三百二十ドル	九百ドル
巡邏番卒 バトロル メン	五千七百〇八人	三千九百五十人	千六百人
同給料	三百七十八ドル乃至三百三十九ドル	三百ドル	八百ドル
人員の共計	六千六百三十八人	四千二百九十八人	千七百八十六人
給料の共計	百七十萬五千六百九十三ドル	百六十萬ドル	百二十七萬六千五百七十七ドル
取締の總入費	二百三十七萬八千五百三ドル	百六十八萬九千二百八十ドル	百三十三萬二千九百七十七ドル

ロンドンに於ては小頭及巡邏番卒へ給料の外に衣服を給し且毎年石炭を與ふ、其高は妻ある者へは一トン（一千ト  
 ンとは二千ポンド）獨身の者へは一トンの内より二割半を引てこれを與ふ

千八百五十九年ロンドンに於て千八百六十年ニウオルクに於て取締の手にて捕へたる罪人の數左の如し

都府	ロンドン	ニウヨルク
人口	二百五十萬人	百四十萬人
捕へられたる罪人の總數	七萬三千二百四十人	八萬一千四百十三人
男子	—	五萬六千九百七十五人
婦人	—	二萬四千六百六十八人
十五歳以下の者	—	二千三百八十六人
二十歳以下の者	—	一萬五百八十五人
人に對して罪を犯したる者	一萬四百八十人	六萬千九百人
財貨に付き罪を犯したる者	二萬四千七百四十九人	一萬三千九百七十五人
無宿者	二千五百九十二人	五千二百六十八人
不養生の罪を犯したる者	千九百四十五人	一萬二千九百九十三人
自國の人	—	一萬七千三百一十一人
他國の人	—	六萬三千八百三十二人
人に對して罪を犯したる者 罪人の總數に比例したる割合	一割四分三厘	七割六分二厘
財産に付き罪を犯したる者 人の總數に比例したる割合	三割三分八厘	一割七分二厘
無宿者を罪人の總數に比例したる割合	三分五厘	六分四厘九毛

以上

註 前掲山根正次の所記には、本文は先生が廣澤參議の命を受けて譯出せられたものとしてあるが、「福翁自傳」に據れば、明治四年政府が東京市中の取締を西洋のポリスの仕組にしよとしたりと、先生は東京府の依頼により各種の原書から警察取締に關する部分を翻譯してこれに應ぜられたものである。(編者)

### 中津留別の書

人は萬物の靈なりとは唯耳目鼻口手足を具へ言語眠食するを云ふに非ず其實は天道に従て徳を修め人の人たる智識聞見を博くし物に接し人に交り我一身の獨立を謀り我一家の活計を立て、こそ始て萬物の靈と云ふ可きなり古來支那日本人のあまり心付ざることなれども人間の天性に自主自由と云ふ道あり一と口に自由といへば我儘のよふに聞れども決して然らず自由とは他人の妨を爲さずして我心のまゝに事を行ふの義なり父子君臣夫婦朋友互に相妨げずして各其持前の心を自由自在に行はれしめ我心を以て他人の身體を制せず各一身の獨立を爲さしむるときは人の天然持前の性は正しきゆへ悪しき方へは赴かざるものなり若し心得違の者ありて自由の分限を越へ他人を害して自から制せんとする者あれば則ち人間の仲間に害ある人なるゆへ天の罪する所人の許さざる所貴賤長幼の差別なくこれを輕蔑して可なりこれを罰して差支なし右の如く人の自由獨立は大切なるものにて此一義を誤るときは徳も修むべからず智も開くべからず家も治らず國も立たず天下の獨立も望むべからず一身獨立して一家獨立し一國獨立して一國獨立して天下も獨立すべし士農工商相互に其自由獨立を妨ぐべからず

人倫の大本は夫婦なり夫婦ありて後に親子あり兄弟姉妹あり天の人を生ずるや開闢の始一男一女なるべし數千萬年



の久しきを経るも其割合は同じからざるを得ず又男といひ女といひ等しく天地間の一人にて輕重の別あるべき理なし古今支那日本の風俗を視るに一男子にて數多の婦人を妻妾にし婦人を取扱ふこと下婢の如く又罪人の如くして嘗てこれを恥る色なし淺ましきことならず哉一家の主人其妻を輕蔑すれば其子これに倣て母を侮り其教を重んぜず母の教を重んぜざれば母はあれどもなきが如く孤子に異ならざるなり況や男子は外を勤て家に居ること稀なれば誰か其子を教育する者あらん哀といふも尙あまりあり論語に夫婦別ありと記せり別ありとは分け隔ありといふことにはあるまじ夫婦の間は情なまけこそある可きなり他人らしく分け隔ありてはとも家は治り難しされば別とは區別の義にて此男女は此夫婦彼男女は彼夫婦と二人づゝ區別正しく定まるといふ義なるべし然るに今多勢の妾を養ひ本妻にも子あり妾にも子あるときは兄弟同士父は一人にて母は異なり夫婦に區別ありとは云はれまじ男子に二女を娶るの權あらば婦人にも二夫を私するの理なかる可らず試に問ふ天下の男子其妻君が別に一夫を愛し一婦二夫家に居ることあらば主人よくこれを甘んじて其婦人に事する乎又左傳に其室を易るといふことありこれは暫時細君を交易することなり孔子様は世の風俗の衰るを患て春秋を著し夷狄だの中華だのとやかましく人を褒たり謗りたりせられしなれども細君の交易はさまで心配にもならざりし哉そしらぬ顔にてこれを咎めず我々共の考には些と不行届のよふに思はるゝなり或は又論語の夫婦別ありも外に解しよふのある文句か漢儒先生達の説もある可し

親に孝行は當然のことなり唯一心に我親と思ひ餘念なく孝行を盡す可し三年父母の懷を免かれず故に三年の喪を勤るなどは勘定づくの差引にてあまり薄情には非ず哉  
世間にて子の孝ならざるを咎て父母の慈ならざるを罪する者少なし人の父母たる者其子に對して我生たる子と唱へ

手以て造り金以て買ひし道具などの如く思ふは大なる心得違なり天より人に授かりたる賜なればこれを大切に思はざる可らず子生れば父母力を合せてこれを教育し年齢十歳餘までは親の手許に置き兩親の威光と慈愛とにてよき方に導き既に學問の下地出来れば學校に入れて師匠の教を受けしめ一人前の人間に仕立ること父母の役目なり天に對しての奉公なり子の年齢二十二歳にも及ぶときはこれを成人の齡と名づけ各一人の了簡出来るものなれば父母はこれを棄てゝ顧みず獨立の活計を營ましめ其好む所に行き其欲する事を爲さしめて可なり但し親子の道は生涯も死後も變るべきに非ざれば子は孝行を盡し親は慈愛を失ふべからず前に云へる棄てゝ顧みずとは父子の間柄にても其獨立自由を妨げざるの趣意のみ西洋書の内の子生れて既に成人に及ぶの後は父母たる者は子に忠告すべくして命令すべからずとあり萬古不易の金言思はざるべからず扱又子を教ふるの道に學問手習は勿論なれども習ふより慣るゝの教大なるものなれば父母の行狀正しからざるべからず口に正理を唱るも身の行ひ鄙劣なれば其子は父母の言語を教とせずして其行狀を見慣ふものなり況や父母の言行共不正なるをや如何で其子の人たるを望むべき孤子よりも尙不幸といふべし或は父母の性質正直にして子を愛するをけれども事物の方向を辨せず一筋に我欲する所の道に入らしめんとする者ありこは罪なきに似たれども其實は子を愛するを知て子を愛する所以の道知らざる者といふべし結局其子をして無智無徳の不幸に陥らしめ天理人道に背く罪人なり人の父母として其子の病身なるを患ざるものなし心の人に若わかざるは身體の不具なるよりも劣るものなるに獨り其身體の病を患て心の病を患ざるは何ぞや婦人の仁といふ可き歟或は畜類の愛と名づくるも可なり

人の心の同じからざる其面の相異なるが如し世の開くるに隨ひ不善の輩も隨て増し平民一人づゝの力にては其身を

安くし其身代を護るに足らず是に於て一國衆人の名代なる者を設け一般の便不便を謀て政律を立て勸善懲惡の法始て世に行はる此名代を名づけて政府といふ其首長を國君と云ひ附屬の人を官吏と云ふ國の安全を保ち他の輕侮を防ぐためには缺くべからざるものなり凡そ世の中に仕事の種類多しと雖も國の政事を取扱ふほど難きものはなし骨折る者は其報を取るべき天の道なれば仕事の難きほど報も大なる筈なり故に政府の下に居て政事の恩澤を蒙る者は國君官吏の給料多しとてこれを惡むべからず政府の方正しければ其給金はやすきものなり常にこれを惡まざるのみならず又從て其人を尊敬せざるべからず但し國君官吏たる者も自から勞して自から食ふの大義を失はずして其所勞の力と其所得の給料と輕重如何を考へざるべからず是即ち君臣の義といふもの乎

右は人間の交の大略なり其詳なるは二三葉の紙に盡すべからず必ず書を読ざるを得ず書を読むとは獨り日本の書のみならず支那の書も讀み天竺の書も讀み西洋諸國の書も讀ざるべからず頃る世間に皇學漢學洋學など云ひ各自家の學流を立て互に相誹謗するよし以ての外的事なり學問とは唯紙に記したる字を讀むまでにてあまりむづかしき事にあらず學流得失の論は先づ字を知て後の沙汰なれば豫め空論に時日を費すは益なき事なり人間の智慧を以て日本支那英佛等僅か二三ヶ國の語を學ぶに何程の骨折ある哉鄙俚らしくも其字を知らずして却て己が知らざる學問のことを誹謗するは男子の恥づべきことにあらず哉學問をするには先づ學流の得失よりも我本國の利害を考へざるべからず方今我國に外國の交易始り外國人の内或は不正の輩ありて我國を貧にし我國民を愚にし自己の利を營まんとする者多しされば今我日本人の皇學漢學など唱へ古風を慕ひ新法を悦ばず世界の人情世體に通ぜずして自から貧愚に陥ること外國人の得意ならず哉彼の策中に籠絡せらるゝ者と云ふべし是時に當て外人の憚るものは獨り西洋學のみ博く萬國の書を読て

世界の事狀に通じ世界の公法を以て世界の公事を談じ内には智徳を修て人々の獨立自由を逞ふし外には公法を守て一國の獨立を耀かし始て眞の大日本國ならず哉是即ち我輩の著眼皇漢洋三學の得失を問はず唯洋學の急務なるを主張する所以なり願くは我舊里中津の士民も今より活眼を開て先づ洋學に従事し自から勞して自から食ひ人の自由を妨げずして我自由を達し修徳開智鄙吝の心を却掃し家内安全天下富強の趣意を了解せらるべし人誰か故郷を思はざらん誰か舊人の幸福を祈らざる者あらん發足の期近きに在り匆々筆を執て西洋書中の大意を記し他日諸君の考案に遺すのみ

明治三年庚午十一月二十七夜中津留主居町の舊宅敗窓の下に記

福澤 諭 吉

### 士族の世祿處分の議

世の事物一利あるものも一害あり一害あるものも一利なきを期す可らず先般廢藩置縣の御沙汰は封建世祿の舊弊を絶つ御趣意天下の大勢始て一に歸したりと云ふ可し然るに廢藩後士族卒の祿制未だ定らず路傍の説に士族の祿は一時に止むと云ふ者あり或は大に減じて永世に傳ふると云ふ者あり物論喋々歸する所を知らずこれが爲め凡そ天下の士族たる者は現今家産の有無に拘らず徒に後來の活計に苦心するのみにて朝夕の衣食を謀るだにも違あらず固より子弟の教育に心を用る者なし國のため長大息すべき事なり抑も日本國世狀の沿革を尋るに古より字を知り書を読み政を談じ經濟を論ずる等都て天下の大事に關する者は悉皆士族にて農工商は唯士族の指揮に従ひ其風に靡くものといふ可し近く今日の形勢を擧て其實を證せん王政一新の功を成し外國の交際を開き其書を講究し其學術を採用し貿易を盛にし物産を勸る等の事其説皆士族より出ざるはなし朝廷に於て人才擢用の路既に開け四民の別なく公務に用るの御趣意

なれども今日現に官員に列する者十に八九は皆士族より出たるものなり外國に遊學し内國にて洋書を読むものも皆士族の子なり翻譯者も士族より出で器械家も士族より出で醫も士族なり兵も士族なり概して云へば方今日本の文明は士族の手に在りと云ふべきなり然るを今其祿を剝取り一時に活計の道を奪ふは恰も文明世教の源を塞ぐに異ならず世に明教なくして誰と共に此國を護らん加之善を爲すに勇ある者は惡を爲すにも氣力あり今の士族に教を施すことなくば忽ち亂暴無頼の域に陥り常に國家の益を爲さざるのみならず世間の風俗を亂りて他人の害を爲すこと甚しきに至るべし或は小學校の設を盛にして農商の子を教へ後來確乎の文化を待つとの説なきに非らず此説最も理に當ると雖ども天下一日も無かるべからざるの文學坐して後來の日を待つべきや或は士族の祿を剝されば國用給せずとの説あり此説是なるに似て大に非なり國用とは國の文明を進るための費用なり今文明の源を塞ぎ更に文明を求むべき道あるの理なし然ば則士族の祿を剝んとするは其財を愛むにあらず世祿素餐の舊弊を除て政體の名義を立るが爲めならん乎政體の名義を立てんが爲め文明の事實を害するは策の當るものと云ふ可らず右の次第に付現今士族の祿は一旦被召上更にこれを其子弟教育老幼扶助の料として下し賜り各處の地方官に命じて盛に教育の道を開き子弟ある者は必ず學校に入れこれなき者は祿の半を教育の積金と爲すの法を定てこの法に背く者は嚴に罰して其罪を假すことなからしめなば士族の祿も亦一利なきにあらず素餐の舊弊を除き人才を育するの裨益を得て名義事實兩ながら相戻ることなく文運地を拂ふの患なきを得ん乎

註 廢藩置縣後、士族の祿を如何に處分すべきやの問題に付、其大意を書して當路者に示されたもの。(編者)

日々のをしへ

註 左の「日々のをしへ」は令息一太郎捨次郎の兄弟が未だ幼少のとき、半紙四折の帳面二冊をこしらへ、毎日一箇條づゝを書して興へられたもので、明治四年のことである。(編者)

おさだめ七ヶ條

- 一、うそをつくべからず。
- 一、ものをひらふべからず。
- 一、父母にきかずしてものもらうべからず。
- 一、ごうじやうはるべからず。
- 一、兄弟けんくわかたくむよう。
- 一、人のうはさかたく無用。
- 一、人のものをうらやむべからず。

だいい 初編

ほんをよんで、はじめのはうをわするゝは、そこなきおけに、みづをくみいるゝがごとし、くむばかりのほねをりにて、すこしもみづのたまることなし。されば一さんも捨さんも、よんだところのおさらへをせずして、はじめのはうをわするゝときは、よむばかりのほねをりにて、はらのそこにくもんの、たまることはなかるべし。

だい二

人たる者は、むしをころし、けものをくるしめなど、すべてむごきことを、なす可らず。かゝるじひなきふるまひをするときは、つひにはわがどうるいの人をも、むごくするよふになるべし。つゝしまさるべからず。

だい三

子供とて、いつまでも子供たるべきにあらず。おいおい成長して、一人前の男となるものなれば、稚きときよりなるたけ人の世話にならぬよふ、自分にてうがいをし、かほをあらひ、きものをひとりにてき、たびもひとりにてはくよふ、そのほかすべて、じぶんにてできることは、じぶんにてするがよし。これを西洋のことばにて、インデペンデントといふ。インデペンデントとは、獨立とまうすことなり。獨立とは、ひとりだちして、他人の世話にならぬことなり。

だい四

人の心の異なるは其のおもての如しとて、ひとびとのこゝろは、たれもおなじものにあらず。まろき面もあり、ながきかほもあるよふに、その心も亦めい／＼のうまれつき、いちよふならず、氣短な人もあり、氣長き人もあり、しづかなるもあり、さわがしきもあるゆゑ、人のふるまひを見て、あながち、わが心にはかなはざるとて、短氣をおこし、いかりのけしきをあらはすべからず。なるたけかんべんして、たがひにまじはるべきなり。

だい五

めくらつんぼうは、かたわなり。一さんも捨さんも、うまれつき、かたわでなくて仕合なれども、かたわといふは、

目と耳とばかりでなく、心にもかたわのあるものなり。正しき道理をきゝてわからぬは、つんぼうにおとり、ほんを見てよめぬは、めくらよりもつまらぬものなり。されば目と耳とのかたわは、はづかしきにあらず、心のかたわこそ、じつにほんとうに、子供のはぢなれ。

だい六

もめんの著物にても、とうさんの羽織にても、すべて著物の粗末なるは、恥づるにたらざれども、きものにあかつき、顔手足のよごれて、きたなきこそ恥なれ。子供たる者はつねに心掛けて、手足をあらひ、きものをよごさぬよふに、つゝしむべし。

だい七

人には勇氣なかるべからず。勇氣とはつよきことにて、物事をおそれざるきしやうなり。何事にても、じぶんの思ひこみしことは、いつまでもこれにこりかたまり、くるしみをいとせずして、成し遂ぐべし。たとへば、ほんを一度よんでおぼえずとて、これをすつべからず、一度も二度も十ぺんも二十ぺんも、おぼえるまでは勇氣を振ひ、なほもつよくなりて、つとむべきなり。

だい八

世の中に父母ほどよきものはなし。父母よりも親切なるものはなし。父母のながく生きてじやうぶなるは、子供のねがふところなれども、けふはいきて、あすはしぬるもわからず。父母のいきしにはゴツドの心にあり。ゴツドは父母をこしらえ、ゴツドは父母をいかし、また父母をしなせることもあるべし。天地萬物なにもかゴツドのつくらざ

るものなし。子供のときよりゴツドのありがたきをしり、ゴツドのころにしたがうべきものなり。

だい九

まいにち三度のおまんまをたべ、よるはいね、あさになればおき、まいにちまいにち、おなじことにて、日をおくるときは、人のいのちは、わづか五十年、いつのまにか年をとり、きのふにかはるこんにちは、しらがあたまのおじいさん、やがてお寺の土となるべし。そもそも、ものをたべてねておきることは、うまにてもぶたにても、できることなり。人間のみぶんとして、うまやぶたなど、おなじことにて、あひすむべきや。あさましきしだいなり。さればいま人となりて、この世にうまれたれば、とりけものにできぬ、むづかしきことをなして、ちくるゑと人間との、くべつをつけざるべからず。そのくべつとは、人はどうりをわきまへて、みだりに目のまへのよくにまよはず、もんじをかき、もんじをよみ、ひろく世界ぢうのありさまをしり、むかしの世といまの世と、かはりたるもよふをがてんして、人間のつきあひをむつまじくし、ひとのころに、はづることなきよふに、することなり。かくありてこそ人は萬物のれいともいふべきなり。

だい十

桃太郎が、おにがしまにゆきしは、たからをとりゆくといへり。けしからぬことならずや。たからは、おにのだいじにして、しまひおきしものにて、たからのぬしはおになり。ぬしのあるたからを、わけもなく、とりにゆくとはいは、桃太郎は、ぬすびともいふべき、わるものなり。もしまたそのおにが、いつたいわるきものにて、よのなかのさまたげをなせしことあらば、桃太郎のゆうきにて、これをこらしむるは、はなはだよきことなれども、たからをとりて

うちへかへり、おぢいさんとおばあさんにあげたとはい、ただよくのためのしごとにて、ひれつせんばんなり。

だい十一

手足にけがをしても、かみにてゆわへ、またはかうやくなどつけて、だいじにしておけば、ぢきになほり、すこしのけがなれば、きずにもならぬものなり。さて人たるものは、うそをつかぬ筈なり、ぬすみせぬはずなり。いちどにてもうそをつき、ぬすみをするときは、すなはちこれを、ころのけがとまうすべし。ころのけがは、手足のけがよりも、おそろしきものにて、くすりやかうやくにては、なか／＼なほりがたく、しやうがいのかたわものとなるべし。かるがゆゑ、おまへたちは、手足よりもころをだいじにすべきなり。

だい十二

こどもは、ものゝかすを、しらざるべからず。たとへば人には、てのゆびが五ほんづつ、あしのゆびが五ほんづつ、てとあしのゆびを、あはせて二十ほんあり。いまおまへたちの、きやうだい五にんの、てあしのゆびを、みなあはせて、いくほんあるやと、たづねられたらば、なんとこたふるや。

だい十三

子供は、にうわにして、人にかあいがられるやうに、ありたきものなり。せけんの人にまじはるに、おとなしくするは、もちろんのこと、じぶんのうちにて、めしつかいのをとをんなに、ものをいひつけるにも、けんべいづくに、ことばをもちゆべからず。たとへば水のみたきときも、をんなどもへ、水をもてこいといふよりも、みづをもてきておくれといへば、そのをんなはころよくして、はやく水をもてくるものなり。なにごとによらず、すべてこのこ

ころえにて、なるたけおうふうにかまへざるやう、ころをもちふべし。

だい十四

世の中に、むづかしきことをする人を、たつとき人といひ、やすきことをする人を、いやしき人といふなり。ほんをよみ、ものごとをかながへて、世間のために、やくにたつことをするは、むづかしきことにて、しやくわんやの土をこねたり、じんりきしやをひいたりするは、ころにしんばいなくして、やすきことなり。されば人のたつときと、いやしきとのくべつは、たゞその人のするしごと、むづかしきとやすきによるものゆゑ、いま、だいまやう、くげ、さむらひなどとて、うまにのりたり大小をさしたり、かたははりつばにみえても、そのはらのなかは、あきだるのやうにからあきにて、ほんもよめず、むづかしきりくつもわからず、ぼかりぼかりと日をおくるものは、たいさう世間におほし。なんとこんな人を見て、たつとき人だの、みぶんのおもき人だのと、いふはずはあるまじ。たゞこの人たちは、せんだいだいから、もちつたへた、お金やおこめがあるゆゑ、あのやうにりつばにしてゐるばかりにて、そのしようみは、やはりじんりきしやをひくものとおなじく、いやしき人なり。

だい十五

人のふりみて、我がふりなほせ。おまへたちもけふまでは、たべものにもきものにも、ふじゆうなかりしが、もしそのころおとなしからずして、いやしきこんじようをもち、ほんをもよますして、むがくもんもうになることあらば、どんなりつばなきものをきても、どんなおほきないへにゐても、人にいやしめられ、ひとにゆびさゝれて、こぢきにもおとるはぢをかくべし。

ひびのをしへ 貳編

とうさい、とうさい。ひびのをしへ二へんのはじまり。おさだめのおきては六かであらう、みみをさらへてこれをきき、はらにをさめてわするべからず。

だい一

てんとうさまをおそれ、これをうやまひ、そのころにしたがふべし。ただしここにいふてんとうさまとは、にちりんのことにはあらず、西洋のことばにてごつどといひ、にほんのことばにほんやくすれば、さうぶつしやといふものなり。

だい二

ちちははをうやまひ、これをしたしみ、そのころにしたがふべし。

だい三

ひとをころすべからず、けものをむごくとりあつかひ、むしけらをむえきにくろすべからず。

だい四

ぬすみすべからず、ひとのおとしたるものをひらふべからず。

だい五

いつはるべからず、うそをついてひとのじやまをすべからず。

だい六

日々のをしへ

むさぼるべからず、むやみによくばりてひとのものをほしがるべからず。

だう

てんとうさまのおきてともうすは、むかしむかしそのむかしより、けふのいまにいたるまで、すこしもまちがひあることなし。むぎをまけばむぎがはえ、まめをまけばまめがはえ、きのふねはうき、つちのふねはしづむ、きまりきつたることなれば、ひともこれをふしぎとおもはず、されば、いま、よきことをすれば、よきことがむくい、わるきことをすれば、わるきことがむくふも、これまたてんとうさまのおきてにて、むかしのよから、ちがひしことなし。しかるに、てんとうしらすのばかものが、めのまへのよくにまよつて、てんのおきてをおそれず、あくじをはたらいで、さいはいをもとめんとするものあり。こは、つちのふねにのりて、うみをわたらんとするにおなじ。こんなことで、てんとうさまがだまさるべきや。あくじをまけばあくじがはえるぞ。かべにのみみあり、ふすまにめあり。あくじをなしてつみをのがれんとするなかれ。

だう

けさのひのでより、あすのあさのひのでまでを、いちにちとし、三十にちはせてひとつきとす。だいのつきは三十にち、せうのつきは二十九にちなれども、まづこれを三十にちづゝとすれば、一ねんは十二つきにて、ひかず三百六十にちなり。十年は三千六百にち、五十年は一萬八千にちなり。おまへたちもいまから三百六十ねると、またひとつとしをとり、おしやうぐわつになりて、おもしろきこともあらん、されどだんだんおほくねて、一萬八千ばかりもねると、五十六七のおぢいさんになりて、あまりおもしろくもあるまじ。一にちにてもゆだんせずして、がくもんす

べきなり。

### 京都學校之記

明治五年申五月朔日社友早矢仕氏と共に京都に至り名所舊跡は固よりこれを訪ふに暇あらず博覽會の見物も素と余輩上京の趣意にあらず先づ府下の學校を一覽せんとて知る人に案内を乞ひ諸處の學校に行きしに其待遇極て厚く塾舎講堂残る所なく見るを得たり依て今其所見の大略を記して天下同志の人に示すこと左の如し

京都の學校は明治二年より基を開きしものにて目今中學校と名くるもの四所小學校と名くるもの六十四所あり

市中を六十四區に分て學校の區分となせしは彼の西洋にて所謂「スクール、ヂストリツクト」ならんこの一區に一所の小學校を設け區内の貧富貴賤を問はず男女生れて七八歳より十三四歳に至る者は皆來て教を受くるを許す

學校の内を二つに分ち男女處を異にして手習せり即ち學生の私席なり別に一區の講堂ありて讀書數學の場所と爲し手習の暇に順番を定め十人乃至十五人づゝこの講堂に出で、教を受く

一所の小學校に筆道師句讀師算術師各一人、助教の數は生徒の多寡に従て一樣ならず或は一人あり或は三人あり

學校は朝第八時に始り午後第四時に終る課業は「いろは」五十韻より用文章等の手習、九々の數、加減乗除、比例等の算術に至り句讀は府縣名、國盡、翻譯の地理、窮理書、經濟書の初歩等を授け或は譯書の不足する所は姑く漢書を以て補ひ習字、算術、句讀、暗誦、各等に分ち毎月吟味の法を行ひ春秋二度の大試業には教員は勿論、平日教授に關らざる者にも皆學校に出席し府の知參事より年寄に至るまで躬から生徒に接して業を試み其甲乙に従て筆紙墨書

籍等の褒美を與ふるを例とす故に此時に出席する官員并に年寄は試業の事と立會の事と兩様を兼るなり

小學校の科を五等に分ち吟味を経て等に登り五等の科を終る者は中學校に入るの法なれども學校の起立未だ久しからざれば中學に入る者も多からず但し俊秀の士女は未だ五科を経ざるも中學に入れ官費を以て教るを法とす目今此類の者男子八人女子二人あり内一人は府下髮結の子なりと云ふ

各校にある筆道句讀算術師の外に巡講師なる者あり其數凡そ十名六十四校を順歴して毎校に講席を設ること一月六度この時には區内の各戸より必ず一人づゝ出席して講義を聽かしむ其講ずる所の書は翻譯書を用ひ足らざるときは漢書をも講じ唯字義を説くにあらず斷章取義以て文明の趣旨を述るを主とせり

小學校の費用は初これを建るとき其半を官よりたすけ半は市内の富豪より出して家を建て書籍を買ひ殘金は人に貸して利足を取り永く學校の資と爲す又區内の戸毎に命じて半年に金一步を出さしめ貸金の利足に合して永續の費に供せり但し半年一步の出金は其家に子ある者も子なき者も一樣に出さしむる法なり

金銀の出納は每區の年寄にてこれを司り其總括を爲す者は總年寄にして一切官員の關する所にあらず

前條の如く每半年各戸に一步の金を出さしむるは官の命なれどもこの金を用るに至りては其權全く年寄の手に在り此法はウェーランド氏經濟書中の説に暗合せるものなり

小學生徒の數每校少きものは七十人より百人多きものは二百人より三百人餘、學校の内極て清楚壁に疵付る者なく座を汚す者なく妄語せず亂足せず取締の法行届ざる所なし且學校の傍に其區内町會所の席を設け町役人出張の場所と爲して町用を辨するの傍に生徒の世話をも兼るゆる一層の便利あるなり

四所の中學校には外國人を雇ひ英佛日耳曼の語學を教へり其法は東京大阪に行はるゝものと大同小異每校生徒の數男女百人より二百人其費用は全く官より出づ中學校の内英學女工場と唱ふるものあり英國の教師夫婦を雇ひ夫は男子を集めて英語を授け婦人は女兒を預りて英語の外に兼て又縫針の藝を教へり外國の婦人は一人なれども府下の婦人にて字を知り女工に通ずる者七八名ありて其教授を助けりこの席に出で、英語を學び女工を稽古する女兒百三十人餘七八歳より十三四歳華士族の子もあり商工平民の娘もあり各貧富に従つて紅粉を裝ひ衣裳を著け其裝潔くして華ならず粗にして汚れず言語嬌艷容貌溫和ものいはざるも臆する氣なく笑はざるも悦ぶ色あり花の如く玉の如く愛すべく貴ぶべく眞に兒女子の風を備へて彼の東京の女子が斷髮素顏まぢだかの袴をはきて人を驚かす者と同日の論にあらざるなり此學校は中學の内にて最も新なるものなれば今日の有様にて生徒の學藝は未だ上達せしにはあらざれども其溫和柔順の天稟を以て朝夕英國の教師に親炙し其學藝を傳習し其言行を聞見し愚痴固陋の舊習を脱して獨立自主の氣風に浸潤することあらば數年の後全國無量の幸福を致すこと今より期して待つべきなり

小學校の教師は官の命を以て職に任ずれども給料は町年寄の手より出るがゆゑに其實は官員にあらず市井に屬する者なり給料は區の大小生徒の多寡に由て一樣ならず多き者は一月金十二三兩少き者は三四兩官員にて中小學校に關する者は俗務の傍に或は自己の志を以て教授を兼る者多し總員二十名を出でず等級に由て月給同じからず多きは七十兩少きは十四五兩乃至二十兩平均一人に付二十五兩に過ぎず二十人にて一月五百兩なり官の費用少くして事務よく整ふものと云ふべし

明治五年申四月學校出版の表に據るに中小學校の生徒一萬五千八百九十二人男女の割合凡十と八とに等し年皆七八



歳より十三四歳今より十年を過ぎなば童子は一家の主人と爲りて業を營み女子は嫁して子を生み生産の業、世間に繁昌し子を教ふるの道、家に行はれ人間の幸福何物かこれに比す可けん今年既に一萬五千の數あり明年に至らば又増して三萬と爲り他の府縣も亦此法に倣て學校を建ざる者なかるべし然らば則爾後日本國內に於て事物の順序を辨じ一身の徳を修め家族の間を睦じくせしむる者も此子女ならん世の風俗を美にして政府の法を行はれ易からしむる者も此子女ならん工を勤め商を勧め世間一般の富を致すものも此子女ならん平民の智徳を開きこれをして公に民事を議するの權を得せしむる者も此子女ならん自から勞して自から食ひ一身一家の獨立を謀り遂に一國を獨立せしむる者も此子女ならん廣く外國と交を結び約束に信を失せず貿易に利を失はしめざる者もこの子女ならん概してこれを云へば文明開化の名を實にし我日本國をして九鼎大呂より重からしめんには此子女に依頼せずして他に求むべきの道あらざるなり民間に學校を設て人民を教育せんとするは余輩積年の宿志たりしに今京都に來りはじめて其實際を見るを得たるは其悦恰も故郷に歸りて知己朋友に逢ふがごとし大凡世間の人この學校を見て感ぜざる者は報國のこゝろなき人といふべきなり

明治五年申五月六日京都三條御幸町の旅宿松屋にて

福澤 諭 吉

彗星の辨解

明治五年七月とやらに地球がわれるとの噂あり扱々恐ろしきことなり井鉢いんぼつのわれるのはおさんどんの不調法ともいはんが世界の破裂は其罪を歸するべき相手もあらず先づ辛抱して時節到來とあきらめるより外に仕方もあるまじ此

話は當春の頃東京大阪へも行はれしことにて其次第は西洋天文家の説に當年彗星が出るかも知れぬ元來彗星（コメツト）は其數幾個もありて遊星（プラネット）にもあらず恆星（ヒキスドスター）にもあらず大空の間に動き我日輪と他の日輪と二個の恆星（日輪も恆星も同じのなり恆星の處より我日輪を見れば星の如くなるべし詳なるは天文の譯書を見るべし）中心にして小判形こばんがたの道を通るものゆへその通る道にて萬々一も地球に打當ることあらば地球は破裂するならんといひしを世間の文盲が聞かじりてヤレ地球がわれるのヤレ世界が崩れるのと見て來たやうに噂するのみ此廣き大空の中に地球と彗星などは見るに足らず或は通り合せて打當ることもあらんれども太平洋にけし粒を二つ流せしが如し打當ることもあらん乎先づ心配はなき方なり抑も人の力に及ばざる天災を心配するは無益なることなり無學のくせに斯る益なきことに氣をもむよりも人間世界には患ふべきことこそ多けれ地震、雷、流行病、現在目の前の心配にあらずや地震の防ぎには家の造りにも心を用ゆるがよし雷の用心には避雷ひらいの仕掛もあるものなり流行病の手當も知らずして衣食住を不潔に爲し置き病に罹れば無益の漢藥草根木皮を用ひ甚しきはまじないをして病を癒さんとし孝行息子こやうこが御百度参りの留主に親父はくたばり嗚呼御利生もなきことゝてあきらめをつけ醫療を加へずして親を殺したとは夢にも知らざる者あり無智とやいわん無學とやいわん名も付難き馬鹿息子なり又今日は世間の有様を見るに文明日に新に開化月に進み其舊を棄て新是を謀るの時勢文武共に面目を改め西洋の道にあらざれば一として實の功を成すものなし試に見よ都會の形勢緋おどしの鎧十領の價は金一兩に足らず劍付の鐵砲壹挺は壹朱と三百文にて買ふべし正宗の刀は釘の地金に用ひ難しとて買ふ者なし妙珍のかぶとも鍋の代用にならずこれを重寶する者あらん乎くやくも經書史類は新古を撰ばず横濱に持出して支那人に賣付けかけまくも皇國すうこくの古書ふるしよは秤に掛て紙くすやの手に渡し筒

袖行はれて上下袴は簞子の場ふさぎとなり斷髮流行して鬢付元結屋は分散する者多し大勢一轉留れとも止め難し士農工商各其趣を變ざるべからずの時なり斯る世の中に生れながらむかしかたぎの井の底に坐し針の耳から世間をのぞき王政復古の古の字に泥みて神代の昔にも復るものと思ふは些と不了管の様に見ゆるなり此様子にては迎も國家の富強を求むべからず商工の繁昌を望むべからずこれを大にすれば日本國の獨立を破りこれを小にすれば一家の身代を破らん恐ろしきことならずやあてにもならぬ地球の破裂を心配するより目の前にさしかゝりたる國と家との破裂を患ふべきなり

明治五年申六月十九日豊後府内傘和町の旅宿鹽屋善五郎宅にて

福澤 諭 吉記

註 此一文は先生の郷里中津市弓町の濱田銀太郎といふ人が所有してゐたもので、濱田の家は先生の舊宅の近所に在り、先生の母堂が其孫娘のおいち（先生の兄三之助の遺子）と二人で中津に住んでゐた時、濱田はおいちと稚な友達であつた。其後二人は東京に移住したが、明治五年福澤先生が中津へ歸つてゐると聞き、何氣なく其家に行つたところ、先生が出て来て、お前は何處の者かと尋ねられたので、弓町の濱田だと答へると、それではこれを上げるから家へ歸つて讀んで見るがよいとて、此一文を與へられたといふことである。（編者）

### 「子供必用日本地圖草紙」題辭

世間に刊行の地圖多しと雖ども大抵皆地理案内の實用を主として探索を究めたるものゝみにて初學兒童へ地理を教るためには却て不便利なり加之近來は彫刻の術次第に精巧に進み新鑄の地圖隨て出れば隨て細微を極め方尺の紙に八

十餘州の山川郡邑名所古跡を記し盡し肉眼以て見る能はざるものあり六七歳の兒童初てイロハを習ひ初て東西南北を知り正に八十餘の國名を誦誦して未だ東京の東に在て京都の西に在るを辨ぜざるの時に當り遽に細圖を示してこれを學ばしめんとするは其難きこと猶彼の讀書の初に經典の講義を聽かしむるが如し教る者は徒に勞して學ぶ者は實の益なし故に地圖の益々密なるは兒童の爲には益々不便なり今此略圖には唯國界と其國名とのみを記し兒童の眼を勞せずして大略の方位を了解せしめんが爲め故さらに其圖畫を粗大にせり既に此粗圖の方位を辨じたる後に他の細圖を與へて此彼比較せしめ自から筆を執て彼の細圖中の山川郡邑等を取り略圖の白地に寫して置位を誤ること勿らしむ可し或は學校教授の席に於ては其寫法の巧拙を以て生徒學業の甲乙を定るも可なり故に此圖は世間の實用に供す可き正圖に非らず唯初學の兒童習字の傍に用ゆ可き地理の草紙なれば前に余が著したる啓蒙手習の文に附屬せるものと見做す可きなり

明治六年七月

福澤 諭 吉記

### 商法講習所設立趣意書

人間の事務は内外公私の別あるより其有様を比較せざれば輕重を斷すべからず昔鎮國の世に在ては商人たる者能く國內の商法を取扱ひ能く國內の景氣を察して其機を失ふことあらざれば乃ち大に家を興して一大商賈の名譽を全うし一身の生計も立ち世間の便利をも達して内外公私の分を盡したるものと云ふべし此時代には日本の商人唯國內に於て相互に其身の有様を比較し此は彼よりも富みて巧なり彼は此より貧にして拙なりとて其榮辱唯一國の内に止まること

「子供必用日本地圖草紙」題辭

商法講習所設立趣意書

なりしかども今や外國と貿易の取引始まるに及んでは事物の景況頗る面目を改め復た舊時の有様に安んずべからず彼の富と謂ひ巧と謂ひしものは内の富なり内の巧なり古に公と思ひしものも今は唯一國內の私のみ今日に至ては全く日本國の富と諸商人の才力とを一に合し其全體の強弱大小を以て西洋各國のものに比較せざるべからず目今にても或は諸開港場に於て外國人と商賣を取組み一時に勝利を得て數萬の富を致すものもあらんと雖も其實は外國人と戰て勝ちたるにあらす他の日本商人が拙劣なるが爲に意外の僥倖を得たりと曰ふに過ぎざるのみ外國と戰ひたるにあらす内國の同士打ちなり故に外國を相手に取て商法の鋒を争はんとするには内外全體の勝敗を一年に平均し又十年に計算して始めて雙方の巧拙貧富を知るべきなり之を今の商人の公務と云ふ

今の日本の商法を以て外國に敵すべからざるの簡條は枚擧に遑あらずと雖も爰に其一を示さむ田舎に小店あり萬屋と云ふ吳服太物あり下駄傘の賣物あり婚禮の諸道具、葬式の品物、皆此店に於て調はざるものなし店先は煩はしく繁昌して主人も聊か得意の色なきに非ざれども此萬屋の帳場に至て其内情を問ふに品の仕入は一切都會の間屋を仰ぎ問屋の命する元價を以て元に定め僅に一割か二割の口錢を取るのみにて其吳服は何れの地に生ずるもの歟、其下駄は何人の手に成るもの歟、誰の手より誰の手に移り問屋は何の用を爲して幾何の利益あるもの歟、問屋の帳合は何様なる歟、其主人番頭は如何の働きあるもの歟、之を知らんとするの意もなく唯問屋より授くる所の口錢を戴くのみ仕入買出の事情斯の如し又此萬屋より積出して問屋へ送る産物の捌方も同様の取扱を蒙り仕切は問屋の勝手次第、都會の間屋が田舎の商人を生捕るとは此事なり大都會に住居する商人の眼を以て此萬屋の主人を見れば亦慙笑すべきに非ずや然るに今此都會の大商人たるもの外國人に對しては却て萬屋にも恥づべき所業を爲すは何ぞや萬屋の主人其有様は慙

むべしと雖も時としては都會にも出掛て兎に角に問屋と直談にて事を掛合ひ文通も自在なり差引の勘定も慥なり恥るに足らざるなり然るに今の日本の商人は外國の品物を買ふに其來る處を知らず自國の物を賣るに其行く處を知らず横濱神戸に在留する外國人を仰て其取次を頼むに非ずや開港場の外國人は問屋に非ず正銘の仲買なり此仲買共を開港場より打拂ふに非ざれば日本の商賣は逆も盛大の見込あるべからず其理甚だ明なりと雖も方今の景況にては却て此仲買の爲に窘められ既に主客を異にする程の勢にてロンドン、パリスの間屋へ直談などの話は前途尙遙かなり況んや今の學問の有様にては外國人と交通も不自由なり其帳合の法も解し難きもの多きをや百方より之を觀て商賣の事に就ては我國に勝利の見込み甚だ少なしと云はざるを得ず田舎の萬屋に及ばざること遠し

日本の文明未だ進まずして何事も手後れと爲りたる世の事なれば獨り商法の拙なるを咎むるの理なし何事も俄に上達すべきに非ず唯怠らずして勉強すべきのみ維新以來百事皆進歩改正を勉め文學を講ずる者あり藝術を學ぶものあり兵制をも改革し工業をも興し頗る見るべきもの多しと雖も今日に至るまで全日本國中に一所の商學校なきは何ぞや國の一大國典と云ふべし凡そ西洋各國商人あれば必ず亦商學校あり尙ほ我武家の世に武士あれば必ず亦劍術の道場あるが如し劍を以て戰ふの時代には劍術を學ばざれば戰場に向ふべからず商賣を以て戰ふの時代には商法を研究せざれば外國人に敵對すべからず苟も商人として内外の別を知り全國の商戰に眼を著くるものは勉むる所なかるべからず米國の商法學士ホウキツニー氏積年日本に來りて商法を教へんとするの志あり森有禮富田鐵之助兩氏の知る人なり東京其他の富商大賈各其分を盡して資金を出すの志あらば兩氏も亦周旋して其志を助け成すべし

明治七年十一月一日森富田兩君の需に應じて

福澤 諭 吉 記す

商法講習所設立趣意書

教育の力

註 此文は某氏所藏の先生自筆原稿に據つたもので、明治八九年頃慶應義塾より刊行せられた雑誌か新聞のために書かれたものであらうと思はれる。(編者)

人の能力には天賦遺傳の際限ありて決して其の以上上るべからず牛馬の如き其の良否は二三歳のときに識別すること易しと云ふ人生も牛馬に異ならず彼の相撲の番附の末席に二年も三年も名を記されたる小男が關取に昇進せんこととはとても望むべからず唯精神の働は無形にして身體の大小強弱を見る如く幼少の時より其の智慧を識別すること易からざるが故にやゝもすれば教育を見ること重きに過ぎ「人學べば智なり學ばざれば愚なり」とて智慧は唯教育の如何に存することゝ信じて恰も人力を以て智者を製作せんと欲するものなきにあらずされども是は大なる間違にて人の子の天賦に智慧の定度あるは馬の子が良否に約束あるが如く力士の昇進に際限あるが如くにして苟も其の達すべきに達したる上は毫も其の以上に出づるを得べからず古人の言に「上知と下愚とは移らず」と云ひたれど移らざるもの豈唯上下に限らんや中知中愚幾百千段の優劣は既に先天に定まりて決して動かざるものなり

然らば教ふるも益なし教へざるも損なし教育はすべて徒勞なりと思ふ者もあらんされどこれまた大なる間違にして世の中に人を教ふる程大切なることはなしと云ふも可なり

其の次第を語らんに教育は譬へば植木屋の仕事のごとしもし天然のまゝに捨て置かんには庭の松も次第に枝ぶりを悪しくし園の牡丹も富貴の相を失ひ時としては蟲に害せられて枯れ凋むこともあるべしこれを植木屋の手にかけて枝

を矯め根に培ひ四時注意を怠らざればこそ生氣充滿して枝ぶりといひ色香といひ之を他の野生のものに比較すれば殆ど同種類の物とは思はれざるほどに至るなれば今人の子を其の生れたるまゝにして體育智育德育共に注意する者なからんには其の子の天賦如何にかゝはらず唯其の周囲の風に吹かれ時としては智徳の蟲とも稱すべき悪習慣に慣れて心身の品格を失ひ概して粗野下等の匹夫匹婦たるを免るべからず苟も其の子をして天然の持前を空しうすることなく其の素質の全量を琢磨して光を放たしむるものは教育の功徳と云はざるを得ず

故に教育の要は人生の本來になきものを造りて之に授くるにあらず唯有るものを悉皆發生せしめて遺る所なからしむるにあるのみ如何に巧なる植木屋にても草木の天性に備るだけを見事に成長せしむるのみにして其の以上に至りては何等の工夫もあるべからず教育の事大切なりと雖もその力を重んずること其の實に過ぐるは天下の通弊にして恰も教師の工夫を以て人物を陶冶し出さんとする如き者無きにあらず畢竟人生の天賦の遺傳に堅き約束あるを知らざるが爲なり

明治八年五月一日三田集會所發會の祝詞

註 これは三田演説館開館のときの祝詞である。(編者)

友を會して演説辨論するの必用なるは喋々之を論ずるに足らず苟も日新の學に志す者なれば其利益を知らざるはなし然るに之を實際に施すに當て或は其事に従はざる者あるは何ぞや事の大切なるを知らざるに非ず必竟進取の勇氣なきのみ其極度を尋れば俗に所謂「キマリガワルイ」と云ふに過ぎず

教育の力 明治八年五月一日三田集會所發會の祝詞

今此俗語の意味を註解すれば習慣に違ふとの義のみ習慣固より違ふ可らざるものなりと雖ども文明の發達を謀れば之を破て妨なきものあり之を破らざる可らざるもの多し結局文明と習慣とは并立せざるものと云ふも可なり

抑も習慣の有力なること當に第二の天然たるに非ず實の天然も之がために掩はれて眞面目を見はざるもの多し古今天下の人生を見るに習慣の内に生れて習慣の内に死し一生又一生に傳へて遂に其範圍を脱すること能はず事物の利害得失皆この習慣を以て目的と爲し甚しきは善惡邪正を判斷するにも其極は習慣に止まりて之に従ふものを正理と稱し之に違ふものを邪惡として疑はざるに至れり

故に習慣に従ふ者は智者の如く之に違ふ者は愚者の如く智者は著實にして止まるが如く愚者は輕卒にして動くが如し習慣の範圍内に居て片眼以て此趣を見ればこの智者誠に智にして愚者誠に愚なるが如しと雖ども少しく範圍を脱して一方より窺ふときは却て爰に反對を見ることあらん請ふ試に之を論ぜん

文明の要は發達進取に在て之を害するものは停滯不流より甚しきはなし然り而して此停滯不流の元素と發達進取の元素とを分析して其性質の相似たるものを求めれば甲は必ず止て著實なるものに伴ひ乙は必ず動て輕卒なるものゝ内に存せざるを得ず加之著實と云ひ輕卒と云ふも唯事の性質を形容したる語なれば或は著實に易るに頑陋の字を用ひ輕卒の異名に穎敏の字を用るも元素の性質に差響あることなし今穎敏にして文明に進む者を智と爲し頑陋にして習慣に拘泥する者を愚と爲すは萬人の許す所なれば是に於てか前に智者の如くなりし者却て愚と爲り愚者の如くなりし者却て智と爲りて始めて智慧の反對を見る可きなり

今我日本に於て古來未だ曾て設けざる所の集會席を設けて未だ曾て演說辨論せざる所の事を演說辨論せんとするこ

となれば其習慣に違ふは固より論を俟たず其席に就く者は愚なるが如く其論する所の事は無用なるが如く習慣の範圍内より此趣を窺見るときは恰も愚者を會して無用の事を談するが如くなりと雖ども前に記す所の趣意に従て智慧の元素を分析せば果して其反對を得ることあらん

抑も我輩に於て開闢以來集會演說の端を開きたるものは去年の夏我社中の發意を以て始と爲し未だ期年にも満たざることにて固より其體裁を成すに至らず今日に在て集會所の普請を終りたりと雖ども之を祝するに詞ある可らず故に余輩は今の有様に就て祝詞を述べずして唯集會演說の大切なる次第を説て祝詞に易へ其果して祝す可きや否は後日に附して事の成跡を待つのみ

### 西郷隆盛の處分に關する建白書

願 書

私 共 儀

當御時勢に付聊心附の儀建白仕度奉存候尤先般舊同藩士の内心得違の者有之及暴發於私共も恐入候次第に候得共右は全く狂暴過激輩の所行に出で自餘の徒に至ては決して方向を誤候者に無之苟も國家の爲心附候儀を右等嫌忌の爲默止候ては却て背本志候儀と決議仕今般別紙書面持參謹で進獻仕候乍恐微衷を御洞察宜く御執奏被成下候様仕度伏して懇願仕候頓首敬白

明治十年七月廿四日

西郷隆盛の處分に關する建白書

大分縣

- 猪飼麻次郎
- 中野松三郎
- 山口廣江
- 桑名豊山
- 鈴木閑雲

太政大臣 三條 公  
閣 下

大分縣下中津士族同志總代猪飼麻次郎等

誠恐誠惶頓首々々謹で書を

敕聖文武天皇陛下に上る 麻次郎等草莽の微臣にして固より天下の事に關涉すべき分に非ず亦廟堂の大議に喙を容るべき權限あるに非ざれども苟も皇國三千餘萬の一部分に齒するを以て國家重大の事件に於て憂慮する所のもの之を默々に附するに忍びず敢て威嚴を冒瀆し謹で其意見を具し以て上陳する所有んとす抑臣等の所謂意見なるもの必しも制度を改め憲法を變じ功を歲月の間に求むるものに非ず特に之を急劇變亂の今日に施し以て天下人民の安寧幸福を圖らんとするもの願くば幸に少しく意を留めよ

本年二月九州の西南に騷擾を起してより以來既に六月の久きに互れども未だ鎮定に至らず官軍の死傷殆ど萬を以て計へ賊の死傷する所推して亦知る可し夫れ其死傷する所のものは官賊に論なく皆是精銳勇敢の士之を殺して以て皇國の威を耀すに足らず或は偶々其元氣を損すると云ふも可なり均しくは日本國の臣民其方向を誤るものは固より憎む可くして王師の之を討滅する事已むを得ざるに出ると雖も外國交通の今日に當て之を考ふる時は豈之を慶す可しとせん乎之を悼む可しとせん乎

凡そ物必ず自ら腐て而後蟲之に生じ人必ず先病で而後外邪之を犯す竊に聞く舊幕府顛覆の日或る外人は之を助けんと云ひ尙維新の初めにも或る外人は横濱東京に於て往々幕府恢復の説を唱へて人を教唆したること有り今日西南の賊假令外國の援を假るの念なきも狡猾なる外人は此際に乘じ利を射んが爲め何等の奸謀を運らして直に之を助けざるも之に銃砲を貸し彈藥を賣る等非常の不都合を醸すことなきも未だ期す可からず若し斯の如き大事に至ては晉に國體を辱むるのみならず或は恐くは再び救ふ可からざる罅隙を其間に開かんことを臣等實に憂苦に堪へざるなり

殆ど焉より甚しきものあり何ぞや征討以來國財を消費すること既に其幾千萬を知らず聞く所に從へば政府出兵の爲に既に歳入三分の一を費せりと政府の一方にして斯の如し賊の費す所のもの等しく日本國の賊なれば亦之を算入せざる可らず之を直接の國費となし加ふるに戦地の家を焼き什器を毀ち田畑を荒し職業を妨る等間接の費を以てすれば全國の損耗擧て言ふ可らず

今の日本は富國に非ず開港以來戊辰前後の戦争に多く國財を消費し維新の後も大に海陸二軍を整へ盛に文學を起し文武學校の設け僚局土木の營み首府の壯觀前古比なく鐵道電信其他百般の工業皆世の文化を進め人の知見を開き大に

生黎の幸福を圖るものと雖も目下の費用は果して如何ぞや諸官省巨萬の費は姑く之を聞き彼の地租改正の新法の如き結局舊政府の苛税を減じて公平ならしむるに出るものと雖も一時全國の經濟を計れば此改正の爲めに土地より生ずる所のもの一粒の多きを加へずして其費用は殆ど一箇年の税額に等しと云ふ今の法に従ひ全國一般に此改正を施行し終るの時に至て其費用の精細を計らば幾何の巨額に至る可き

抑も文化を導くが爲め費す所の財は或は其報を永年の間に得ること有る可ければ概して之を全損と名く可らずと雖も目下の經濟に於て人民の貧困を察すれば之を臨時の國費と云はざるを得ず既に此國費有り之に加ふるに全損回復の目的なき戰爭の浩費を以てす其の之を供給するものは果して誰ぞや夫れ國に臨時の損耗有るも臨時の利益を生ず可き路有るに非ざれば此損耗を負擔するものは結局日本國の人民に非ざるを得ん乎

蓋人民の此國費を負擔する所以は特に其能く公共義務の在る所を知ればなり若し人民をして其負擔する所何の義務に係るを知らしめず妄に之を強ひんとせば壓制に非ずと云ふと雖も恐くは天下辭有んことを昔米國獨立の戰及び近頃普佛の戰爭の如き人民其能く戰の已を得ざるに出で費額の已を得ざるに用ゆるを知り勝敗一に人民公同の負擔に頼るを以て終に能く其獨立を全し其敗國を維持するを得たり今苟も政府の意をして果して天下に孚有らしめば公衆をして其負擔す可き趣旨を明かせしめば死命だも尙且敢て之を辭せざる可し何ぞ況や艱苦に於てをや何ぞ況や費用に於てをや驅て之を水火に投ずと雖も天下を擧げて唯上の令する所故に臣等以爲らく政府の意旨を疏開し以て衆庶の心を達せしむるは今日至急の要務なりと

西南の變皆云ふ西郷隆盛等の暴發するや不平を訴るに出るものと臣等の愚を以てするに殆ど其何の故を詳にする能

はず何となれば人の不平は必ず不満足の事有るものなり而して今や該縣の士族は舊藩の餘光を藉り維新の後も自から他舊藩士族とは名望を殊にし政府貴要の地位を占むる者多く假令非役士族と雖も之を他の士族に比する時は其面目同日の論に非ず而して喜ぶ可きに怒り満足す可きに怨望するは人心の顛倒も亦甚し是等の事情を察すれば該士族の暴發は何歟別に原因あること、臆測せざるを得ず或は隆盛野心飽くことを知らざる者にして恐多も 天位を覬覦するか或は足利氏の例に倣ふて獨立の幕府を立んとするが如き大逆無道言ふに忍びざるの事を企る者歟臣等の臆測も未だ此の如き太甚しきに至らず嚮きに隆盛官位剝奪の命未だ下らざるの日に當てや政府彼を待遇する所以のものを觀又世上一般の物議を聞くに隆盛は無二の忠臣と確信せるに一旦此命の下るを聞き實に驚愕に堪へず嗚呼昨日の忠臣は今日の賊人心の恆なき一に何ぞ此に至るや臣等は畢竟世上の物議に欺かれたるものなりと自ら赧然たらざるを得ざれども尙今日に於ても夫恐多き 天位を覬覦し幕府を立るが如き一大事に至ては隆盛が思想の及ばざること、是等は臣等の竊に安する所にして世人も亦皆許す所政府と雖も恐くは夫までの御疑念は有之間敷此に由て之を觀れば何れにも彼暴發は究めて他に原因の在る有らん

抑も薩人の暴發には必ず原因有ることならんと雖も世人一般未だ其在る處を知らず當二月征討の命下るや鹿兒島縣の暴徒兵器を携へ熊本に闖入候條反跡顯然云々と有之今般の騷亂に就き其原因として世人の公に知る所は此一片の御布告のみなれども兵器を携へ他縣に闖入するは事の外形に顯れたる者のみ必其事に就き未だ世人の知り得ざる原因の又其原因なかるべからざるなり

或は云ふ隆盛の事を擧ぐるや曰將に政府に尋問する所有らんとすと夫れ隆盛果して尋問する所あらば恭順謹慎其措

置宜く成規に遵ふべし亦何ぞ必ず兵力を藉らん而して兵器を携へ國境を出るが如き實に國憲を犯す者政府の之を討ずる固より其處なりと雖も世或は疑を其間に措く者なきに非ず曰明治七年西郷隆盛已下陸軍士官兵卒の歸縣するや尋常免役解隊の法に異なるもの有るが如し果して異なる所あらば亦其由縁なかる可らず苟も其由縁あらば則ち所謂彼尋問せんとする所のもの安ぞ其之に根柢するなきを知らんや而るを今俄に大兵を發して之を討じ其言はんと欲する所の者は既に壅塞して通ぜず終に彼をして憤懣潰裂亦顧忌する所無からしむると抑隆盛は維新の元勳にして位正三位に叙し祿二千石を賜ひ其所謂無二の忠臣なるもの今日に至ては無二の逆臣其行事宛も天壤の差有るが如し世人竟に其何等の故なるを解すること能はざるなり

或は云ふ隆盛以下暴發の口實は政府の顯官某より刺客を遣り隆盛を暗殺せんと企たるに就き其曲直を糺さんとすと本年二月十八日總督宮御達に據れば固より無根の事に係ると雖も天下の衆庶毎戸に説く可らず每人に諭す可らず或は之を偽として擯るもの有り或は之を實として信する者有るが如し是等の事衆庶の最も囂々として止まざる所なり蓋し疑惑の存する所は人心方向の分るゝ所以て察せざるべからざるなり苟も人心の一定せざる則ち全國の丁壯勇往猛進の氣勢を沮喪挫折せしめ其關係する所實に少々に非ざるなり仰ぎ願くば是等の疑惑に關涉せる事件は悉皆之を集めて公平に糺明し以て人心の疑を解かんことを

右等の條件枝葉の細事に至るまで糺明瞭然ならしめば事の間接より直接に互り遂に今日兵亂の眞の原因も分明詳悉す可きなり其原因一たび明にして而後人民の方向も始めて爰に一定せん切に願くば慈仁寛大の特旨を以て暫く諸口の進軍を停め休戦の命を下し然る後便宜の地を撰び臨時裁判所を開き其言はんと欲する所を言はしめ其訴へんと欲する

所を訴へしめ顛末明瞭に其事跡を糺明し之を典刑に照し理非曲直を審判し 聖斷以て公平至當の御處分有んことを然りと雖も今日の事要天下の疑を解き衆庶の心を達せしむるに在るを以て其裁判の規則に於るも以て天下の耳目を新にせざる可らず譬へば特命裁判官を選て其事に當らしめ官非役華族及び各府縣士民の名望有るものを擧げ陪審官と爲し鹿兒島縣士族の名代人を召して其辨論を許し法廷は人民をして縦に傍聽するを得せしめ又審判の順序は隨意に新聞紙に掲載するを許す等の如き務て衆人をして朝廷の處置至公至平纖芥の疑點なきを知らしめば天下相率て日月の私なきに感じ隆盛等亦必ず其過を悔ひ甘じて其罪に服せんのみ然る時は戦争の慘毒は變じて裁判の辨論となり今後更に一滴の血を流さずして事平定に至ること有るべし若し然らずして究追殄滅能く賊をして遺類なからしむるも天下の疑は竟に解釋する所なく凝結鬱閉其發洩する所他日恐くは不可言の禍害を社會上に流さんことを國家善後の策に於て豈寒心せざるべけん乎

論者或は曰王師の反賊を討する其巨魁を殛し其醜類を殲して止む豈今にして大旆を遏むべけんや況や其天兵を辱しめ士氣を沮むるに於てをや尤も謀の得ざるものと臣等以爲然らずと休戦の事固より之を昨日に言ふべからず能く之を今日に言ふべきなり何者ば賊の肥後を壓し豊後に出で其勢焰猖獗の始めに當て休戦の令有らば實に天兵を辱しめ士氣を沮み大に兵機を誤るものと雖も今や賊の氣勢沮喪退縮既に日州に竄す其亡滅將に近きに在らんとするは世人の疑を容れざる所なり夫強力にして寛大なる政府が彈丸裝して發せず強弩引て放たず慘毒の戦争に代ゆるに正理の裁判を以てせば啻に賊膽を驚破するのみならず天下人心の意表に出で一は乃ち政府の寛仁を仰ぎ一は乃ち其威力に服せん豈謀の得たるものに非ず乎且賊徒の國憲を犯し王師に抗するものと雖も均く皆日本國の人民にして之を外國人と同一視す



べからず豈必盡く之を鑿にして然後皇威を振ふとせん況や究迫必死の餘其之を殲する亦多少の兵卒を殺し多少の財貨を費さざるを得ず加之今方に酷暑疾病瘡傷其人命を害する誠に悼むべし元氣消耗財用壅塞終に恐くは他の外國をして觀觀を其間に生ぜしめんことを伏して願くば特典を以て休戦を令し事に裁判に従ひ以て人民を塗炭に救はゞ豈獨り一州人民一時の幸福ならん乎實に日本全國永遠の幸福なり彼若し頑冥凶悖此勅命を拒み此審判に服せずして尙亂妨を逞ふし夫言ふ可らざる大逆無道を遂げんと欲せば則ち天下共に怒るの賊臣等無力なりと雖も豈共に天を戴かん乎寧死して國民の義を全ふせん而已臣等區々の誠に勝へず謹で上書して以て聞す誠恐誠惶頓首々々再拜

明治十年七月廿四日

中津士族總代

大分縣九大區一小區士族

猪飼 麻次郎

中野 松三郎

山口 廣江

桑名 豊山

鈴木 閑雲

註 此建白書は西南戰爭に際し、先生がこれを草して、中津士族の名義を以て京都の行在所に捧呈せしめたものである。(編者)

### 通快丸進水祝詞

國の周圍海にして山林に乏しからず山に金屬あり林に材木あり之に加るに人口衆多にして商賣も亦忙し斯る海國に住居する人民が船を造て航海を勉め其術の巧に達すべきは自然の勢にして恰も之を天の指示命令といふも可なり

我日本は此指示命令を蒙たる國柄にして輓近に至るまで航海の業を忘れたるは何ぞや所謂人盛なれば天に勝つものにして徳川氏の嚴法よく航海術の進歩を妨げたるより外ならず然りと雖も此天然の大勢は永く人力を以て制す可きに非ず嘉永開國の一舉以來は全國の人民航海の急務たるを唱へざる者なし是に於てか徳川の政府も廻船の法度を廢し更に幕臣の子弟を長崎に遣て在留の荷蘭人より航海の術を傳習せしめ次で江戸に軍艦操練所を設け又荷蘭の本國に傳習生徒を遣る等昔日航海を妨るの法は變じて今は却て之を勸るの風と爲りしは必竟大勢の然らしむる者と云ふ可し

維新の後も益進む有て退く無しと雖も造船の一課に至ては其工業容易ならず唯官の勢力を以て僅に數隻の船艦を造り得たるのみにして私に此業を企たる者あるを聞かず稀に西洋形に類似する商船なきに非ざれ共其製作正しく造船の學問に基きしものと云ひ難くして余輩に於ても遺憾少しとせず蓋し時勢の未だ至らざること、強ひて自から慰めたることなりしが爰に一進歩の微を見たり其の次第は

舊長崎の機械學者平野富二君多年造船の術に志ありて數年前より東京に移住し活版の機械を製造して既に府下第一流の名を成したれ共其素志忘ること能はず明治九年の秋石川島造船所の舊地を官に借用し私費を以て造船の職人を雇ひ必要の器機を集め造船師稻木嘉助と共に謀て明治十年の初より帆前船の製造を企て期年にして功を竣り茲年一月

七日船卸の式を執行したり船の長九十尺幅二十尺深十尺五寸船名を通快丸といふ其堅牢は固より無論結構の方法都て造船術の本式に従て厘毫を違ることなし之を一見すれば宛然たる西洋船にして唯日本の材木と銅鐵とを用ひたるものみ蓋し日本國中私の企を以て船を造り其法の最も正しく其結構の最も堅くして加るに其費用の最も少なきものは此通快丸の製作を以て第一著と稱せざるを得ず航海の一大進歩を徴するに足る可し余輩は平野君の私の爲に祝するのみに非ず天下人民の爲に之を祝し海國の大勢果して進んで退くなきを祝するなり依て鄙辭を呈すること斯の如し

明治十一年一月七日

福澤論吉

(「本木昌造平野富二詳傳」)

### 華族を武邊に導くの説

別紙壹通華族を武邊に導くの説は論吉兼ての鄙見に付供御覽候御参考の一助にも相成候はゞ難有奉存候也

明治十二年二月七日

福澤論吉印

岩倉右大臣殿

尙以同様の説一編は別に認め山縣有朋殿西郷從道殿川村純義殿連名に當て本日郵便を以て西郷殿へ呈し置候

貪利争權今の禽獸世界に於て苟も一國の社會を成して其獨立の體面を保護するに兵力の要用なるは特に喋々の辯を俟たず論吉嘗て言へることあり兵は有る道理を護するの力に非らずして無き道理を造るの器械なり此言果して今日の

事實に適するを信ず論者若し此に疑ひあらば現に各國交際の情を見て之を發明すべし既に兵の大切なるを知らば我日本人民も此に注意して力を用ゆべきは無論なれども財政の許さざる所あれば亦これを如何ともす可らず故に今國の經濟上に於て大なる故障を見ずして苟も兵力に益すべきものあらば假令其事は迂遠に似たるも又た些細の如くなるも斷じて之に著手せざる可らざるなり即ち其事とは何ぞや華族を獎勵して兵事の氣風を養ふの策なり抑も兵の事たるや元と人の情感に生じて毫も道理に基くものに非ず其元素を解剖すれば唯殺奪すると殺奪を防で又殺奪するとの二箇條に止るのみ故に兵制の内部に入り其軍律規則の嚴刻にして他の社會に異なるもの多きも畢竟殺奪の空氣中に止むを得ざるの權道なれば兵事は都て尋常の道理外に在るものと云はざるを得ず此道理の外に在て最も行はれ易きものは大人を欽慕するの氣風是なり凡そ軍人にして一度び功名を成す者あれば其兵軍の社會にて之を尊崇するのみならず世間一般の人情に於て之を忘るゝこと能はず益これを尊み益これを慕ひ大人の人物は益大を致し功名の聲は益轟き恰も破竹の勢を以て拔山蓋世の名を成し營に其一世のみならず數十百年の後に至ても尙其名を堙滅せざるを常とす佛帝ナポレオン豊太閣の如き是なり今虚心平氣強ひて情を冷にし唯道理のみに由て考へなば佛帝とて左まで非常の人に非ず豊太閣も固より鬼神に非ざるを發明すべしと雖ども如何せん天下の衆口以て其人の名を成し其名は又其人の功名を取るの器械となり名以て名を生じて遂に千歳著名の大人と爲り萬世不朽の家名を遺したることなり今日佛蘭西に於て尙ナポレオンの家名を慕ふて其子孫を奉ずる者甚多く亞米利加にても舊將軍グラントを既に再撰して大統領と爲し又近日は三撰の議ありと云ふ世界人情の赴く所以を知る可し

右の如く軍人の名望は殆ど實を離れて虚に屬するが如くなれども人情の赴く所其虚を以て實の用を爲すときは決し

華族を武邊に導くの説

て之を輕々に看過す可らず緻密に意を著して之を利用すること策の上なるものと云ふ可けれ今我日本に於て有名の學者乏しからず有功の士人少なからずと雖ども其家の名望上下一般に普ねくして寒村僻邑に至るまでも之を欽慕し之を尊崇して疑を容れざるは華族の右に出る者なかる可し都會の地に居り日新の事物を見て書生流の談論を聞けばこそ華族も亦唯一富豪の主人の如くにして甚しきは輕卒に之を蔑視するが如き事情なきに非ざれども其これを蔑視する者は所謂都會を見て地方を見ざる者なり日本の一部を知て全國を知らざる者なり歩を轉じて舊藩藩地に至れば今日の華族は即ち大名なり地頭なり恰も一種上等の人類なり青年の書生輩が口を極めて罵詈すれども未だ此上等人種の名望を害するに足らざるなり當に之を害するに足らざるのみならず其書生なる者が現に己が舊主人舊地頭に對して何の觀を爲すや議論上に於ては一般に華族を無益有害の者の如くに公言して一心には私に其舊主人の利害を謀り其名望を保護することならん即ち今の華族の名望は此私心の集りたるものなれば必ずしも寒村僻邑の人望を求めざるも日新の書生相互に結合して華族一般の名譽を成す者と云ふ可し

華族の名望の重きこと斯の如し其事跡に顯したるもの、一例を擧れば廢藩以來の政略にて舊藩主をば勉めて其藩の士民と分離して地方官にも勉めて其土地の舊士族を除たる程のことなりしかども明治十年西南騷亂の際臨時の兵を募るの一段に至り地方の士民は何人の名を目的にして募に應じたるや諸縣廳百回の公布は舊藩主一片の諭告に若かさりしことならん又當時谷少將が熊本籠城の偉功は古今絶倫なりと雖ども若しも偶然に此少將をして三百年前長篠の城將奥平九郎歟伏見の城將鳥居元忠歟又は高松籠城の援兵毛利兩川の子孫ならしめば今日世俗の所評にて少將の聲價も一層を増したることならん右の次第を以て諭吉敢て華族に私するに非ざれども兵に急なる國の爲を謀て該族固有の名

望を利用せんことを欲するのみ即ち之を獎勵して兵事の氣風を養ふの一策なり此策果して迂遠なる歟些細なる歟讀者の判斷に附するのみ其方法の大略は

兼て所聞の如く華族は朝廷の藩屏たるの旨を以て華族會館の設もあることならん固より至當の職分なれば今より此旨を擴め該族は兵事に力を盡して内は朝廷を保護し外は外患に當るものと覺悟して専ら兵書を読み兵事を講じ現に海陸軍省の官途に従事すると否とに拘はらず一族を擧て一社の講武會（ミリタリ、クラブ）と爲し積金も武の爲に散財も武の爲に榮辱死生其期する所を武邊に定むること又國法に於て華族と平民と尊卑の別あり國民の權利を平等にするの主義ならば華族の名を設るも固より無益なれども既に族名あり又隨て特典あるも之を妨とするに足らず故に今華族に限りて徵兵の法を殊にし該族の子弟は固より兵役に服すれども之を兵卒に用ひずして海陸軍の士官學校に入れ最初より士官の技術を教ふる事但し其入校の年齢及び免役の金額の如きは都合に由る可し又士官學校にて卒業したる者定規に於ては少尉補たる可きを華族に限りて上等の官位を與へ以て其族の榮譽を表する事但し榮譽の官位には相當の俸給なし且實際の軍事を執らしむるにも斟酌ある可き事

右は何れも華族を兵事に獎勵して望を抱かしむるの法にして人生一度び前途の望を抱て之を養ふときは其進歩も亦自ら速なるものなれば族中次第に人物を生じて海陸軍上流の將校たる者もあらん既に官途に地位を得て之に加ふるに平素其家に屬する固有の名望を以てす下流の兵卒は無論世間一般の人情に於て之を欽慕尊崇すること固より疑を容れず即ち國に名將を生ずることなり滔々たる天下の事實に於て良將の良は名將の名に若かさる者多し社會の人情を解する者にして始めて其味を知り可し聞く亞米利加にては宗教制全く自由にして官吏を撰ぶに其宗門を問ふことなしと雖ど

も唯武官に限りてジュー（古教の名にして彼國の人常に嫌惡するもの）の宗派に屬する者は假令如何なる才幹ある人物にても之を採用せずと云ふ蓋し亦道理に拘泥せずして人情の向ふ所に從ひしものならん

又所論の點を異にし華族の名望如何は姑く之を捨て、問はず唯其家に屬する財産のみに就て之を見るも決して容易ならざるものなり今該族の祿券のみにても既に三千萬圓の巨額あり之に加るに家々私蓄の財産を以てせば實に驚く可きの資本ならん此資本を有する主人が其力を兵事に用ると之を傍觀するの利害は多辨を俟たずして明なり今華族をして講武護國の責に當らしむるの方法を得れば其所有の資本は間接に護國の資本となり年々歳々政府の會計外に幾分の財を國用に供するの姿と爲る可し是亦偶然の利益なれば此利益を買はんが爲には政府に於て妨なき部分丈けは華族の爲に特典を設るこそ上策と云ふ可きなり又一方より論じて華族の爲に謀りても専ら武を講ずること上策と云ふ可ければ今華族中に學問を勉強する者甚だ少なからず法學なり理學なり其志す所美は則美なりと雖も都て人生事を爲すに本來無きものを造るは既に有るものを利用するに若かず方今日本の學問世界に於て後進の輩が法學理學を研究するは何れも皆無きものを造るの道なり此道場に於て共に其進歩を争ふときは華族も平民も區別ある可らず雙方相互に拮抗して並び進むも結局并行に過ぎず就學成業して社會に事を爲すの日に至りても僅に平等の地位を得るに過ぎず況や華族は平生の生活豊なるに過ぎ之が爲め却て身心の活潑力に乏しくして尋常の學生と鋒を争ふこと能はざる者も多きに於てをや必ずや學問の實力に兼て又別に依頼する所のもの無かる可からざるなり其依頼する所のものは何ぞや尋常の學生に求めて得べからざる舊大家の名望即是なり此名望を用ひて實益を爲す可き處は文に在らずして武に在るの理由は前既に之を述べたり故に華族にして武を講じ兵に慣るゝは國の爲に益するのみならず一家一身の爲に大なる利益にして既に存する固有の實を利用するの上策と云ふ可きなり

此論果して是にして此利果して利ならば華族は政府の議政行政等の事をば暫く度外視して講武護國の一方に身心を委ね後進の少年普通學を終りたらば兵學の専門に入り兵書を読み兵事を談じ集會にも武人に交り遊戯にも武器を弄び尙細に互れば馬車人力車を廢して必ず馬に騎し邸内には射撃場を築て火器を習用し道場を開て劍術柔術等を研究し遠足遠馬遊獵發砲等純然たる武人の一社會と爲し社中或は花柳に戯れ風月に耽るが如き柔弱的あらば之を擯斥して共に齒せざるの氣風を養成するに至らば華族の權勢は今日に百倍して日本國中の一大動力たる可きは智者を俟たずして明なり但し華族の中にも家産の厚薄ありて必ずしも一樣の姿には行はれざることあらん此一事に就ては別論を要すと雖も或は祿券の多寡に應じて族中に階級を定め某級以下の者は強ひて之を講武の社に加入せず又徵兵の特典をも與へずして其代りとして商法營業を許すこと士族同様にするも可ならん其細密は政府の議に在ることなれば之を云はず

明治十二年二月七日

福澤論 吉記

儉約示談

尾張國春日井郡和爾良村を始め合して四十二ヶ村儉約示談の簡條

我春日井郡にて和爾良村始其外村々の者は去る明治九年より地租改正の事に付不容易難澁に罹り縣廳に嘆き御本局に願ひ東西奔走幾十回なるを知らず遂に此度舊藩知事様の内輪御懇諭を蒙り且改租の事は明治十四年に至れば改訂可相成旨本縣廳より御指令相成依之改租の苦情は事落著に至り候得共此事變の間に金を失ひたる高も容易ならず又こ

れが爲に寄合集會、神佛へ祈願するなどにて大勢の者立騒ぎ此處に集り彼處に奔り大切なる月日を費したる其手間を金に積りたらば如何ばかりの損亡ならん實に我村々は明治九年より十二年の今日に至るまで年々打續き凶作饑饉の災難に逢ひたるものよりも尙甚しき難澁と申す可きものなり

されば今日の災難を救ひ此損亡を償はん爲に村民一同農業家業に出精して身代を持直す可きは固より當然の事にて今更改めて申合せにも及ばざる次第なれども身代を作るは桶に水を貯ると同様のものにて何程に出精して水を汲み貯へても桶の底に穴あるときは唯無益の骨折たる可きのみ今身代を持直さんとて日夜出精するは至極のことなれども唯出精するのみにて一方に奢侈がましき舉動あれば其出精も亦無益の骨折たる可しされば農業家業の出精に兼て又儉約の申合せ專一の事と存候即ち桶の底の穴を塞さぐの趣意なり

儉約の事甚だ大切なりとて是迄村々小前の者が左まで奢侈に耽けりたるの沙汰も聞かず又奢る可き手段もなければ此申合せも亦無益なるやに思はるれども爰に心得べき一箇條は舶來唐物の事なり近來西洋の風俗次第に我國に移りて次第に流行するに付ては彼の唐物を用るにも其眞實直段の高下品柄の良否を吟味せずして唯流行に連れて無益のものを買ひ思はず知らず金錢を費すことなきに非ず身代の爲には大なる災難なり我村々の如き田舎には流行も晚くして未だ目に立つ程のこともなきやうなれども一年二年を過ぎ數年の後には必ず世上の風に推されて唐物流行の里となる可き時節も到來せんこと疑なし又今日に於ても現在其風を免かれたるにも非ざれば今より堅く申合せて此唐物の災難を防ぐこと甚だ大切なるものなり依て申合せの條々を定むること左の如し

第一條

一、我村々の者は病用の外一切舶來の酒を買はざる事

第二條

一、舶來の煙草、菓子、罐詰の野菜、魚肉類を買はざる事、但し病用の爲に「コンデンスドミルク」並に「ビーフェキスタラクト」等を用るは別段の事

第三條

一、舶來の手遊道具は一切これを買はず袖時計、掛時計も公務並に家業の必要に非ざれば之を用ひざる事

第四條

一、公私の要用もなくして外見の爲に西洋造の家を建てざる事、又日本造の家にては舶來の敷物を用ひざる事、但上等の身代にて石室等を造り永年の損徳を考ふる者は固より別段のことなり又家々毛氈の代りに「ブランケット」等を用ひる者も妨なし

第五條

一、公私要用の外は洋服を用ひず蝙蝠傘を用ひず舶來の冠物を用ひず靴を用ひず襟巻を用ひざる事、但乗馬並に立働には洋服甚だ便利なり又出火等の時には靴も亦便利なり其邊は銘々の心得ある可き事なれども其外の品は假令日本製のものたりとも唯好事の奢と云ふ可きものなれば一切これを用ひざる事

第六條

一、家業の要用並に病人の外は石鹼を用ひざる事、又附木の代りに「マッチ」を用ひざる事

儉約示談

第七條

一、金巾唐綾「メリンス」の類は直段の高下品物の良否を吟味して之を用ゆ可し都て此類の品は舶來の方下直なれども手織木綿は之を用ひて強し其強きと弱きとは姑く擱き田舎の婦人に相應の仕事なくして徒に手を空ふるよりも自分に糸を取り機を織ること徳用なれ自分の手間には賃錢を拂ふに及ばず金巾唐綾を買ふには下直なるも錢を出すことなり故に婦人に好き職業あれば格別若し左もなくば假令ひ僅かの手間に當るも手織木綿を織る可きものなり

第八條

一、此申合せの條々は元と儉約の爲にするものにして決して舶來物を嫌ふに非ず故に舶來砂糖又は石油等之を用ひて必ず世帯の爲になるものは遠慮なく之を買ふ可し又前の條々に記したる品物とて從來有合せのものあらば決して之を妄に賣拂ふことなく其物を用ひ盡して更に求めざる様す可きのみ申合せ定たりとて狼狽して之を賣拂ひ爲に損亡するは愚なる者とこそ云ふ可けれ又冠物など舶來和製に限らず人々の性質家業の有様に由り頭を包むこと大切にして日本古風の頭巾は却て高直西洋風なれば下直とあらば固より之を用ひて差支ある可らず況して彼の「メリンス」の類は日本織物よりも格別に下直なれば若しも此示談の箇條を見て唐物は一切禁制と思ひ「メリンス」の代りに縮緬を用る等の事あらば大なる間違ならん詰る所儉約一方の趣意なれば吳々も心得違ある可からず

第九條

一、世の中の有様は年に進み月に改まりて先見し難きものなれば此儉約示談の箇條も當明治十二年八月より向五ヶ年間と定め其時に至ては又重ねて評議す可きものなり

右の條々申合せ此條々の通りに行はれたらば當時西洋風流行の折柄我村々は素より田舎の上に世の中の流行に後れ何事も淋しくして一入田舎らしくも思はれ又愚なる様にも見へ世間に對して殘念不外聞の意味もあることならんと雖も此一段に至ては少しく勘辨不致ては叶はざることなり抑も世の經濟家と稱する學者の話を聞くに日本の貿易は年々歳々横濱などの港より外國に出る物は少くして外國より内へ入る物は多し之を輸出入の不均と云ふ斯くては入る物の代を拂ふに我日本の金銀を以てして遂には金錢の盡るに至らん之を盡して尙止まざれば外國に金を借用するより外に手段ある可らず之を外債と云ふ外債次第に嵩むときは毎年日本人民の膏血を以て其利足を拂はざるを得ず既に我金銀を盡し又外國に借財して其利息を拂ひ尙も舶來の品物を用ひて際限なくば我國民に稼ぎの路は次第に塞がりて遂には國の獨立も覺束なし是非外國より入る品物には税を掛けて一には其輸入を妨ぎ一には其税金を以て國の用に當るの工夫專一なれども輸入品の税には外國との條約面に規則ありて凡そ元價の五分より以上を取る可らず之を談判しても外國人は容易に承知せず如何にも難澁至極の有様にて勇ましき學者達は常に之を憤り詰る所外國と戰爭しても我國の會計を損することは難出來とて種々様々の議論もあり政府にても抜目なく其邊の談判御心配最中と承りしこともある今の此時節柄に於て假令ひ我村々の者たりとも日本國中の人民なれば傍より之を見物するの理なし此申合せの仲間にて一年に千圓の舶來品を用ひざれば即ち千圓丈は國に對しての御奉公千圓萬圓假令ひ壹錢にても國の爲と思へば心に慊き譯ならずや既に心に慊きことあれば何ぞ世間の外聞を憚からんや加之世間の人も次第に勘辨して國の爲め身

の爲めと申す處に心付たらば又我々の例に倣ふて申合することもあらん日本國の大幸なり故に此度の示談申合せは之を小にすれば村々の儉約之を大にすれば日本全國の會計に關はりて其萬分一を救ふの方便なれば左右を顧ることなく思切に施行ふ可きものなり

右は今般我春日井郡四十二箇村總代の者評議の上一致同意して更に異議なく其證據の爲め之に姓名を記して調印するものなり

明治十二年八月

註 先生はいはゆる春日井事件のために盡力せられたるが、事件の落著後その善後策として同地方有志者の總代なる林金兵衛等に書して與へられたものが此儉約示談である。四十二箇村總代の氏名は略す。(編者)

### 國會開設の儀に付建言

相模國九郡五百五拾九町村貳萬三千五百五拾五名の人民奉上申候

國會開設の儀は兼て

主上の御誓文并に難有御明詔の趣きも有之立憲政體則ち國會開設の精神にして取も直さず上より御沙汰相成候御儀にて今日迄の所は唯其時節未だ到來不致漸次に其御運び可相成との御事に御座候處本年に至りては世上の人氣も彌以て此開設に熱心仕候趣にて既に諸方より出願の向も不尠此事に就ては如何なる邊鄙の田舎に至るまでも一句の不の字を申者無之は全く人心の之に熱して時節到來致し候儀と奉存候就ては私共一萬八千七百六拾壹名の人民も矢張天下の衆

論に同じく開設の儀飽迄希望候

都て世の中の事は要用なくして起るべきに非ず又起す可きに非ず今國會の事も差したる要用無之候へば態々之を起して上に御手数數相掛又私共も徒に心配仕候にも不及儀に御座候得共去る嘉永年中より外國人渡來引續き御一新益以て外國の交際繁多相成候に付ては國權の事實易の事何れも容易ならざる次第にて舊幕府時代の政事にては萬々此日本國を維持するに不足とのことは三歳の童子も心得候儀にて乍恐

主上の御誓文并に御明詔も此邊御明察被爲有候ての御事と奉存候

抑方今世界萬國の交際は德義人情を以て接す可きものに非ず又約束法律を以て制す可き者に非ず唯其恃む所は兵力にして求むる所は利益のみ昨日迄は懇親の條約を結んで萬代不易の同盟國と稱する者にても今日其一方に毀あれば則ち之を伐て之を取り天地の間に之を妨ぐる者あることなし斯る危き萬國交際の其中に我日本も獨立して國威を世界に輝さんとするは誠に以て容易なる儀に無之第一は兵備を嚴重にすること肝要の儀と奉存候然るに今我國の常備兵僅に五萬海軍も實用に適する軍艦は十艘に過ぎず護國の備へ十分なりと難申又泰平無事の日にも常に國勢の所在を示して他の侮を防ぐの方便には時々海外に我軍艦を遣り又は郵便船の仕組を盛大にして世界中海水のあらん限りは我日章の旗を翻す様不致て不叶次第は今日の時勢に於て疑を容れざる所なれども實際に於ては軍艦の派遣も僅に一年一艦に足らず郵便汽船の如きも香港を過ぎて一步を進むること能はず誠に以て微々寥々たることに有之斯ては迎も外國を威するに足らざるのみならず對立の交際も如何可有之哉思て此に至れば寢食も安んぜざる次第に御座候

右の如く方今護國の用意行届かざるは國に人物なきにあらず又財なきにあらず唯其人物を政府に集むること能はず

其財を國庫に積むこと能はざるの罪のみ現今の歳入五千餘萬圓にては僅に從前の政府を維持するに足る可きか或は足らざることならん近日紙幣の下落一圓に付五十錢の差を生じ政府の歳入五千萬圓なるも其實は三千餘萬圓に過ぎず實に焦眉の急難と可申政府は何等の方便を以て此財政の衰頹を恢復せんと欲するか既往は論ぜず今日に在ては大に國債を募て急を救ふの外策略なかる可し然るに此國債を募るに當て政府は果して人民をして悦で此募に應ぜしむる程の人心を得たる歟乍恐未だ此場合には至らざることと奉存候今日の有様にては日本は政府の日本にして未だ人民の日本にあらず故に日本の艱難も唯政府の艱難にして人民の艱難にあらず人民若し國の艱難を身に引受け國難を身難とするの日に至れば何ぞ國財の不足を憂るに足らん國債を募て紙幣を消却するが如きは易中の易と申ものなり其人民をして國難に當らしむるの方便は他なし唯之に參政の權を附與して國會を開設するの一策あるのみ政府は此焦眉の急に接しながら尙且何等を顧慮して荏苒今日に至り給ふ哉乍恐私共の愚見に於て解す可からざること御座候

或は此紙幣消却の一條に付ても政府は竊に内國債の募る可からざるを知り竊に策を内閣に決し竊に外國の人に談じて竊に外國債を募るが如きあらば天下後世之を何とか言はん後世の論議は姑く聞き現に今我國中に於て人民必ずしも怠懈なるに非ず資力必ずしも疲弊したるに非ず紙幣消却の爲めに若干の内債を募るも民力の盛衰に毫も影響を及すべきに非ざるなり此を是れ捨て外國に仰ぐが如きは經濟論の一點に就ても最下の拙策ならずや畢竟内國に財なきに非ず財を集むるの方便なきのみ政府に國財を集むる能はざるは民心を收むる能はざるが故なり此民心を收むるの法如何にして可ならん唯國會開設の一策あるのみと奉存候

右紙幣消却の儀は唯財政困難の一例に擧たる迄の事にて私共の所見は固より此紙幣を消却したればとて事成とする

にあらず紙幣の一事は唯焦眉の急のみ此急を救ひ終りて益國事の改進に著手し陸海軍を皇張し海岸の防禦を嚴にし内には大に鐵道を築造し外には盛に郵便汽船の線路を擴め製作工業の道を勸めて商賣貿易の法を改革し外國の人をして一毫の權力を濫用せしめず一錢の利益を押領せしむることなからんを期するのみ乍恐政府の御趣意とて此外には有之間敷則ち官民一般の接點なり政府之を欲し民心亦熱し之に加ふるに時勢の切迫止むを得ざる事情あり國會開設今日已に晚しとするも尙早と云ふ可からず國會今日に開設す可き也斯の如くして始めて

主上の御誓文并御明詔も其實を顯はし可申誠に以て難有仕合に奉存候何卒願望の趣御採用相成候様此段奉申候也

明治十三年六月七日

神奈川縣相模國足柄下郡陶綾郡大住郡愛甲郡高座郡鎌倉

郡三浦郡四百七拾壹町村壹萬八千七百六拾壹名總代

足柄下郡小田原驛十字町四丁目百二番地

松本福昌印

(以下略)

元老院議長 大木喬任殿

註 此國會開設請願書は先生が總代の依頼により代筆せられたものである。冒頭と文末との町村及び人民の數字に相違があるが、原文のまゝ茲に掲載する。又總代は松本福昌の外に尙ほ十三名の連署があるが、其氏名は略す。(編者)



教 育 論

此一編は頃日諭吉が綴る所の未定稿中より教育の目的とも名く可き一段を抜抄したるものなれば前後の連絡を斷つが爲に意を盡すに足らず依て之を和解演述して以て諸先生の高評を乞ふ

前略前に云へる如く教育の目的は人生を發達して極度に導くに在り其これを導くは何の爲にするやと尋れば人類をして至大の幸福を得せしめんが爲なり其至大の幸福とは何ぞや爰に文字の義を細に論ぜずして民間普通の語を用れば天下泰平家内安全即是なり今この語の二字を取て假に之を平安の主義と名く人として平安を好むは之を其天性と云ふ可き歟將た習慣と云ふ可き歟余は宗教の天然説を度外視する者なれば天の約束と云ふも人爲の習慣と云ふも其邊は之を人々の所見に任して問ふことなしと雖ども唯平安を好むの一事に至ては古今人間の實際に行はれて違ふことなきを知る可きのみ然ば則ち教育の目的は平安に在りと云ふも世界人類の社會に通行して妨あることなかる可し抑も今日の社會に所謂宗旨なく徳教なく政治なく經濟なく其所論各趣を一にせずして甚しきは相互に背馳するものあるに似たれども平安の一義に至ては相違ふなきを見る可し宗旨徳教何の爲にするや善を勸めて精神の平安を致すのみ政治何の爲にするや惡を懲らし害を防いで以て心身の平安を助るのみ經濟何の爲にするや人工を便利にして形體の平安を増すのみされば平安の主義は人生の達する所教育の止まる所と云ふも果して眞實無妄なるを知る可し

人或は云く天下泰平家内安全を以て人生教育の極度とするときは野蠻無爲義皇以上の民を以て人類の止まる所と爲す可し近くは我徳川政府二百五十餘年の泰平の如きは即ち至善至美ならんとの説もあれども此説は事物の末を見て其

本を知らざる者のみ野蠻の無爲徳川の泰平の如きは當時其人民の心身、安は則ち安なりと雖ども其安は身外の事物我に向て愉快を呈するに非ず外の事物の性質に拘はらずして我心身に之を愉快なりと思ふものに過ぎず即ち萬民安堵腹を鼓して足るを知ることなれども其足るを知るとは他なし足らざるを知らざりしのみ譬へば往古支那にて天子の宮殿も茹茨剪らず土階三等以て安しと云ふと雖ども其宮殿は眞實安樂なる皇居に非ず假に帝堯をして今日に在らしめなば如何に素朴節儉なりと雖ども段階に木石を用ひ屋も亦瓦を以て葺くことならん又徳川の時代に江戸に居て奥州の物を用ひんとするに飛脚を立て、報知して先方より船便に運送すれば到着は必ず數月の後なれども唯其物をさへ得れば以て便利なりとして悦びしことなれども今日は一報の電信に應じて蒸氣船便にて送れば數日にして用を辨す可し數年の後奥羽地方に鐵道を通ずるの日は今の蒸氣船便も亦甚だ遅々たるを覺ることならん故に古人の便利とする所は今日甚だ不便なり今日の便利は今後復た不便とならん古人は今を知らずして當時の事物を便利なりと思ひしことにて今人も亦今後を知らずして今を安樂と思ふのみ又近く之を譬れば彼の烟草を喫する者を見よ一斤の價十錢の葉を喫するも口に美ならざるに非ず其後二十錢のものを買ひ之に慣るゝこと數日なれば復た初の葉を喫す可らず次で又朋友親戚等より某國産の銘葉を得て僅に一二管を試みたる後には以前のものは之を吸ふ可らざるのみならず傍に之を薫する者あれば其臭氣を嗅ぐにも堪へず若しも強ひて自から之を用ひんとすれば唯苦痛不快を覺ふ可きのみ之を吸煙の上達と稱し世人の實驗に於て普く知る所なり等しく同一の烟草にして初は之を喫して美なりしもの今は却て口に不快を覺へしむ然ば則ち此葉は最初に美を呈したるに非ず唯我當時の口にて之を美と稱し快樂と思ひしのみ即ち人生の働の一箇條たる喫烟も其力よく發達すれば僅に數日の間に苦樂の趣を異にするの事實を見る可し故に天下泰平家内安全の快

樂も之を身に享る人の心身發達して其働を高尙の域に進るときは古代の平安は今世の苦痛不快たることある可し余輩の所謂平安とは精神も形體も共に高尙に達して此高尙なる心身に應じて平安なるものを平安と名るなり即ち此平安を目的とする所の教育の旨は人生の働の一箇條をも空ふせずして快樂を得んとするに在り、足るを知るを勸るに在らず足らざるを知て之を足すの道を求るに在るものなり野蠻の無爲徳川の泰平の如きは平安と稱す可らざるのみならず却て之を苦痛不快と認めざるを得ず其平安の美は烟草の鹿葉に等しきものと云ふ可なり

又或人の説に平安を好むは人情に於て或は然るに似たりと雖も今日の事實に於て大に然らざるものあり大は各國の交際に權を争ひ小は人々の渡世に利を貪り甚しきは物を盗み人を殺すものあり尙甚しきは彼の血氣の少年軍人の如きは只管殺伐戰鬪を以て快樂と爲し常に世の平安を厭ふて騷亂多事を好むが如し故に平安の主義は人類の此一部分に行はれて他の一部分には通用す可らずとの問題あれども此問題に答るは甚だ難きに非ず國の權を争ひ人の利を貪るは他なし自國自身の平安を欲する者なり又物を盗み人を殺す者と雖も自から利して自己の平安幸福を致さんと欲するに過ぎず盗んで之を匿し殺して遁逃するは何ぞや他の平安幸福をば害すれども自から害するを好まざるの證なり又如何なる盜賊にても博徒にても外に對しては亂暴無狀なりと雖ども其内部に入て仲間の有様を見れば朋友の間自から約束あり規則あり即ち其約束規則は自家の安全を謀るものより外ならず加之此法外の輩が互に其貧困を救助して仁惠を施し其盗みたる錢物を分つに公平の義を主とし、其先輩の巨魁に仕へて禮を盡し、窃盜を働くに智術を極め、會同離散の時刻に約を違へざる等其局處に就て之を觀れば仁義禮智信を守て一社會の幸福を重んずる者の如し故に平安の主義は法外の仲間にも行はれて有力なる者と云はざるを得ざるなり又血氣の輩が唯社會の騷亂を企望して變を好み自己の利

益をも顧みずして妄に殺伐を事とするは平安の主義に戻るが如くなれども詳に其内情を察すれば必ず名利の爲より外ならざるを發明す可し名利とは何ぞや他なし自己の幸福社會の安全に關係する所のものなれども唯審判の力に乏しくして或は事の成を期すること急に過ぎ或は其事を施行すること劇に過ぎて心事の本色を現はすこと能はざるのみ譬へば少年の勇士が死を決して自から快と稱する者あれども其快たるや唯絶命のみを以て快とするに非ず其時の事情を云へば本人の心に企る所の事は大に過ぎて之に應ず可き自己の力は小にして足らず其大小の平均を得るに路なきが爲に無上の寶たる一命を擲て己が企る所の事に殉じ聊か其情を慰めて以て快と稱するものなり蓋し此類の愉快は形體に關係なくして精神に屬す形體に在ては安樂と稱し精神に在ては愉快と云ふ其文字異なりと雖ども結局平安の主義に洩れざる者なり又今の我日本にて新政府を建て今日専ら社會の平安を欲して焦思苦慮する者は誰ぞや十餘年前に在ては頻に世の多事を好み騷亂を企望して餘念なかりし血氣の士人に非ずや其士人の中には殺伐無狀人を殺し家を焼き凡そ社會の平安を害す可き事なれば一も避る所なく遂に身を容るゝ地なきに至れば快と稱して死に就きし者もあり幸にして死に至らざりし者が今の地位に居て事を執るのみ即ち昔日は亂を好み今日は治を欲する者なり若しも維新の一舉當初に失敗したれば此輩は唯世の騷亂を好で平安を厭ふ者として天下後世の評論を受け或は其冤を訴るに由なきを知る可らずと雖ども偶然に今日の事實を見ればこそ前年に亂を好みしは其心事の本色に非ず其亂は唯改めて治安を致すの方便たりしとの事實も始て明白なるを得たることなれば亦本論の一例として見る可し人生決して亂を好む者に非ざるなり右の如く平安を好むの人情は世界中に通行して違ふことなく各國の交際も人々の渡世も其目的の平安に在らざるはなし尙進で戰鬪殺伐物を盗み人を殺す者も此主義に洩れざるものとするときは人生の目的は他を害して身を利するに過

ぎず此を以て教育の本旨とするは當らざるに似たれども人生發達の點に眼を著すれば此疑を解くに足る可し抑も人生の智識未だ發せざるに當ては心身の働唯形體の一方に偏するを常とす所謂手以て口に接する小兒の如き是なり野蠻未開耕して食ひ井を掘て飲むが如き是なり既に食ひ既に飲むときは口腹の慾以て満足す可しと雖ども尙足らざる者あり衣服なかる可らず住居なかる可らず衣食住居既に備はり一家以て安樂なり尙足らざる者あり隣人の附合なかる可らず社會の交際なかる可らず既に交際あるときは其交る所の者は高尚にして美ならんことを欲するも亦人情なり他人の醜美は我形體の苦樂に關係なきものなれども其美を欲するは恰も我家屋を装ひ庭園を修め自から之を觀て快樂を覺るの情に異ならず家屋庭園の裝飾は直に我形體の寒熱痛痒に感ずるに非ざれども精神の風致を慰るの具にして戸外の社會に交りて其社會の美を觀るも亦我精神の情を慰めて愉快を覺へしむるの術なり現に今日の人間交際を見るに如何なる人にも交を求るに上流を避けて下流に就く者を見ず故さらしに富貴の人を嫌ふて貧賤を友とする者を見ず其富貴上流の人に交るや必ずしも（往々あれども）彼の富貴を取て我を利するに非ざれども自から之に接して快きものあればなり猶俗間の婦女子が俳優を悦び男子が藝妓を愛するが如し其これを受するや必ずしも（往々あれども）色慾に出るに非ず唯これを觀て我情を慰るのみ即ち我形體に關係なくして他の美を悦ぶものなり既に社會の美を欲す然ば即ち其醜を惡むも亦人情ならざるを得ず其醜を變じて美と爲す可きか術あれば其術を求めて之を施すも亦人情なり是に於てか貧困を救助し文盲を教育する者あり之を仁人君子と稱す仁人君子は我利害を棄て、人の爲にし我に損して他に益すと云ふと雖ども其實は決して然らず其棄る所のものは形體に屬する財物歟又は財に等しき時間心勞にして其報として得るものには我情を慰るの愉快あり即ち形體の安樂を賣て精神の愉快を買ふものなり人生の發達其全きを得て形體の安

樂に兼て精神の愉快を重んずるの日に至り始めて人類至大の幸福を見る可きなり蓋し彼の盜賊以下他を害して身を利する者の如きは其生の働發達せずして平安の主義に従ふこと僅に形體の一方に止まりて未だ精神の愉快なるものを知るに至らず或は其愉快とする所の境界甚だ狭くして身外の美を以て自から樂しむる情に乏しきもののみ猶無智の小兒が物の旨否を知て醜美を辨ぜざるが如し教育の旨は形體と精神と兩ながら之を導て其働の極度に至らしむるに在り故に世に害他利身の輩あるは教育の未だ洽ねからずして人生の未だ發達せざるものなれども平安の主義は自から其間に行はれて故障を見ざるものと知る可し

形體の安樂を知て精神の愉快を知らざる者は特に盜賊以下に限らず現今世界各國の交際に於ても亦然り彼の西洋諸國の人民が所謂野蠻國なるものを侵して次第に其土地を奪ひ其財産を剝ぎ他の安樂を典して自から奉ずるの資と爲すが如き其處置毫も盜賊に異ならず昔歐羅巴の白人が亞米利加に侵入して其土人を逐ひ英人が印度地方大洋諸島に往來して暴行を逞ふしたるも其一例なり今日西洋に於て佛國盛なり英國富むと云ふと雖ども其富の由て來る所は何處に在るや龍動に巍々たる大厦石室なり其市街に往來する肥馬輕車なり公園の壯麗、寺院の宏大これを作て之を維持する其費用の一部分は遠く野蠻未開の國土より來りしものならん嘗て遠國のみならず現に兩國境を接する日耳曼と佛蘭西との戰爭に於て日は佛より五十億フランクの償金を取上げたり他なし隣國を貧にして自から富むの手段のみ斯の如きは則ち日耳曼の人民は隣國の貧困を觀て愉快を覺る者ならん蓋し今の世界各國の人民は自から安樂を知て他の不幸を知らざる者なり一國內形體の安全を求めて國外の安全愉快を覺るの精神に乏しき者なり即ち國の教育未だ上達せざる者と云ふて可なり（明治十三年三月「東京學士會院雜誌」第一冊）

貿易商會開業の演說

十餘年前我が日本に於て攘夷の説あり綠眼紅髯の外洋人を目して夷人と爲せしが今を以て之を考れば夷の字甚だ其當を得ざるに似たれども此の夷の字に代るに異の字を以てし彼等は我と邦國を異にし人種を異にし風俗を異にし利害を異にするの異邦人なりとするときは我國を愛するの赤心は十餘年後の今日に至りても猶ほ昔年の説に符合して相違ふ事なし唯だ昔年の攘夷家は只管兵力を以て其禽獸視する所の外國人を攘はんとせしものなれども今日の我輩は決して然らず固より之を人類視し又同等視する所の外人に向ひて經濟を以て戦ひ商賣を以て争はんとするの異あるのみ抑も我邦開港以來外國人が自國の船舶を以て自國の物品を輸入して我人民と貿易賣買して忌憚なく我物産を輸出する有様を見るに我は常に客にして彼は却て主人の事を爲し我人民は恰も我日本の諸港を見て外國の觀を爲し正しく之を貿易の本地と誤認し物品の受授金銀の爲換一切此の地を限りて開港場の外又外國あるを知らず又往來の路あるを知らざるものゝ如し商權の彼に歸する其謂れ無きに非ず政治を以て論ずればこそ日本は依然たる日本にして嘗て尺寸の地を失はざれども貿易の點より之を見れば我國境を侵さるゝの甚しきものと云ふ可し

今此の商權を恢復して貿易の國境を擴むるの法は唯だ我人民にして直に外國に往來し自ら我物品を輸出し自ら彼の物品を輸入するの一策あるのみ直輸とは即ち此の事にして直輸或は之を自輸と云ふも可なり然るに現今我國に於て彼我賣買の事に任ずるの徒なきに非ずと雖も其爲る所を見るに只管一時の小利を貪りて永遠の實益を謀らず徒らに自黨の利便を營みて全國の公利を思はざるより往々投機行險の策に出で大に我商賣上信を外人に失ひ凌辱を内人に蒙らしめ却て我商運を萎縮せしめ世人をして我貿易を振興するの望を絶たしむるは實に痛歎の至に堪へざれば是れ我輩が今同憤然自ら奮ふて此の直輸事業を創立する所以なり

且つ夫れ我輩が今日率先して直輸の事を行へば我輩の手を経て出入する物品に付て利あるのみならず其の影響は方今日日本國の輸出入五千萬圓の全面に達して間接の國益を生ずべきや明なり例へば我貿易商會にて取扱ふものは僅に輸出入の一部分とするも其一部分に付き今日の商況に比して三五分の利益を増すときは此の三五分を五千萬圓の金額に及ぼして大利を見る可し況や我輩の事業次第に行はれて其習慣を成すに至るときは從來の弊風を一掃して商賣世界にも亦自ら廉恥の精神を生じ漸く誠實勉強の商人を輩出して遂には日本の貿易は全く日本人の手に占有するの愉快を見るも亦遠きにあらざる可し又我輩が直に彼國に至り親しく其商況を視て其國人の好尚を察し隨て其物品の恰好に注意して之を我國の製造人に報道し需用に適して供給するの便を得るに至らば嘗に販賣の域を廣くするのみならず恰も我製造人に指南して其方向を示し勞を半にして功を倍するの幸福を得せしむるに足るべし永遠の國益蓋し之より大なるは莫らん

右等の如き利益を計れば枚擧に遑あらず且つ永遠の國益は姑く之を開き試に見よ我開港場に居留する外國人は何に依て生活を爲すものなるや其衣食の資は果して何れの路より來るものなるや肥馬に跨り大車に乗り意氣揚々として日本の地上に横行し年々幾千萬圓を消費して又之を本國に携帶す其金圓は果して何人の支給する所なるや總て是れ吾人の膏血にあらざるは無し是れを之れ憂へずして何事を憂ふ可きや我輩は憂極て憤を生ずるものなり嗚呼我輩は本と攘夷家の子なり嘗に子なるのみならず十數年前に在ては自ら攘夷の説を主張したる其人なり唯だ今日に在りては外人

を夷狄視せずして之を近くるのみ晉に之を近くるのみならず進んで我より之に近づき其本國に到て直に之に交り兵馬の接戦は暫く之を後日の機會に譲り今日は専ら貿易の業を洋外に争はんと欲するのみ嗚呼方今我日本帝國に生れて苟も商運の旺盛を願ひ國勢の振張を望むの志士は心を同うし力を協せて共に此の大業を翼賛せよ

註 これは明治十三年八月貿易商會開業の際、朝吹英二が同商會の支配人として述べたる演説なるが、其草稿は先生の書いて與へられたものである。(編者)

### 明治辛巳紀事

明治十三年春の頃より諸方の有志者が國會開設の建白又請願とて社を結び黨を集めて都鄙に奔走し又或は東京府下にも何社何會など稱して雜誌新聞紙等を發兌し暗に地方の輩と連絡を通じて之と結合を謀り處々に演説者を派出する等以て人心を動搖せしむること甚し我輩窃に其内情を察するに彼の有志者なるものは悉皆血氣の少年に非ざれば即ち無智無識の愚民にして人の奇貨たる者に過ぎず又都下の何社何會なるものも大概皆免職官吏無産の青年書生輩が何か地位を求るの口實に國會論を唱る歟又は雜誌新聞紙を發兌して其賣捌の路を廣くせんが爲に心に思はぬ事をも喋々する者のみ如何にも頼母しからざるのみならず其輩が口に談じ筆に記して主義とする所は専ら政府の正面に向て直に之を攻撃するものなれば到底其歸する所腕力に訴るの場合に至らざれば止む可らざるの勢を見る可し

此際に諸方の壯年書生輩が頻りに福澤の宅に來り何か相談ケ聞しき事を申す者多かりしかども諭吉は頓と取合はず殆ど無主義の體を示し唯學問上の話より外國の形勢など語りて詰る所彼等の熱氣を冷にして國權論の方へ導かんとす

る意なれども先方は甚だ悦ざるが如し他人は姑く擱き親友丈けにてもと思ひ往々茶話の端にも世上に所謂駭民權論の愚を嘲り兎に角に我社友諸氏は「ボシチーウ、ノーレジ」を養て他日我日本國をば盛大のものに致されよなど語り合ひ社中長老の向は固より同主義にして甚だ穩なることなれども國會の一事に至ては更に定説あるなし此國の政權は固より王政維新の功臣を外にして行はる可らず去連これを唯其功臣のみに專にせしめては民情安からず斯くては我日本政府の政權を強大にして國權を皇張するに由なし誠に困却の次第なりとて唯困却するのみにて更に定まりたる考もあらざれば世上にても少しく不審を起したることと見へ往々諭吉を誹謗する者あり昔年は頻りに民權を唱へながら今日この民權論の世の中に至て是れと申す定説なきは腰抜けなりと云はぬ計りの論鋒を差向け又其中には眞實諭吉に怨もなく酬もあらざれども諭吉を相手取りて攻撃したれば新聞雜誌等の賣捌も却て好からん己が名聲も之が爲に發揚せんなどの考にて中々面白き小人の工風を運らす者あり又或は短氣なる壯年は本塾舊生徒中にも少なからずして諭吉の舉動を堪へ難く思ひ宿説を變ずるは卑怯なりなど直言忠告する者もあり誠に喧しきことなれども是れも一時の事なり犬の吠るに異ならずと勘辨し好き程に會釋して唯何も分らぬ間に日月を消したり

然るに明治十三年十二月大隈伊藤井上の三氏と會話次で十四年一月井上の内話を聞き其主義全く諭吉の宿意に合したるを以て彌この勢を以て國會を開き其これを開きたるときには必ず今の政府の人をして多數を得せしめん或は國會第一に失敗して他の政黨に權を取られん歟重ねて之を取返すことは甚だ容易なり兎に角に今の政府は人才の集る所人望の屬する所なれば我輩は之に應援して穩に内の政權を維持して外に向て大に國權を皇張すること決して難きに非ずと信じて始めて爾後の方向を定めたり(此事は本年十月十四日井上伊藤へ贈りたる書翰を見て知る可し)

斯く方向は定められたれども此秘事を人に語る可きに非ず親友の長老二三の外は誰れにも告げず其他十餘名の社中には  
 我社或は新聞紙を發兌することある可きも計られず尙其趣向は追て話す可き間その時には勉強致されたく兎に角に今  
 の時勢は唯平穩專一の事にて世上の何社何會の如き輕舉粗暴を學ぶ可らず云々位の事に押付け置き春來秋に至るまで  
 一切祕密の日月なりき（我社中に事を祕して洩れざるは殆ど我社一種の德義とも云ふ可き歟例へば當十月に至ては世  
 上に様々の評論して福澤大隈連絡云々の風聞はあれども其福澤が會て井上伊藤と内談云々の事は十月下旬に至るまで  
 世間會て一人の知る者なし以て我輩の「ポリチカル、モラルチ」を證す可し故に祕事の洩るゝは必ず此に在らずして  
 彼に在や明なり之を推して考れば大隈が國會の奏議云々も兩三月前に世上に洩れたるは不審なり本年五六月の頃諭吉  
 は之を矢野より聞たれども固より他言せず矢野も亦同様大隈とて自から洩らす可きに非ず然るに其洩れたるは井上伊  
 藤の口より出たるものと臆測して可ならん歟蓋し闕疑）

此際に或は鹿兒島書生などへ面會して國會の事は如何ならんと問はるゝこともあれば諭吉は之に答へて左れば御  
 座る随分六ヶしき事ならんと雖ども必ず開けずと極りたるものにも非ず併し諸君が其開設を希望せらるゝは何故なる  
 や或は失敬ながら邪推すれば十年戦争の事を根に持て専ら今の政府に敵對する積りには非ずや去迎は策の甚だ拙なる  
 ものなり若し萬一も如何なる風の吹廻しにて三年の中に國會が開くるかも知れず其時には如何するや鹿兒島縣内に今  
 の在朝の鹿兒島官吏を除て別に國會議員たる可き人物は幾名も無きことならん不外聞ならずや左れば十年の事などは  
 之を一場の夢に附して唯今後舊鹿兒島藩全體の榮名を保護すること肝要なれ之を保護するの法は在朝の人物を友視し  
 て其地位を得せしむることなり即ち私怨を棄て、鹿兒島一般の公榮を取るものと云ふ可し云々と説論して大に得心し

たる者も多かりき（此主意は會て大隈井上へ語りたることもありて二氏も甚だ同意なりき）

右の如く諭吉は飽くまでも今の政府の人を大に進退することなくして國會を開かしめんとする其趣意は古來今に至  
 るまで「ミリタリ・グロリ」(武邊の功名)なるものゝ人心に感ずること深くして之を棄るの不利なるを知ればなり例  
 へば諭吉が自から政治に關するを好まざるも維新のときに功名なくして今更之に加入すれば恰も他人の盛宴に伴食す  
 る者にして心に慊くも思はず又實際に功能なきを知ればなり即ち今の俗世界に於ては武邊の功名ほど有力なるものな  
 くして之を利用するは治國の良方便たるを知ればなり

爰に又後藤象二郎なる者あり以前は餘り懇意にもあらざりしかども氏が高島炭坑の事に付外國人に訴へられたるを  
 聞き後藤の身の上は兎も角も諭吉は唯外國人の横著なるを憤り無理にも後藤に勝利を得せしめんと思ふ一念より様々  
 に相談周旋して三年計りの間に遂に炭坑は三菱の所有に歸し以て局を結びたり依て本年春以來は後藤も無事なるに付  
 此人も維新の功臣なれば此度こそ舊時の輕薄末社を打拂ひ恰も蘇生したる姿にて靜に徳を養ひ徐々に政治に志したら  
 ば遂には今の在朝の人と和して共に事を謀るの場合にも至る可しと思ひ度々往來して餘程よき調子に赴たるが如し或  
 日後藤に面會して語次戯に今日若し君を以て太政大臣と爲したらば朝野の別なく何人を用ひて事を任するやと尋たり  
 日後藤は暫く首を傾け云く野に人物乏し先づ誰れを何省に彼れを何省に用ひん大抵皆今の諸省の長官なり但し此際に  
 は無理にも在野の一二名會て世に知られざる者を用ひたきものなり云々とその事にて諭吉は之を聞き先づ後藤も平穩の  
 主義にして顛覆家に非ずと獨り自から安心したり

板垣も随分知る人なれども近來其舉動を察するに餘り率直に過ぎて或は人に欺かるゝこと多く〇〇などには毎度賣

られながら之に懲るゝことなし又明治十三年の冬出京の時にも〇〇〇〇の如き小兒同様の狡猾者に近接するの様子もあり畢竟其性質の過美なるが爲に然るものならん迎も此人と大事を語る可らずと覺悟して頓と取合はず斯る事の有様にて明治十四年の八月初旬に至り北地御巡幸とて大隈も供奉にて出發就ては彼の新聞紙發兌の事も迎も埒の明く可きに非ず如何様にても苦しからずと放却したる中に開拓使官有物拂下の事起りて世論喋々たり是れも畢竟今の政體にて珍らしき事に非ず又これを論ずる者として眞實國を憂るの赤心にも非ず好き議論の種を得て之に口を出せば俗に所謂男振りの揚るを利する位のことにて殆ど少年輩の口實玩弄たるに過ぎざれば斯る事は悠々傍觀して然る可しと思ひ毎度人にも之を語る其中に篤と朝野の情實を察すれば政府中大隈が一方にて他は皆これに反對すると云ふ者あり又は三菱が五代と争ふて五代が鹿兒島參議に遊説云々と申す者もあり兎角政府も世論も穩ならざる様子なれば新聞紙の一條も益以て政府を當てにす可らず我輩は固より朝野の誰れに與すると云ふ譯けに非ず若しも政府に面倒を生ずるときは其新聞紙も亦面倒中の一物たる可ければ之を引受るは迷惑なり寧ろ政府に關せず我々朋友の自力を以て小さくも一新聞紙を發兌しては如何との議に決して徐々に其用意を爲したり就ては當春來大隈伊藤井上の三氏は今にも例の公布新聞を發兌する様に申すゆえ福澤にては内々人員も手當し多少に金も費したる事にて今日まで因循したるは其責三氏に在るや明なり依て此度は其因循したる所以の理由を明にし責任者にて償ふならば金を償ふたる上にて論吉へは一應の詫を申せと談ずる積りにて九月某日中上川を以て大略其意を井上に示したれば井上は何れ大隈歸京の上にてと答へたり

然るに十月十一日御還幸即日大隈は辭表を促され其翌日外務省にて津田純一へ辭表の論旨始めて政府の變動を知て

大に驚入たり其後矢野牛場小松原等に至るまでも福澤の黨類とか大隈の末社とか申して續々免職誠に不可思議の事共なり昨年以來民權論の喋々たる其時より本年一月以來何とかして世上の無分別者を説諭し又制壓して苟も中人以上財産もあり知見もある者を導ひて世の風潮を穩にせんものと思ひ時としては官權黨と云はるゝをも恐れず我が思ふまゝの事を吐露し既に著述の時事小言なども發兌の後は必ず駄民權家の氣に入らずして評論を受ることならん知りたれども毫も憚るに足らずとして平素の所見を述べたることなるに突然今回の事情如何にも不審に堪へず依て十月十四日別紙を認めて井上伊藤へ遣はしたる處井上の返書にも論吉の所記に相違なしと答へたれば兩人も事の實は飽くまで心得居ること明白なり

右の次第に付此度變動の原因を臆測するに井上伊藤は最初大隈と相談して國會開設の事を企たれども其事容易に成らざるを察して中途に説を變じたることならん實に其成らざるを知りたらば其次第を大隈へ告げて相談を遂げ尙鹿兒嶋人へも打明け語りて決して鹿兒嶋人を擯るに非ざるの誠心を明にし談判不調ならば時節を待つも可なり又或は公明正大の事ならば議論するも可なり兎に角に内閣一致政府を擧げて一人も洩らすことなくして平穩に事を成すの考ならば大隈とて必ず大なる異議はなかる可き筈なるに謀こゝに出でずして唯大隈を除くの一點に精神を注ぎ様々の小細工を施したることならん其細工の手際は我輩これを知らざれども

第一大隈は政府の機密を世間に洩らして民權家と相應援する者なり政府に不忠なる者なりと唱へんと欲して何分にも大隈が民權論者と相接するの痕跡なきを以て乃ち爰に福澤なる者を持出し福澤は兼て大隈と懇意なり(春來公布新聞の事に付福澤と大隈は毎度面會するゆえ口實には最妙なり)而して其福澤なる者は兼て民權論の主領にして近來は

後藤なども甚だ懇意なる様子されば其先きに板垣とも同説ならん加ふるに三菱の謀臣と稱する者は悉皆福澤の塾より出たる者にて大隈福澤後藤板垣三菱等の間には深き契約あるに相違なし其陰謀の金主は則ち三菱ならん就ては大隈の國會奏議も福澤の筆なり矢野は即ち其取次なり福澤も此度は一番政治社會へ乗出す積りなりなど、説を作りたることならん（本月十三四日の頃中上川が伊藤の宅へ参りたるとき井上も丁度其席に居合はせて語次中上川へ向ひ足下の叔父様が太政大臣に爲りても云々と語りたり左れば本文の作説は政府中に流行すること、見ゆ誠に捧腹に堪へず氣の毒なる次第と云ふ可し）實は井上伊藤に於て論吉の心事は飽くまでも承知にて決して政治上に腥き人物に非ずとの事は心中に存しながら一大眼目たる大隈を除くの口實には論吉の名を媒介に用ゐるの外なしと決斷して内實論吉には氣の毒ながら其惡名を作りて暫時これを借用したることならん

備考 此作説果して井上伊藤の工風に出で、眞實其發起人なる歟但しは又鹿兒嶋人が開拓使一條に付福澤緣故の者の舉動を見て大に怒り又我社中にて作りたる私擬憲法などを見て大造なるものと思ひ是れも福澤の密策なり其れも福澤の陰謀なりと甚しく疑念を生じたる處に井上伊藤が之に乗じて其憤怒疑念を増進せしめたるもの歟然るときは井上伊藤は發起人に非ず唯巧に立廻りて鹿兒嶋人と合併したる者のみ他日を待て分明なる可き事なり  
〔一説に此度の變動は全く薩人の發起なりと申す其次第は當春來大隈伊藤井上の三氏が國會の事を企たれども其實は内閣に於て少しも相談の整ふたるに非ず（此説に據れば春來大隈井上等が薩人へ説くと云ひ又説得したりと云ふが如きは誠に漠然たりし事と見ゆ）然るに薩人は之を認めて恰も謀反人の觀を爲し大に起て三氏を共に倒さんとするの勢なるに伊藤井上も狼狽恐縮して爲す所を知らず乃ち心ならずも其罪を大隈一人に歸して自

分等は薩門に降伏謝罪と決定し其謝罪の土産に福澤の事なども様々に取拵へて作説を持参したるものならん  
云ふ又この際井上の大に働きたるは大隈を除けば其會計の相續は自分に歸す可しと思ひ變動の幸便に任せて所得あらんことを僥倖し事成るの今日に至ては却て失望ならんと云ふ十月十一月の際少々づゝ其證據あるが如し  
十一月四日記

右の作説は誰れの作にも致せ一時この説の政府中に行はれて殊に鹿兒嶋人の信を得たる所以の原因は恰も好し開拓使の一條起りてより世上血氣の少年は發狂の如くなりて喋々これを論じ其逆上の體は誠に笑ふ可き様なれども人心の勢は留む可らず慶應義塾の少年輩も平生は論吉の最も注意する所にして何事に就ても先づ黙せよ々々々と到底世間の何社何會とは水際の立つ程に區別せんことを念じたれども開拓使の一條に至ては何とも制御に難くして留む可らず譬へば彼の『政談』雜誌の如し誠に漫語暴言とも申す可きものなれども實は平生論吉より雜誌發兌の資金にても授け置きしものならば實物に據て之を制す可きなれども曾て其事なし且他人の世話をするに保護と命令と兩立す可し之を保護せずして之に命ずるの理なしとは積年論吉の持論なれば政談社の壯年が何事を論ずるも敢て之を差止るを好まず唯時に應じ物に觸れて其激論の面白からざる旨を論ずに過ぎず畢竟友誼上の事にして平生は先づ長者の言として聞入るゝこともありしかども今回北海道の事に限り中々以て長者の言も用ひられず益々詭激に増進するの有様なりき又これに加るに本塾寄宿の鹿兒嶋生徒枝元阪本などが黒田へ手紙を贈り川村へ談じたることもありし由成程黒田も川村も定めて立腹したることならん又明治會堂にても壯年輩が度々演説を催ふし又上方にても大阪新報社の新聞紙を加藤政之助等が工夫して之を專にし元と此社に關係ある五代の末社本庄一行なる者を放逐したることもあり何れも皆間接直



接に在朝の人を怒らせたることにて其罪は恰も諭吉の一身に歸し作説も行はれ易き筈なり決して之を偶然と云ふ可らず

作説者は内より説を作り諭吉に縁故ある者は外に在て大人氣なき事を行ひ以て此度の始末に及びたることならん畢竟諭吉に資金ありて此壯年を事實に御するの權あれば誠に譯けもなきことにて我社中は誠に穩なるのみならず必ず世安を助るの一大器械たる可き筈なるに其金あらざれば之を如何とす可らず實は彼の作説流言に所謂陰謀をして眞ならしめ三菱が金主にて我輩が其金を自由にしたらば其成跡は必ず世安を維持するの美を奏したることならん然るに三菱吝嗇にして金を出さず流言果して虚にして陰謀亦空し残念に堪へざるなり愚痴は姑く擱き我社中に限りて他の何社何會に異なり假令ひ一時の小風波あるも徹頭徹尾偽を行ふ者に非ざれば今日に在ては唯平氣にして時節を待ち以て他の醉に乗ずる人又これを醉はしめたる人が次第に醒覺し次第に後悔するの景況を見物せんと欲するのみ

身を處するは士君子の重んずる處これを等閑にす可らず依て今日の有様を記して之を子孫に遺し又或は時節を見計ひ親友へも示す可きものなり

福澤 諭 吉 記

明治十四年十月廿八日

註 「續福澤全集」第六卷「書翰集」に収録せる伊藤博文、井上馨の兩人に贈られた長文の手書参照。(編者)

### 掃除破壊と建置經營

公議輿論とは天下衆人の多數にて是認する所の主義を指して云ふものなり必ずしも一定不變にして天然に備はるも

のに非ず例へば服飾の流行の如し今より六七十年前男女衣服の紋所は小なるを貴びしもの漸く之を大にして一層又一層其底止する所を知らず徳川政府拜領の紋服牡丹餅葵の大なるに至りしものが維新の頃より頓に復た小變して今日は殆ど一厘錢の如きものあり此他鼈甲の濃赤は廢して淡白と爲り、染色の萌黄は止て茶と爲り又御納戸と爲り、若松に鶴の裾模様は殆ど禁制の如くに棄たれたり何れも皆服飾の公議輿論にして天下男女の多數これを是とし之を非とすれば其勢留む可らずして然るものなり然るに此流行なるものは元と人間世界の人爲に出たるものにして決して天然に非ず去年はコレラ流行して今年は然らず常春は風邪流行して夏は脚氣の流行するが如き天變にも非ず又時限を定めたる循環の流行にも非ざるや明なり既に天然に非ずして人爲なること明白なれば其これを作爲したる人の所在も亦明白なる可きの理なり人の言に云く西洋諸國に於て年々歳々服飾の時様を變換する其起源は佛蘭西の首府巴理の裁縫師これを司ると又日本にては其起源常に東京に始り然かも東京中の俳優又は藝妓より來ると云ふ夫れ或は然らん、然らば則ち巴理の裁縫師東京の俳優藝妓は服飾の公議輿論を始造して歐羅巴全洲を制し日本全國を支配して意の如くする者なり其勢力實に偉なりと云ふ可し

抑も人間社會の流行は服飾衣裳に止まらず學問の主義に流行あり政治の體裁に流行あり我國學問の主義は嘉永癸丑亞國船の渡來より特に徳川政府の末年を限界として其以前に流行して公議輿論の是認する所は漢學なりしに此年限より後は舊流行の趣を一變して洋學流行の新世界を開き其初に在ては新舊の軋轢少なからずして困難の事情もありしかども流行變換の勢力は之を駐めて留む可らず公議輿論の是認する所は洋學と定りて其主義漸く世間の事物を動かし遂に政治社會にまで波及して古來未曾有の民權論なるものを生ずるに至れり即ち今の民權自由立憲國會等の議論にして

二十年前に比すれば學問も政治も其流行を一變したるものと云ふ可し然るに此學問なり又政治なり固より天然に非ずして人爲の流行なれば是亦其初に當ては必ず首唱の人物なきを得ず即ち原素を西洋諸國に取て之を我國に始造したる者にして我國の洋學者たるや明なり故に此學者が此學問政治の流行を起して全國の公議輿論を一變したるは巴理の裁縫師東京の俳優藝妓が服飾の時様を自在にする者に異ならず學者の勢力も亦偉なりと云ふ可し

然りと雖ども公議輿論は前に云ふ如く天然の一定に非ず唯是れ人爲の流行にして時々變換するものなれば學者の職分として常に人事の前途に眼を注ぎ時に隨て此流行を矯正し又或は新に流行を始造するの工風なかる可らず蓋し學者は社會の雁奴にして人の怠る所に警しめ人の見ざる所を見る者なればなり然るに爰に驚く可きは今の日本國中に於て學者論客を以て自から稱する輩が唯流行に従ふに汲々するのみにして之を矯正し之を始造するの一段に至ては漠然として忘るゝが如きの一奇談なり方今我國に於て公議輿論の是認する所、學問は洋學にして政治は民權論なりと云ふ實に近來は洋學流行して民權論も亦盛なれば洋學民權の世の中ならん滔々たる天下皆是にして新聞記者は云く天下の公議輿論を寫出すと、論客辯士は云く天下の公議輿論に従ふとて得々喋々唯世間の風潮に戻らざるを以て無上の目的と爲す其趣は恰も楫なき船が西風に吹かれ又東風に逐はるゝに異ならず誠に滑にして誠に無事なる姿にして心配なきが如くなれども斯の如きは則ち學者論客も亦滔々中の一人にして誠に頼母しからず愚俗の婦女子が當世の流行に熱心して衣裳を装ふ者に等しきのみ

我輩と雖ども今の洋學又民權論の流行を見て一概に之を咎る者に非ず其實は多年我社中に於て其主義を首唱し、難きを忍び危きを犯して苟も我れと主義を同ふする者を求めんとして一向一心に洋書を講じて近時文明の大意を我國中に分布し二十五年會て一日も怠ることなかりしに其勞空しからずして今日は是れ遂に洋學民權論の世の中と爲りしは誠に欣喜に堪へざる次第なれども抑も我輩が當初専ら洋學を講じて近時の文明を説き又隨て民權の議論を首唱したるは徒に新奇に走るに非ず自から見る所のものあればなり請ふ其大概を左に述べん

日本古來流行の漢學と新入の洋學と相比するときは大同小異なるものあり小同大異なるものあり、道德の原論の如き我國に於ては儒教と佛法とを以て組織し西洋諸國に於ては耶蘇教を以て根據と爲せり其説く所少しく相異なるものなきに非ざるも畢竟善を善とし惡を惡とするに過ぎず東西大同なりと云はざるを得ず道德を去て詩歌美術等風致の事に至ても少しく趣を異にし又其これに心を用るの深淺あるのみにして大なる差異を見ず例へば西人は家屋の外部を飾り、我國人は室内の装置に力を用ひ、西人は器物の裏面を等閑にし、我國人は人の見ざる所に錢を費す等の如し唯僅に趣を異にするのみ或は我國に茶を飲むの術あり、香を薫するの術あり、插花の術あるが如きは西人の全く知らざる所にして是等の點に就ては我國人は風致に富むと云ふも可ならん又彼の歌舞の如き西人が我能狂言を見て不思議の觀を爲す如く吾人も亦彼の國のダンスを見れば捧腹に堪へず是等は東西少しも輕重す可らざるものなり

右の如く道德の原論なり又美術風致の事なり東西相比して大同小異なるものなれども獨り知學の一段に至ては小同大異のみならず殆ど我固有の地歩を以て企て及ぶ可らざる所のものあり我國の文事は中古に至るまで佛者の司る所にして固より實物の理を推究するに非ず下て三百年來漸く儒流の盛隆を致して儒佛の道兩立するが如くなりと雖ども唯僅に道理を論ずるの體裁を異にするのみにして畢竟共に道德の範圍を脱する能はず其物理に至ては陰陽五行空風水火の空論に過ぎず彼の醫師が人身を小天地として病理を説くにも陰陽と云ひ藥劑を處するにも五行に配當し佛者が天文

を語るに須彌山の妄誕を信するが如き知學に於ては數千百年來一步を進めたるものに非ず顧て西洋諸國の有様を通覽するに知學の據る所は自然の原則にして實物の形と實物の數と其動靜の時間とを根本に定め人類の五官たる耳目鼻口皮膚の働を以て之に應じ兩間の萬相一として包羅せざるはなし一として其形と數と時とを究めざるはなし近時千八百年代の央に至ては此學益博くして益精密を致し其人事の表面に顯れて最も著しきものを舉れば蒸氣電信の發明、郵便印刷の工風の如き恰も人間世界を一變して乾坤を始造したるものと云ふ可し其他醫藥衛生殖産工業の事は無論或は政治經濟論等稍や無形に屬するものをも之を原則の中に束縛して其結局を形と數と時とに歸著せしめんとするは西學の最も勉る所にして即ち近時文明の骨髓とも云ふ可きものなり蓋し我輩が多年子弟の教育に従事して専ら近時文明の主義を採り日本の舊套を一掃して恰も學問の流行を始造し公議輿論の方向を改めて文事の新世界を開かんとて之を説き之を教へて既に多少の心身を勞し今後尙勞苦せんと欲するも其志す所は單に西洋知學の一點に在るのみ敢て彼の道德の片言を聞て之を信するに非ず其美術の美を見て之に心醉するに非ず新に走るに非ず奇を好むに非ず唯自然の原則なるものに逢ふて熱心國の爲に之を利用せんと欲するのみ

又民權論の事は我輩とて數年前は夢にも知らざる所なり今を去ること二十三年萬延元年福澤諭吉が始めて亞米利加に航海したるとき彼の國人に逢ふて語次これに問ふに貴國建國の首領ワシントンの後胤は今如何の有様にて何れの地に在るやとの言を以てしたるは其内心ワシントンを以て日本の徳川家康公にも比較して其子孫は假令ひ世々大統領たらざるも宗祖武功の餘澤を以て富貴固より他の比類に非ざる可しと思ひしに米人の返答は大に之に相違して諭吉は恰も失望したれども去迎米國一般の形勢を見れば國富み兵強くして政府の威權確として動かす獨立不羈の氣象は全國

に溢るゝが如し如何なる理由なれば人間世界に斯る變態を生じたるものかなど獨り心に解すること能はざりき爾後一年を経て又歐羅巴の諸國を回歴し英國に於て幾多の識者に逢ひ共に學問政治等の事を談じて當國に保守改進の二政黨ありて云々との事を聞たれども黨は徒黨なり我日本などにては國法の嚴に禁する所、如何なれば斯る徒黨の此國に存在して之を不問に附するならん恰も幾多の謀反人が白晝に國の政權を争ふの姿、誠に無政無法の暗黒とこそ思はるれども又一方より見れば國會の議事は整々堂々他國人の羨む所と爲り國威は海外に耀きて尊王報國の氣風は内に充滿するが如し之を聞て怪しみ其れを見て驚き歐羅巴の在留一年餘の其間は唯半信半疑の中に彷徨するのみにして民權自由等の主義に就ては未だ明白なる思想を作るに至らざりき

歐羅巴より歸りて頻りに洋書を讀み又在歐の友人より文通の事もあり又横濱在留の外國人に接し又或は彼の國出版の新聞紙を見るなどして漸く彼の國政の習慣を知り人民の氣風を解し民權とは斯の如きものならん自由獨立とは云々の趣意ならんと之を腦髓に畫きて二三の人にも語り人も亦この義を了解して共に一場の談柄と爲りたるは蓋し慶應年中今を去ること十七八年の事にして當時世間に我輩と説を同ふする者甚だ寥々たりき

次で維新の大學に逢ふて社會の面目を一新したり我輩も固より社會中の一部分なれば此大勢の風潮に従て自から一新する所なきを得ず即ち其一新とは前に云へる民權の自由獨立の宿説を益天下に明にして同主義の人を作り封建門閥の舊套を脱して新に民權の公議輿論を始造せんことに勉め以て十五年の今日に至りしことなり然り而して此十五年の間を顧るに我輩の思想に於て其方向を二段に分て見る可きものあり蓋し初段は掃除破壊の主義にして第二段は建置經營の主義なり掃除破壊とは何ぞや當時維新の初に際して天下の形勢を察するに人民の無氣力なること甚し農商の輩は

依然として舊の如く俗に所謂素町人士百姓にして固より齒牙に留るに足らず少しく上て士族學者と稱するものにも其心事の卑屈なる誠に見るに堪へざる者多し數百年來儒者の教を以て育したる此士君子にして斯る有様なりとは畢竟儒流の教育は頼むに足らず、儒流頼むに足らざれば儒者の主義中に包羅する封建門閥の制度も固より我輩の敵なり之を破壊せざる可らずと覺悟を定めて専ら儒林を攻撃して門閥を排することに勉めたり其攻撃の方略は様々なりと雖ども就中有力なりし者は我輩竊に儒者の秘訣を察し彼れが常に平易なる事理を説くにも故さらに難字を用ひて人を瞞著するの黷あるを發見し直に此黷に乗じて我れは故さらに平易なる俗字俗語を以て高尚の理を述べ却て儒者の意表に出で、其教の根底より之を顛覆せんことを企てたるの一項なりと信す蓋し我社中出版の著譯書に平易なる俗文多きは是れが爲なり明治六年福澤諭吉著述文字之教附録の末段に

前略都て文章はむづかしくして學者の作に似たるも事柄は至極馬鹿らしくして笑ふ可きものあり元來文章と事柄とは全く別ものにてつまらぬ事もむづかしく書く可し大切なる事も易く書く可し難き字を用る人は文章の上手なるに非ず内實は下手なるゆゑとさらに難き字を用ひ人の目をくらまして其下手を飾らんとする歟又は文章を飾るのみならず事柄の馬鹿らしくして見苦しき様を飾らんとする者なり（中略）今の世の中に流行する學者先生の文章と云ふものも其樂屋に這入て見れば大抵この位の趣向なるゆゑ少年の輩必ず其難文に欺かれざるやう用心す可し其文を恐るゝ勿れ其人を恐るゝ勿れ氣力を慥にして易き文章を學ぶ可きなり

右文字之教は唯童蒙の爲にしたる小冊子なれども自から以て我社中の主義を窺見るに足る可し又我輩が門閥を攻撃するが爲には自勞自食獨立不羈の一主義を定めて其説に云く勞して食ふ、人に求るなし、獨立

不羈、人に依頼するを要せず、人に求めず人に依頼せず、我輩の眼中には門閥なきのみならず彼の門閥坐食の輩こそ人に求めて食ひ、人に依頼して立つ者なれ、何ぞ此輩に向ひ腰を屈して之を仰ぐことを爲んや大名も人なり〇〇も人なり平民が手馬を飼ひながら其馬に騎するを得ずとは何事ぞ、士族が獨り帶刀して他の三民に傲るとは何事ぞ、是れは如何ん、夫れは如何んとて恰も社會の百事を一掃せんとするの論鋒を以て攻撃至らざる所なく退て私の一身に就ては小心翼翼品行を謹み質素儉約衣食住居の外面を飾らず唯内を守て外を攻めんとするに力を盡したるは明治八年の頃に至るまで一樣にして會て怠ることなかりき今日に在ても社中の口吻に修身の氣節は元祿武士に倣ひ、品行は顏淵閔子騫を學び、其日常の働は則ち町人の如く小吏の如くして始めて我友なりとの語は之を金言として今尙共に守る所のものなり蓋し前記の如く儒流を犯し門閥を攻撃し劇しく獨立の議論を主張して掃除破壊を事としたるは甚だ詭激に過ぎたるが如くに見ゆれども願て躬から之を求めば當時我輩の心事に於て大に感ずる所のものありて之が副因を爲したることならんと覺ふ其感ずる所のものとは何ぞや

抑も維新の時に天下人心の方向を尋れば勤王佐幕の二流に分れたれども我輩は獨り文を事として純然又公然たる獨立の地歩を守り會て一毫の嫌忌を蒙りたる者に非ざりき而して世事の成跡を見れば勤王功を奏して佐幕失敗し勤王誠に美にして佐幕誠に氣の毒なり勤王家の得々たるは固より當然のことなれども我輩の見る所にては佐幕家も亦人なり既に其志を得ざりしことなれば最早政治の事をば度外に附し之を第二世の後進に讓て其身は靜に退隱し苟も國に深切あらば竊に世教を助けて社會の安寧を祈ること本意なれ固より人々資産の有様に從ひ抱關擊柝以て口を糊する歟又は無聊を慰るが爲に藝を以て散官に就く等は深く恥づ可きにも非されども朝に西して夕に東し、此れに離れて彼れに就

き唯勢の所在に奔走して極度より極度に移るが如きは公の政法より見てこそ罪なけれども去迎は人たる者の私徳に於て愉快にも非ず又古來士人の出處に鑒みても恰も稀有の筆法なりと云ふ可し畢竟この流の人が自勞自食の大義を知らざるが故に斯る醜體をも顯はす者なりと心竊に之を憐み又これを輕侮せざるを得ず我社中の如きは初より勤王に非ず佐幕に非ず唯文を以て獨立と覺悟したるものなれば新に方向を取るも妨なきに似たれども尙且然らず社中少壯の輩こそ所謂第二世の後進にして各其志に従ひ行く所に行く可きなれども十五年前既に主義を定めたる福澤諭吉の如きは生涯其説を變ずることなかる可しと明言して社中に之を怪しむ者もなし即ち同人が維新の初より再三政府に召されて之に應ぜざりしも固より政府を恨むに非ず又官途を賤しむに非ず唯己が心の約束に従ひ政治の外に逍遙して以て世教萬分の一を助け社會の安寧を進め國權の皇張を祈り間接に國の忠臣たらん事を願ふ者なり斯る社中の氣風にして政治青雲の俗世界に向ては一毫の私慾なき者なれば自から他を見て常に多を求るの情なきを得ず酷に之を云へば我が度量大ならずして常に他を不満足に思ひ又穢なく思ふて益これに激し益自家の宿説を自から信じたる者なり即ち前年正論直言唯一向に民權自由獨立不羈の主義を主張したる一の近因歟又副因ならんのみ

左の一章は十餘年前我輩の社中に記して久しく他見を禁じたるものにして今にして之を見れば殆ど漫語放言に類するの句も少なからず之を掲載するは聊か汗顔の至なれども亦以て讀者をして當時の情況と我輩の所感とを知らしむるに足る可し但し時過ぎたることなれば之を以て今日の持論とするに非ず諒察を乞ふのみ

前略幕府にては關西の諸侯薩長土の類を叛藩と名け西郷吉之助、木戸準一郎、大久保一藏、後藤象二郎、大村益次郎、板垣退助の輩を奸賊と稱し當時關東にて官民の言に云く天皇は幼冲固より萬機を親から知り給ふに非ず

三條岩倉の如きも亦唯雲上の公卿脱走流浪したるのみの者にして特に才能あるに非ざれば深く咎るに足らず獨り惡む可きの罪人は西郷木戸以下の輩なり此輩が近日朝廷に出入して憚る所もなく人主の幼冲を利し、公卿の愚を誑かし、蘇秦張儀を學で私利を射んとする其罪惡は決して赦す可らずと専ら誅鋤の策を運らす其最中に伏見の變あり（以下奸賊と云ひ匪徒と云ふが如きは記者造意の語に非ず當時在江戸佐幕家の景況を寫出すが爲に其一流の間に行はれたる語法を其まゝに用ひ以て文章の波瀾を助くるものなり即ち作文の定法なれば讀者文字を以て記者の意を誤る勿れ）彼の奸賊等は此勢に乗じて關西諸藩の衆を合従し之に附するに官軍の名を以てして大膽不敵にも將さに長驅して東下せんとするの報を得て在江戸の幕臣は無論、諸藩の内にも佐幕家と稱する者は同心協力以て此賊兵を富士川に防がんと云ひ或は之を箱根の嶮に扼せんと云ひ又或は軍艦を攝海に廻はして賊の巢窟たる京師を覆さんと云ひ私に之を議し公に之を論じ策を獻じ言を上つり其最も盛なるは將軍の御前に於て直言諍論悲憤極りて涙を垂れ聲を放て號泣する者あるに至れり其忠勇義烈古今絶倫にして人を感動せしむる程の景況なりしかども天なる哉命なる哉其獻言策略も遂に行はれず賊兵猖獗既に箱根を越へて江戸に入り恐れ多くも東照神君が楠風沐雨汗馬の勞を以て大業の基を立てさせられたる萬代不易の大都府も今は醜虜匪徒の爲に蹂躪せられて一朝に賊地と爲り風景殊ならず目を舉れば江河の異あり又これを見るに忍びず、是に於てか彼の佐幕の類は脱走して東國に赴く者あり、軍艦に乗て箱館に行く者あり、或は舊君の御跡を慕ふて靜岡に移り、或は平民に墮落して江戸に留る等様々に方向を決する其中に當初佐幕第一流と稱したる忠臣が漸く既に節を改めて王臣たりし者亦尠なからず唯王臣と爲て首領を全ふるのみに非ず其穎敏神速にして勾配の最も急なる者は早く天朝の御用を勤

めて官員に採用せられたる者あり或は關西に采地ある者は采地の人數を率ゐて東征先鋒の命を蒙りたる者あり、されども決死脱走の勇士は其舉動を怒て之を獸視するも雷ならず又彼の静岡に赴き江戸に留りたる者にて此新王臣の得々たるを見れば不平なきを得ず其心に謂らく静岡の俸祿口を糊するに足らず、江戸の生計嘗て目途なしと雖も義を棄るの王臣たらんより寧ろ恩を忘れざるの遺臣と爲りて餓死するの愉快に若かずとて東海俄に無數の伯夷叔齊を出現したるは流石に我日本國の義氣にして彼の漢土殷周の比にあらざるものゝ如し、然るに其後脱走の兵は敗北、奥羽の諸藩は恭順謝罪、次で箱館の脱艦も利あらずして降伏する者次第に多く隨て降れば隨て寛典に處せられ又隨て官途に御採用を蒙り世間の時候自から溫暖を催ふして又昔日の殺氣凜然たるものに非ず是に於てか曩きの伯夷叔齊も漸く首陽の麓に下りて漸く天朝の里に近づき王政一新の新世界を見れば豈に計らんや日本の政府は掛卷くも畏こき天皇陛下の政府にして徳川こそ大逆無道の朝敵なりき、知らずや今日は聖天子上に在り條公岩公の英明以て之を輔佐し奉りて一綱一紀擧らざるものなし、薩長土は眞に忠藩なり、官軍は實に天兵なり、西郷板垣公は英雄なり、大久保木戸後藤公は人傑なり、三藩の盛なる實に欽慕に堪へず加之佐賀藩の如きは前日勤王の聞もなかりしに近來に至て俄に聲價を轟かし薩長土に一を加へて四藩と稱するの勢を致せり必竟田に在るの潜龍雲雨を得て興り、時を待つもの君子機を見て起つ者ならん何ぞ夫れ君子の多きや該藩の如きは之を稱して君子國と云ふも敢て溢美に非ず我輩も延引ながら恭しく惟みるに鎌倉以來幕府にて國政を執るは之を正理と云ふ可らず嘗て之に疑を容れしことなるが今果して大に發明したり、大義は破る可らず名分は誤る可らず今にして此大義名分の明なりしは亦愉快ならずや大義は親を滅す可し親戚朋友これを顧るに遑あらず何ぞ舊主人を問はん我輩

無似なりと雖も卿相諸公の驥尾に就て假令ひ身官吏たるを得ざるも尙食客幕賓たるの榮を得て其門に出入し以て平生萬分の一を盡さん若し之を盡すを得ば首陽の薇に換るに大都會の滋味を以てし以て酒泉の郡に入る可し以て飯顆の山に登る可し豈に復た愉快ならずや嗚呼彼も一時一夢なり此も一時一夢なり昨非今是過て改るに憚る勿れとて超然として脱走の夢を破り忽焉として首陽の眠を醒まし今日一伯夷の官に就くあれば明日は又二叔齊の拜命するありて、首陽山頭復た人影を見ず昔日無數の夷齊は今日無數の柳下惠と爲り小官を卑しとせず等外を不外聞とせずして大義の在る處に出仕し名分の存する處に月給を得て唯其所を失はんことを是れ恐るゝのみ其趣は恰も幕府に死して天朝に蘇生したる者の如し或は死生に非ず幕府の晩に蠶眠を學で眠り天朝の朝に蝶脱して化したる者ならん絶奇絶妙の變化と謂ふ可きのみ斯る事の次第にて彼の脱走したる烈士忠臣の殘餘も一度び王師に抗したる諸方の佐幕論者も静岡に赴き江戸に居残りたる伯夷叔齊の流も今日は明治聖代鼓腹擊壤の良民と爲り又尊王一偏の忠臣義士と爲り昨日世上の大風浪も今日は蕩然たる瑞雲祥風と爲り從來の痕跡少しも見へず之を天下の大勢と云ふ俗言これを志士の一轉身と云ふも亦可なり

註 此一篇は先生の遺篋中より得た未發表の論文であるが、文中「此十五年の間を顧るに我輩の思想に於て其方向を二段に分て見る可きものあり蓋し初段は掃除破壊の主義にして第二段は建置經營の主義なり」とある其いはゆる初段のこのみを記して第二段に及んでゐないのを見ると、恐らく未完の草稿であらうと思はれる。「掃除破壊と建置經營」の標題は編者が文中の字面に由て附したものである。(編者)

## 文學會員に告ぐ

抑も文學とは如何なる意義なるか余以爲く英語に所謂リテラチュールと云ふ義ならん然りと雖も古來文學の義解よりして誤謬の生ずること其例定に少なしとせず今單に文學會と云はゞ或は之を支那風に解釋して風月に喩じ詩文を弄する會ならんと思ふ者なしとも云ふ可らず是れ余の最も恐るゝ所なり蓋し文明の進歩とは原<sup>オチユラル</sup>則の支配する領分の日に増加するを云ふなり技術<sup>アート</sup>と實學<sup>サイエンス</sup>とは自ら異なりと雖も昔時アートと認めたる者の中にも原則の所在を發見して其サイエンスに屬す可きは勉めて之に編入すること今日文明の進歩と云ふ可きものなれ近來我國の有様を見るに技術と名く可き支那流の文學を貴び器具を愛するの風漸く盛なるが如く又佛國等にてはアート中の極めて粗末なる日本の古畫古物を賞玩するとは是れ甚だ奇なり其極端に至ては恰も物の不具を重んずるものにして所謂某々翁の走筆畫などが流行するは必ず一時の流行にして永續す可き筈なければ今日佛人が所望とあらば彼れの望に任せて殘らず賣渡して可なり流行の止みたる後に至れば最初賣渡したる代價の幾分を以て再び買戻すの期あるは決して疑ふ可らざるなり凡そ什器を製するにも大抵皆サイエンスに據らざる可らずと雖も雅人の貴重する支那風の什器は何れも皆奇妙不可思議の形にして規矩繩墨外の者なればアートの品なり今日文明の代に當て此の種類の物の流行する傾きあるは甚だ怪しむ可きことなれば此文學會も文明の驕敵なる支那風に陥らざる様、余の切に望む所なり又一方には今日世の少年輩の輕躁浮薄に流れ國家の休戚をも顧みず喋々囂々猥りに政事を談ずるは是れ皆西洋學の致す所なり今にして之を禦がざれば終に國家の大害を醸すに至らん之を禁ずるの法は唯道德を教ゆるに在り道德を教ゆるは儒教主義を盛にするにありと

て頻りに公私の間に奔走する者あり奔走する者のあるは左迄怪むに足らざれども往々之を贊成する者のあるは實に不可思議に堪へざるなり是等の事は此文學會とは毫も關係なきに似たれども儒教主義の追々頭角を現はすの傾嚮ある時に當て文學會と云はゞ或は文字の義解よりして誤謬の生ずるなきも保す可らず是れ最も警む可き事なれば序ながら一言せざるを得ず全體此主義<sup>プリシシズム</sup>と云ふ文字は洋學者流の作爲したる文字にして儒者の所有物にあらざれば更に儒教の大道とでも云ひし方、却て穩當ならん乎蓋し支那學なる者は最初、我國文明の元素たりしも今は進<sup>プログレッシブ</sup>歩の大害物となれり之を除かざれば眞の實學<sup>サイエンス</sup>思想<sup>ヒックアップ</sup>の發達す可き理なければ之を斥くるこそ今日の急務なるに却て儒教を再興せんとする者あり又之を贊成する者あるとは實に小兒の戯と云ふ可し今假りに儒者の言ふに任せ世の少年輩が政談に狂するは全く洋學の爲なりとするも儒者の書を讀ましめて之を禦ぐは恰も火を防ぐに油を用ゆるが如きのみ、若し然らずと云はゞ儒者自ら自己の主義を知らざるなり儒學を教ゆるに如何なる書を用んとするか第一四書にあらざれば必ず諸子の書に外ならざる可し儒教の祖師と崇め貴ぶ所の孔夫子は道德家<sup>モラルリスト</sup>なるか將た政治學者<sup>ポリティシャン</sup>なるか我輩の見る所にては孔夫子畢生の志は天下國家を平かにするに外ならざる者の如し四書の中に最も政談の少きは中庸ならんか然れども焉飛戾<sup>レ</sup>天など、云ふ所に至ては政談の極點と云はざるを得ず魯人が長府を作りしとき閔子騫が仍<sup>レ</sup>舊貫<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>之何<sup>レ</sup>何必改作と評したれば孔夫子は大に満足して夫人不<sup>レ</sup>言、言必有<sup>レ</sup>中と稱贊せられたり以て孔夫子が政談を悦びしを知る可きなり又或時孔夫子が三四名の門弟子を會して各其志を云はしめて以て政治思想の發達如何を試みられしとき子路は千乘之國、攝<sup>レ</sup>乎大國之間、加<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>師旅、因<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>饑饉、由<sup>レ</sup>也爲<sup>レ</sup>之、比<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>三年、可<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>勇且知<sup>レ</sup>方也と云ひ求は方六七十、如五六十、求也爲<sup>レ</sup>之、比<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>三年、可<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>足<sup>レ</sup>民と云ひ赤は願爲<sup>レ</sup>小相<sup>レ</sup>焉と云へり此時風變りの返答したる者は點に

て浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸と對へしとき、孔夫子が吾與レ點也と贊稱せられたるは甚だ疑ふ可きが如くなれども畢竟政治熱中の餘りに不平の極度を吐露したるものより外ならず孟子の如きも亦開卷第一より政談にして強半は皆政事より外ならざれば總て是等の書は聖書と云ふよりも寧ろ政書と名けし方、却て穩當なる可し其他史類百家の書或は流行政の文章軌範及び八大家文等の如きは書中果して何事を記したるものなるや其卓論名文なりとて人に珍重せらるゝ者は皆政談ならざるはなし頼山陽が八大家を批評せしとき圈點を附したる所も亦定めて政談に多かる可し如斯儒教主義の書籍は過半政談より成立し殊に其貴重する所の書は政談の多きものに在り又其注目する所は政談の部分に多ければ儒學は政治學なり儒者は政談家なりと明言するも大して不可なる可し宜なる哉古來和漢の成跡に就て考ふるも今日漢學者流の説く所と全く相反し支那にても日本にても過激兇暴の政談家は悉皆儒門より出でざるはなし忠臣孝子も孔子の門より出で國家を顛覆し毒を史上に留むる亂臣賊子も亦孔門の末流に生ずるもの多し此點より見れば儒教は人の道徳心に關係なきものと云ふも可なり然るに今世の少年輩が政談に狂するを見て其輕躁を矯め浮薄を正さんと欲して儒學を獎勵し之を獎勵せんが爲に漢書を讀ましむるが如きは其矯正せんと欲する所のものをして益々盛ならしむるに異ならず古來漢學者が特に注目する所のものは政談なるが故に教ゆる者も得意なれば學ぶ者も亦之を悦び漢學門内に政談客の多きは千年の實驗に於て明白なるのみならず學者にして政事家ならざるはなしと云ふ可き程の事實なれば今又殊更に之を獎勵するは天下無數の政談家を養成するの方便なりと云はざるを得ず畢竟政談の過激なると平穩なるとは其人に存するものなり其人の學識の深淺に關するものなり西洋流の政談果して國家に害ありとなさば支那流の政談は社會の安寧を維持するに足る可きや余之に答て然りと云ふを得ざるなり古來和漢の治亂沿革、甚だ久しくして國安

を妨害したる者も亦甚だ少なからず其然る所以は何ぞや儒教主義の普及せざるが爲にあらずして却て儒教に依頼して反亂を企てたる者にあらずや東坡策の義に附會して演說するも亦以て顛覆論の精神を養ふに足る可し且つ前にも云へる如く漢學には毫も原則なるものなくして其根據とする所のものは陰陽にあらざれば五行に外ならず、立論も文章も極めて簡單、極めて漠然にして主意を左右にし義解を二三にするも亦容易なるが故に半解半知の少年輩が自由之を利用して牽強附會の私説を作るには尤も便利なる可し洋學は決して然らず萬古不易の原則なるものありて凡そ如何なる學科にても各皆此原則に據らざるはなく一事を論ずる毎に必ず此原則と結果と符合せざれば決して一條の説となすを許さず否之に耳を傾くる者もなかる可し例へば政談をなすにも此原則に基て論旨を立て結局に至ては必ず之を統計表則チスチックも結果に照らし其符合すると否なとに因て論旨の是非曲直を判斷せざるを得ず故に漢學者流が原則なき主義を自由に附會して之を利用するが如く容易ならざるなり今過激粗暴の小政談家を箠束せんと欲するに漢學流の疎漏なる網罟を以てするよりは寧ろ緻密なる洋學流の網罟を以てする方が當人の身に取て遙に數層の苦痛を感ず可きは亦事理の明瞭なるものなり見よ今日新聞紙に演說に前後の考もなく叨りに暴論怪説を吐き世人に嫌惡せられ又法律に觸る者は儒者の言ふが如く必ずしも洋學者にあらずして却て無學無識の徒に多く然かも少小時より専ら主義の空漠たる和漢の書を読むのみにして洋書を解するが如き緻密なる腦力に乏しく唯漠然たる漢儒者流の氣象を學で口を開けば則ち天下國家と云ふが如き放縱磊落たる書生中に最も多かるべし然ば則ち今の儒學者流が辛苦して儒教主義を獎勵するは其目的とする所は天下の少年を著實溫厚なる道徳の門に導かんとするの趣旨なる可しと雖も如何せん其成跡は徒に輕薄兒の數を増す可きのみ余は只管論者の目的を達する能はずして世に輕薄兒の増すなきを祈る者なり輕躁浮薄の少年



は今日既に已に其多きに苦しむ尙何事に苦んでか之を増加するを爲さんや如斯事理明瞭なるにも拘らず右等の議論が大に流行するは必ず一時の妄想に出でたる者にして所謂一犬虚を吠へて萬犬實を傳ふるが如く或る二三の首唱者ありて夢物語を始めしに交際上已むを得ず之を賛成して俗に所謂空ら念佛が本物になりたるに相違なかる可ければ論者自ら覺るの期も亦決して遠きにはあらざる可し一時の流行論に拘泥せずして卓然其中間に立ち原則の支配する境界をして益々擴張せしめんこと余の本會に望む所にして又洋學者の義務と云ふ可きなり。

註 明治十六年、義塾學生の仲間て文學會なるものを組織し雜誌を發行したることあり。此文は先生が其雜誌の第二號に寄せられたるものにして、會員の筆記したものである。(編者)

### 横濱正金銀行別段規則改定議案に就て

#### 銀行の當事者に與へられし意見書

横濱正金銀行は私立なる敷官立なる敷と尋れば私立なりと答へざるを得ず既に私立とあれば大藏省より御差入金と唱る百萬圓は資本三百萬圓の私立銀行に株式壹萬株丈け官より加入したるものなり即ち大藏省は壹萬株の株主たるに過ぎず

然るに此度大藏卿より下附されたる別段規則改定議案を一見するに其第三條に取締役を九名と定め其内三名は大藏卿これを命ずるのみならず惣株主へは協議もなくして何時にても之を更撰進退するとあり抑も銀行の利害は取締役の才不才に關する固より論を俟たず故に各株主に於ては銘々見込の人物を撰で之に任せんと欲すれども銘々所見の異な

ることなれば止むを得ず一般投票の多數を以て決を取るの法なり然るに今一萬株の株主たるの故を以て隨意に取締役を撰任せんとするは株主の權限にあらざるが如し

依て今回慣行の管理官を廢せんとらば大藏省は株主一個人の資格を以て投票六十八個の權あるものとして大藏卿の代理一名を命じ各株主同様に發言投票すること尋常の法の如くして可ならん但し此代理にて投票の多數を得るときは取締役たること當然の事なり

右の如くすれば大藏省は一萬株の多數を所有しながら權限に於て不利なるが如くなれども一個人にて株式を所有すること愈多きに從て愈投票の權を殺ぐは銀行定款の通法にして止むを得ざるものなり例へば各株主の中にも一株を所有する者あり百株を所有する者あり投票の一段に至ては其權限甚だ不公平なれども是れは一と百との相違にて然り然らば則ち百と一萬との相違に於ても亦然らざるを得ざるものと知る可し蓋し一個人の資産に於て其一株の百圓を重んずるも百株の萬圓を重んずるも其これを重んずるの情に於ては正しく同一様なるが故に斯く殺權の法を設け株數の權と人數の權と相對して平均を得せしむるの慣行なるに今若し大藏省をして惣株數の三分之一を所有するが爲にとて取締役の惣數三分之一を自由に進退せしむるは恰も其一萬株に一萬個の投票權を附するに異ならず人情に反して定款の精神に戻るものと云ふ可し

又其第七條に大藏省の都合を以て所有の株式を増減し其増減するに從て特撰取締役の數も之に準ず可しとあり是れも株主の資格に於て有す可らざるの權限なり株式の増減は株主全體の利害に關するものなれば全體の協議に附す可き勿論のことにして定式の法に從はざるを得ず若しも然らずして大藏省の一手にて株を増さんとすれば際限ある可らず

例へば今の株式壹萬株を増して四萬株と爲すときは人民の株式二萬と大藏省の四萬と相對して三分二の權は官に歸し之に加るに特撰の取締役も惣員三分の二は常に官の人撰にして取締役中頭取及び支配人を撰任するに多數を以てすれば其當撰は大藏省の人に在ること必然にして支配人以下諸役員に至るまで政府範圍内の人ならざるはなく銀行は取も直さず一局の官衙にして其事務を如何に處分し其金を如何に使用するも株主に於て之に喙を容る可らざるは社會一般の人民より今の國債局を見るが如くなる可し斯の如きは則ち私立を改めて官立と爲すものなり最前創立の趣意に背くものと云ふ可し

右の理由なるを以て此度大藏卿より下附せられたる改定議案は廢案に歸せざるを得ず但し從前の御差入金百萬圓は恰も官の保護金の如くなるが故に自から特別の干涉あることならんれば今後は別途積立金等の法を廢して大藏省へも通常の配當を納め純然たる株主とするも妨なし或は官の御都合にて御差入金を廢せんとならば是亦通常の法を以て其株式を御拂下げ相成るも可なり所望の人は隨分可有之何れにも本行は創立の其初より株主一同の精神に於て一に私立銀行と信じたることなれば今更其精神を變ずる能はざるなり

### 丸家銀行の不始末に就て

今回丸家銀行の不始末は其當局頭取支配人の罪たること固より論を俟たず殊に其罪の性質を申せば朋友の情誼を利用して其私有金を濫用し理財に不案内なる學者の流を始めとして無辜の孤兒寡婦に損亡を掛けたる者なれば商賣上の不正の上に徳義上の罪人と云はざるを得ず株主と云ひ債主と云ひ何れも皆丸家の名を抵當にして當局者の信義を信じ會

て其内部を窺ふ者もなく定式の報告書とて之を落手するのみにて之を披見することもなく甚しきは金の貸借に證書さへなき者もある程の慣行にして世上一般の銀行會社等に比すれば一種特別不可思議とも申す可き組織なりしものが俄然其困難を發表したるは實に衆人の意外に出て唯驚駭の外なし依て俄に内部に入て見れば多年の損失次第に積で次第に困難なるものを押隠して外面を装ふたるものにして其情實を知るものは當局者の外株主債主の中一二名もある可きや當年初の前後に大に預け金を引出し株券の名義を改めたる跡を見て僅に推察す可きのみ他は一切夢中にして溫和の極より寒熱の極に陥し入れられたるもの斗りなり

扱今日の場合に至り債主より拂方を促すは當然のことなれども頭取は唯一片の辭表を呈して之を顧みず早矢仕中村の兩君が創立の人として之を引受るは固より免かる可らざるの義務にして盡力せらるれども現に無きものは金圓にして如何ともす可らず依て先づ衆人の心頭に浮ぶものは株主責任の一條にして此銀行は無責任なるが故に株主にて其責を負ふ可しとの考あり此考も一應尤に聞ゆれども實際に行はる可らざるの情實ありと申すは初め銀行創立の時丸家は新に株を募りたるに非ず唯從來の友誼にて預け金ある其儘に株券に改めたるもの多く云はゞ以前は金を預けて預り證書を授けられたるものが今度は株券なるものに改まりて引替られたるのみ故に婦人小兒は無論學者醫者又は官員の流の如きに至るまでも世間普通何社何會の株主など云ふ考を抱く者は甚だ少なし然るを今其株主たるの故を以て株金を没入したる其上に尙出金せよなど促したらば其吃驚は如何ばかりなる可きや唯僅に一二枚の株券を所有して他に財産なき者は十中の七八なれば身代限りの外に方便ある可らず此輩の心を以て考れば株金を没入せらるゝは盜難に逢ふたるに異ならず然るに其株金没入の上に株主の名の爲に別に出金を促されて無據身代限とは何事ぞ自身は律義

正直にして他人の物を盗まされども他人に我物を盗まれたるが我身の罪と爲りて身代限の不幸を蒙るの姿にして心に甘んずる者なきのみならず當世の事理に不分明にして小心なる人は或は放心發狂するものもある可し既に先般以來の事變を聞いて小株主小債主の中には泣く者あり悲しむ者あり其有様は殆ど狂者に異ならず或は一時大切なる筋の金を流用したるが爲に一身上の進退にも掛るとて狼狽する者あり或は老母無二の寶物たる私金を悴の取計ひにて丸家銀行に預け又は其株を譲受けたる者が今回の事を老人の耳に入れては大變なりとて之を家内に秘し百方に術を盡して心ならずも母を欺き日に銀行の報告を待て苦心最中の奇談もあり今日銀行の存廢未定の時に當て尙且斯の如し彌以て大破裂に及びたるときの慘狀は實に目も當てられぬ事となる可し

然りと雖ども法律は法律なり兎に角に無限責任の株主は其責に任ず可しとて銀行は破壊の成り行きに附し債主と負債主と株主と恰も直接の頭角を露出して一場の戦争を開き相互に促がし相互に拒むと申す冷なる關係に立至るときは株主も今は最早法律に依頼して自から防禦するより他に方便ある可らず其方便のヶ條を概するに

第一 株主一同協議の上一同に其株券の名義を身分輕き人の名に改め唯券面の金を棄るの覺悟にて銀行を去る可し是れも法に於て妨ぐ可き限りに非ず私立銀行内部の事なれば頭取支配人の承諾を得て書替の事を行ふこと甚だ易し

第二 株主が債主より訴へらるゝときは株主は先づ前頭取支配人を相手取り従前銀行の事實を報告せずして僞て配分益を渡し僞て考課狀を作りたる許僞の所業を訴へ之を刑事に處せんことを求む可し

第三 株主は無限責任の文字に就き債主と解釋を異にす可し日本國中此文字に註解を附たる辭書を見ず又日本の法律書に明文なし或は古來世間の慣行に據らんとするも舊幕以來今日に至るまでの事例を聞かず又或は此文字は英語の

ランリミテツドの字を譯したるものなりと云ふも是れは洋學者の推量にして洋書を讀まざる日本人は之を知るの理なし左れば丸屋銀行の規則書に無限責任の四字あればとて私立銀行の發起人等が私に此四字を綴りたるのみにして何たる意味なるや之を解するに由なし無限とは無高無數無期無約などの字と大抵同様ならん歟唯漠然たるものにして之に由て何等の法理をも生ずるに足らずと言ひ張るときは亦是れ一説にして之を排すること易からざる可し

第四 株主は前條の申分不相互して彌責任を負ふものと爲るも株主の責を受る前には先づ以て銀行より其負債主を責めて精密に取立方の事を勉め之を取立盡して又隨て身代限を取り然る後に株主に及ぶ可きは無論にして其取立方に付き株主が當局役員の所業を不満足なりと認るときは其證左を求めて又これを訴へ年月の遅延するは素より得意の點なれば念に念を入れて調査を密にし最早一點の遺憾なきに至て始めて株主出金の場合と爲る可し是に於て惣不足の金高を株數に割付けて之を促がし出金の力なき者は身代限を出さしめて其名を除き次第に其株數の減するに従て次第にに出金の割合を増すことなれば每一名の身代限に従て殘株主の出金に割合を變じ月に日に算を改めざるを得ず遂に最後に殘る幾名の財産家が身代限を快とせずして之を引受け銀行破壊の事其終局を告ることならん左れども株主も素と自身には何の不正もなく唯名義の爲に災難を蒙るのみにして毫も愧る所あるに非ざれば其情に於て自から負ふ負債を拂ふものゝ如くなるを得ず些少の故障にても之を大造に申立て株主中間にても相互に身代限の正不正を注目發して種々の故障を生ずることならん

右の如く株主と債主と負債主と三者三方に立分れて其間に當局の役員を置き一點の情義なく唯法律にのみ依頼して囂々相争ふときは其詞訟の煩雜なること云はん方なく當に原告被告相對するのみならず同一の人にして此點に於ては

原告と爲り其點に於ては被告と爲り紛議争論幾年を費して幾十百の人が身代限と爲り果して破壊の事を終りたる其上にて計算したれば金圓の大部分は詞訟の入費に占められ三者共に失望所して得なきの奇觀を呈す可きのみ左れば今回の事變に際し維持の法は差向株主の負擔に任す可しとの説は随分尤なる考にして株は無限責任とあり其株主中には財産家も少なからず今より之に談じて容易に成る可き様に見ゆれども實際に臨では案外千萬なる混亂を見ることならん前條に記す如く第一に舊當局者を責め第二に負債主を責め第三に株主を責るの順序ならんが實際に事情の困難は亂れて麻の如く幾歲月を費す可きや迎も三年五年を以て局を結ぶ可きに非ず既に株主の頭上に災難を被るの場合に至るも元と其心に一點の愧づ可きものあらざれば假令ひ財産ある身分の者にては空虛を装ひ多分は身代限を差出すことならん何れにも株主の身代限は今より十年も後のことなれば其間に様々の工風を運らすときは法を遁れて私有を全ふするの道は誠に自由自在なる可し故に今度幸にも債主が年賦の談を聞入れ株主も徳義上に於て書替を思止まる可しと内約したる事なれば此處に多少の資金を求めて先づ小債主の活路を得せしめ次で他の債主に對しても返濟の約を違へず又次で株主に向ても創立者の眼を以て見れば一株の債主にして殊に舊恩人のことなれば其災難を救ふの法を案ずること大切なる可し幾重にも御盡力有之度拙者などは丸家銀行に對し株主と債主と相兼ねたる姿の關係に居り如何様にも利害相半するものにて唯維持法さへ立て災難の輕からんことを祈るのみ破壊論に賛成は出來不申候也

註 これは明治十七年頃丸家銀行が破綻したとき其跡始末に關する意見書である。(編者)

### 明治十七年朝鮮京城變亂の始末

金玉均は多年國王の信任を得て事大黨の主義を憤り大に爲すことあらんとの企にて明治十五年修信使朴泳孝と共に日本に來り竊かに日本政府に依頼せんことを謀りたれども當時政府の意に投ずるを得ず僅に其筋の厚意を以て金拾七萬圓を横濱正金銀行より借用したるのみなり拾七萬圓は以て國事に用ゆるに足らず依て明治十六年初夏の頃本國より三百萬弗外債の委任狀を携へて復た日本に來り米國公使の内々周旋を以て横濱在留米人「モールス」に託し米國にて外債募集の事を企てたれども其事成らず明治十七年空しく歸國したり右等の事を周旋する其間に日本政府が朝鮮に對する政略を窺へば却て退守の主義の如くに見え隨て金玉均の舉動一として日本政府の意に叶ふものなく金玉均朴泳孝と云へば其名を聞ても輕躁浮薄者流の如くに視做して外務省などへも近づくを得ず、日本にて斯の如くなれば在朝鮮の日本公使館に於ても亦然り、當時歸京中なる朝鮮公使竹添氏の如きは殆ど金朴と絶交同様にて當時在任の代理公使島村氏以下公使館の諸官も亦都て之を疎外せり然るに金玉均が本年歸國したるは三月のことにして其後注意に注意して公使館の狀況を察するに本年八九月の頃より少しく様子の前に異なるあるを心に發明してより徐々之に近かんことを思へり

井上角五郎はもと金玉均朴泳孝等と共に朝鮮に到り後其政府に備はれて漢城旬報に採筆せり本年春初より支那人之を非難するもの多く且つ朝鮮政府より與ふる月給甚だ少きを以て一には身體の保護又一には活計の保護を日本代理公使島村に請へども毫も聞入れず蓋し日本人は角五郎を以て金朴と異人同意に見做せしが故ならんこゝに於て角五郎は五月京城を出て歸京せり此時清佛の戰爭漸く起らんとする狀況あり七月に至りて世人は已に其戰爭の免かる可からざるを思ひしとき外務省にては角五郎に若干の保護金を與へて再渡せしめたり其主意は漢城旬報を支那人の手に渡

此外債委任狀を竹添公使は偽物なりと稱して金氏の計畫を妨げたり

第一銀行の溢澤築一が金玉均に十萬乃至二十萬圓を貸さんとしたれども外務卿井上之旨を得ざるが爲に止みたるも十七年二月の頃なり

さざるにあり角五郎が再渡せしは八月中旬にして此時島村氏は朝鮮政府と日韓貿易章程を英韓章程に均霑せんことを求むる最中なりしが朝鮮にて兎角之れを聞かず時に日本公使館にては韓主稷李祖淵と親しく日本人は之を日本黨と稱せしが未だ金朴と親しからず然るに角五郎再渡の前後より島村氏と金と親しく貿易章程の談判に付ても其相談をなせり

九月中旬日本より便船あり其齋新聞に由れば支那は國內に宣布して佛と戦ふ由を告げたりと又北京夢枕と題する錦繪及時事新報が記載せし各國政府が支那を分領する圖など到着せり此時に朝鮮上下の騒動一と方ならず清佛眞に戦はば如何にせんとの議論あるとき島村氏は金玉均又は韓主稷に内告して速かに支那兵の引揚を支那に請ふべしと云へり十月初旬のことなりけん閔泳翊は或は支那人を饗應し或は支那人と遊獵し兎角日本人を疎むにつき島村氏も内心甚だ不平なる折しも金玉均は朝鮮官吏及島村、淺山、磯林、松尾などを招き饗應するなど日本公使館に向て好意を表すること少なからず是等のため島村が金玉均に對する交情は日に深切を加ふるものゝ如し是より以前にも朴泳孝は公使館に左まで擯斥せられず度々往來もしたることあり而して朴と金との交は素より一身同體にして今度金が公使館に入するの路を開きたるは獨立黨の大幸なれば是より其首領たる朴泳孝、金玉均、洪英植、徐光範（此外に徐載弼は年少しく若しと雖謀主中の一名なり）の徒は兼ての計畫に一步を進め益々深く島村氏に交り往來頻々たり或日金玉均は從容として島村に語て曰く方今朝鮮の事態は貴下の目撃せらるゝ通り國の主權は恰も支那人に歸し我滿朝の大臣等は唯支那人の鼻息を窺ふのみにして自國あるを知らず又國王あるを知らず此際に方り吾々同志は死を誓て國のために爲す所あらんと欲すれども如何せん日本政府は支那を恐るゝこと甚しく近くは玉均が昨年來貴國滯在中にも外務省を始と

して都て貴國政府の筋に疎外せられ一毫の助を貸さざるのみか或は我事に妨害を被りたりと云ふ可き程の次第なり左りとは頼甲斐なき譯なれども吾々は既に一死を決して國の爲にするものなれば假令他の應援なきも其志は變ず可らざるなどの意味にて慷慨と愚痴と交へて語りければ島村は中々元氣よく金を慰め朝鮮の改革は甚だ御同意なり又日本政府が支那を恐れて朝鮮の事に手を引くなど云ふは素よりなきことなり日本政府は必ず朝鮮の獨立を助くることならん今にも君等が何か事を爲さんと企てたらば我等とても之を餘所に見るものに非ず云々と語る其語氣甚だ活潑なるを見て金は心に之を悦び益々同志と協議を盡くし十月末の頃に至りては島村の志は確乎不拔いよゝ獨立黨を助るに相違なきものと認め漸く細目の密談にも及ばんとするときに竹添の入京に遇ふたることなり故に竹添の將に再渡せんとするの噂を聞き獨立黨の徒は大に落膽し竹添が來りては例の因循退守にして迎も共に大事を謀るに足らず且金玉均は平生竹添と氷炭相容れざるの間柄なれば非常の妨と爲るやも計る可らずと其次第を金より島村に語りけるに島村は少しも心配の色なく竹添公使とて我輩と意見の異なるべきに非ず且君と公使と平生相善からずと雖も是は私の實際の事ならん國事は私事に異なり竹添が君と國事を謀るにも何ぞ平生の私を挟むことを爲さんや毫も心配に及ばざることなりとて笑て語る其有様は専ら獨立黨の者に落膽する勿れと特に傍より力を添ふるものゝ如くなりし

十月三十日竹添公使日本より再渡して京城に入り其十日ばかり前に仙臺の鎮臺兵交代せり竹添入京の翌三十一日は少しく不快の由を以て參内せず此日竹添は代理公使島村及び井上角五郎を招き我政府は此度支那を攻むるに決したり朝鮮にして隙あらば之に乗せんと欲し且其人望を得るが爲め四十萬弗の償金を還與することゝなれりなど様々の談話あり此事早く金朴の耳に入りしを以て朴は即日竹添を公使館に訪ひしも會はず其翌十一月一日再訪談國事に及び是非

竹添島村は李祖淵韓圭稷を眞の日本黨と思ひ内謁の時も李一人をして陪席せしめたり又これ等の人を誤信するが爲めに竹添

日本の力を借りて改革を行はんとするの旨を述べ竹添も亦改革の必要なるを論じて大に獎勵するの口氣なれども双方猶ほ未だ細目を語らずして去りたり其午後金玉均も亦公使館を訪ふて竹添に面會久々にて再會の挨拶終りて金は朝鮮の國情を述べ此儘に爲し置くとときは國家は次第に衰頽して支那内附の國となる歟又は滅亡して跡なきに至る可し吾々は是非とも之を其未だ亡びざるに救はんとする者なり云々と語りしに竹添は之を聞き如何にも尤至極なる話なれども其國家の滅亡を救ふに如何の手段あるやとの尋に就き金は談緒を轉じ左ればで御座る其手段策略は様々なれども凡人に事を語り又事を謀るには先づ其人を信すること緊要なり然るに公使貴下に於ては年來金玉均を疑ふこと甚し玉均明に之を知れり苟も人に疑はれて其人に事を語り又謀る譯には參らず抑も貴下が是れまで玉均を疑ふは何等の原因にして何等の證あるやと憚る所もなく眞一文字に述べけるに竹添黙して答へず稍々ありて云く若し朝鮮の國事に就き他國より之を助るものあらば如何ん若しも然るときは君等は如何にするやとのことに就き金は答へて如何にも弊邦の形勢に於て國事に著手するには他の力を借るの外なしと存すれども此議に付ては同志輩と相談の上ならでは何とも申し難しとまでにて告別したるは其實金の心中竹添の心事を轉じたるを見て又日本政府の政略も大に趣を變じたることなりと察し喜悅に堪へずと雖も先づ我身の信用を厚くせんと思ひ又一つには竹添が餘り得意になりて輕躁に失することあらんかとの心配も少なからず先づ當日は態と何の談話もせずして別れたることなり

十一月二日竹添公使參内して謁見の禮を行ひ彼の償金四十萬弗を返すの公命を述べ又村田銃十六挺を呈上し公事罷で内謁を請ひ其席には左右を拂はんことを求めて侍る者は唯李祖淵一名のみ此席にて公使は頻りに支那の頼むに足らざるを云ひ且は西洋の風の吹き來る次第を陳べて大に國王を獨立に獎勵するものゝ如し

の所謀は速に朝鮮支那兩國人に洩れたり

此謁見のとき閔台鎬以下諸大臣は皆參内金玉均も亦同様にて竹添公使が通辨淺山氏と御前に在る間は隨行の島村氏も次の別間にて朝鮮の諸大臣と雜居のことなれば金氏は日本語を以て島村と談語いよゝゝ事を擧ぐるの意を述べたるに島村氏は之に答へて颯々と著手すべし今にても苦しからずと云へり

金宏集は竹添より見れば支那黨なれども當時署理外衙門督辦なるが故に之を招きたり

翌日は則ち十一月三日天長節、公使館に宴を張り朝鮮諸大臣中朴泳孝、金玉均、洪英植、徐光範、韓奎稷、金宏集を招く但し公使館にては韓奎稷を信する厚くして尙金朴の黨を疑ふの跡あり斯くては奎稷の爲めに事を妨げらるゝことあるべしとて爾來金朴は竊かに策を運らして奎稷と公使館との交を絶たんことを工夫して十一月中旬に至て其策の如くなりしは獨立黨の爲に幸なり若しも奎稷にして公使館の信を得ること舊の如くならしめば竹添も或は金朴の言を用ひずして別に方便を求めんとせしことならんと云ふ

李祖淵は竹添が日本政府の決意を公言したる由を聞きし以來は外聞を憚りて公使館に入らせず故に當日招けども來らず

天長節の宴席には米國公使フート英領事アストン支那領事陳樹棠並にモルレンドルフも來會せり酒半にして淺山は立て席上の演説に朝鮮語を以て頻りに支那人の卑屈情弱無廉恥を罵詈し支那人は骨なくして恰も海鼠の如くなり云ひながら陳樹棠の方を目しければ陳樹棠も淺山の陳る語を悉く解することは出來ざれども其不愉快は顔色に現はれたり後に或人に聞けば其席にて樹棠は骨なしと云ふ骨の字音を聞咎め隣席のモルレンドルフに問ふたれどもモルレンドルフも之を解せず又アストンに尋ねたりアストン氏は之を解せしも知らずと答へ遂に淺山の演説は十分に樹棠の耳に徹せざりしと云ふ蓋し朝鮮語に海鼠を「サイサン」(海參)と云ひ骨を「ペ」と云ふ而して此「ペ」の音は「ペ」と「ベ」の間音にして他國人の舌には發聲甚だ易からざるが故に同席の誰れ彼れに不通なりしとぞ

十一月四日竹添氏は外衙門に出頭し貿易章程均霑のことを談判せしに外衙門に於て直に之を諾し越へて六日に及び

之を調印せり其席上にて竹添は金允植に向ひ君は兼て支那黨の名あり且つ文を能くす故に支那に移住して其内臣たるべし必ず厚祿を得らるべしと云ひ又尹泰駿に向ひ君は袁世凱と親しく實に支那人を見ることが君上の如く而して我君上を忘るゝが如し君は支那に忠にして本國に不忠なりと云ひしに尹は之を咎め終に一爭論を生ぜり然れども人々之を制して其場は何事もなかりし是は竹添が日本が支那を攻むる覺悟なりと韓奎稷に語りしに由り韓は之を内々朝鮮官吏に通知せしが故に朝鮮官吏は都て日本を恐るゝを以て尹泰駿もこゝぞと思ふて姑く忍びたり

此夕、朴泳孝の宅に金、洪、徐を招て小集、島村氏を招き金玉均始て大事の企を發言したれども島村驚かず其方法を問ふ金は答て洪氏が郵政局に於て開宴して其席にてと云ふに實は洪英植も初て金、朴の決心を知りて驚きたるが如し金は此時も韓奎稷の信す可からざるを島村に告げたり

初め金朴の企は兩家の執れにか宴會を開き其席にて事を爲さんと思ひ金氏は殊更に宅を新築し試に其黨類徐載昌をして宴を張て諸大臣を招かしめたるに到る者少し依て案するに此様子にては金氏にても朴氏にても同様目さす客を招き寄することは難からんと推量し即ち郵政局と定めたれども洪英植は何分にも躊躇して決するを得ず因て又一策を按じ暗殺者をして支那服を著せしめ先づ閔泳穆、韓奎稷、李祖淵を便宜の場所に殺し即時に其罪を閔台鎬父子に附して二人共之を殺さんとしたれども同黨中にて其策を妙なりとすれども巧に過ぐるとて或は悦ばざる者あり依て又一策に金宏集が京畿監司より督辦に轉じ其後任として王妃の姪なる沈相薫が拜命したるを幸として相薫を勸め洪英植の別莊を借用して祝宴を開かしめんとして相談は整ふたれども主人相薫に差支ありて急に開宴の沙汰に及び難し去りとは時機に後れん如何はせんと甚だ心配なり

十一月初旬より獨立黨の徒は頻りに日本人と往來し又其黨類各處に密會する等甚だ多事なり同月四日朴泳孝の宅にて集會の習日も洪英植は竹添の宅に行き又其翌日は朴泳孝も同宅に行き何れ何か事を擧ぐるの意を述べたるに主人は甚だ同意なるが如し

十一月六日は日本の招魂祭にて日本兵士及び在留の日本人を南山に會して角力擊劍などの遊戯を催し此日招かれたる朝鮮人は韓奎稷の長子某と徐載弼以下主従十四人、會主は公使竹添なり酒宴の餘興に竹添氏は中隊長村上氏に所望し兵士を双方に分て赤白の兩旗を授け白を日本、赤を支那と號し互に之を奪ふて其勝敗を争はしめ赤の方敗北すれば公使は大に悦び是れ吉兆なりとて朝鮮人も多勢見物の其中に獨り雀躍せし様は甚だ奇に見へたり

又其翌日即ち十一月七日金玉均は朝鮮の碁打二名を携て公使館に行く蓋し館員の内垣某、鈴木某は圍碁を善くす故に朝鮮人と日本人と伎倆の巧拙を闘はしめんと企を口實にして公使館に往來するの跡を顯著したるものなれども此日は特に大切なる事を語らずして歸る

十一月十日は金玉均の宅にて圍碁の會を催し午後三時頃より來集の人々は竹添、島村、小林(仁川領事)、第一銀行支店の木下、通辨淺山、鈴木、朝鮮人には徐光範、朴齊綱、尹致昊にして夜に入り又洪英植へも案内して來る

十一月二十日の事なりき日本兵は夜半十二時俄かに起て南山に登り對抗運動をなせり、この運動をなすときは元來日本公使より外衙門へ前知する筈にして且必ず日中に執行するの例なるに此度に限り前以て知らせもなくして夜半俄かに起り殊に十月三十日竹添公使入京以來の言、皆外に洩れて朝鮮人支那人共に猜疑の折柄なれば翌朝に至り朝鮮政府より公使館へ尋問するなど騒動一と方ならず其節或人が竹添公使へ何故斯る舉動に及びたるやと問ひければ唯韓支

兵民が如何なる感覺なるやを試みたるまでなりと答へ且云くこの位な事で騒動する者なれば與みし易しとて甚だ得意の色なりき

其後も獨立黨の者は公使館に往來して交際日に厚し十一月廿五(六)日午後一時の頃より金玉均獨り公使館に行て竹添氏に面會初て大擧の企を打明け閔氏其他の大臣を除かんとするの謀を告げたるに竹添は明に之に同意するの言を發せず金は固より必死を期したることなれば假令萬一公使の助なきも我同志輩の目的は我輩の手を以て之を成す可しと云ひ夫より次第に國事談に及び金の言に朝鮮政府改革の上は差向き必要なるものは金圓なり竹添貴下の周旋を以て辨ずることもある可しやと云へば竹添は容易に之を引受け政府の改革さへ成れば資金は必ず辨すべし差向きの用には朝鮮國にある金にても諸方の商人共より集めて十餘萬圓を得べし唯今にても貸渡さん又いよく大事に及び日本兵と支那兵と相接する場合に臨では假りに支那兵員を一千と積るも我一中隊の兵を以て北岳に據れば二週間、南山を守れば二ヶ月を支ふべし云々と勇ましき話なれども公使が果して暗殺の事を助力す可しと明言せざるが故に金玉均も愈々爰に契約したるに非ず唯相互に黙して解するが如き風情にて金は容を改め今宵死別か生別か幸にして再會することもあらんとて訣別して去り復た公使館に行かず

翌日金玉均は近在の別莊に行き其翌日中隊長村上氏を招きて様々の事を談じ十一月廿九日京城に歸り其翌日朴泳孝の宅にて集會いよく大臣斬殺の實地談に及び其の事に日本の壯士を用るや否の問題に付種々議論はありたれども先づ朝鮮人の手を以てして日本人は殿後に備ることに決したり抑も今度の一大事に付き獨立黨の類が只管日本政府を信じて依頼心を固くしたる由縁は十七年八月の頃より日本公使館の官員が金朴に對して待遇の趣を改め、十月末竹

添が再渡以來日本政府は朝鮮の獨立を助け支那を攻撃するの主義にして廟議一決したりとの公言に依りて之を信ぜざるを得ず又其内情より考へても竹添なる人物は日本にて左まで地位あるに非ず且其性質も優柔溫順にして如何の事情あるも自から奮て危険に當るべき人物に非ず然るに今度に限りて其言ふ所、行ふ所、活潑果斷にして人の耳目を驚かさざるはなし此様子を見れば同氏が日本政府の廟議とて喋々するは決して空虚ならず廟議果して眞實の廟議ならん日本にて外務卿は無論大臣參議悉皆同意一致したるならんとてますく之を信じて疑を容れず一度び事を舉れば日本政府にて後詰をするものなりと覺悟して手を著けたることなり

今度獨立黨にて刈除せんと欲して目指す所の者は閔台鎬、閔泳翊、閔泳穆、趙寧夏、韓奎稷、李祖淵、尹泰駿の七名にして朴泳孝、金玉均、洪英植、徐光範などは兼てその手順方法を謀り支那服に装ふの策を語りたれども是れも面白からず其後洪氏の別莊を沈相薰に借用せしむるの企も時日を延引して機に後るゝの恐あり依て大臣等を何れにか集會せしめて別宮(世子婚儀の宮にして最も重き場所なり)に放火し其火事場に驅付けたる處を斬らんとの策を定め十二月一日夜十二時頃金玉均、洪英植、徐光範は公使館に行きたるに竹添は面會せず依て島村に逢ひ島村の云ふに公使の面會せざるは其心中既に決したるものあるが故なり、心既に決したる上にて又面會すれば却て言を費して決心を害するの憂あり故に今夜公使が面會を辭するは即ち其心の堅きを表するものなり此趣を拙者より傳ふるなりと申して夫れより金、洪、徐は別宮放火の策を語り島村も之を賛成して其日限を尋ければ金等は慥かに之を云ふを得ず何れ當月二十日(十二月七日)前なりと答へ然らば其日限確定したらば屹と此方へ報告あれ、承知したりと云ふて告別(十二月七日は凡そ千歳丸入港すべき日限にして金等の心には日本廟議の變化計る可らず若し此便船にて如何なる訓令の公



使館に達して館員等の運動を妨ることもあらんかと恐れて是非共入港前と決したることなり。歸路朴泳孝の宅に行けば同黨の壯士十數名の會するあり依て策を授け別宮放火は来る四日と定め若し雨天なれば火のために不利なるが故に翌五日として其手配すること左の如し但し壯士は皆日本に来て戸山學校を卒業したるものにして屈強の武人なり

郵政局暗殺の手順如此なりしも朝鮮人は閔泳翊の郵局を遁れ出るに當り躊躇して發せず故に日本人は率先して終に之を刺せり

- △尹景順。 朴三龍
- 閔泳翊 尹泰駿 △黃龍澤
- 李段鐘 崔段章。 △李奎完。
- 李祖淵 申重模 韓奎稷 林殷明。

右の如く一名に付二人づゝの刺客を配當し後殿は李寅鐘及び李熙禎にて寅鐘は年長なるを以て號令放砲を司どる

往來探偵通信は柳赫魯、高永錫

宮内放火は金鳳均、李錫尹

以上十四人

△印 實際に當て始終力めたる者

○印 別宮に放火したる者

□印 別宮の放火成らずして他に三ヶ所放火したる者

金虎門の伏兵には申福模を首として外十三名(後有志壯年の馳せ集るありて惣勢四十三名となる)にして是れは閔台鎬、閔泳穆、趙寧夏に當る者なり

日本人四名の内一名は陸軍より出で

一名は公使館より出で外二名は金朴の手より出でたり

前營の小隊長尹景完は素より獨立黨腹心の者にて此の夜丁度宮内守護の當直を都合して常式の如く兵卒六十名を率ゐて大闕にあり  
右の如く部署して日本人は四名殿後に備へ韓人の手に仕損じたらば必らず繼がんとの約束なり扱十二月四日宵郵政局の開業式に盛宴を張り來賓は諸外國公使領事に韓廷の大臣残りもなく集りたれども日本公使竹添は病と稱して行かず島村をして名代を勤めしむ公使館にては今朝より様々の用意に忙はしく彈藥兵糧を兵營より取寄せ午後には兵士も來集して何時にても出兵に差支あることなし扱て當夜の豫算には宴會酒酣なるときに別宮に火起る、來會の諸大臣中、閔泳翊、尹泰駿、李祖淵、韓奎稷は武臣なるを以て火事場に赴く、其場にて之を刺す、閔台鎬、閔泳穆、趙寧夏は老臣なるを以て大闕に參内するを金虎門内の伏兵之を刺すの策にて且つ別宮の火起ると同時に日本公使館より兵士三十名ばかり金虎門外に來るの約あり

然るに實際に於て策の齟齬したるは李奎完始め四名の壯士が別宮に火を附けんとして石油を灌ひて火を點じたれども何分にも廣大なる建物にして容易に炎上せず遂に火藥を投じたれども尙無事なり石油を試ること二回、火藥を用ふること二回何れも無効なるを以て竊かに郵政局に來り如何はせんと金氏の指揮を乞ひしに氏は正に宴席にして飲食笑語の最中一寸缺席して壯士に逢ひ別宮無効ならば唯近傍の茅屋に放火せよと命じ、命に従て三ヶ所に火を附けたるに二ヶ所は消防方の力にて直に消し留め唯だ幸なるは郵政局の裏手なる一茅屋の燃上りたるより宴席忽ち亂れて杯盤狼藉戸外も何か騒々しき様子にて衆客先を争ふて外に出るとき眞先きに驅出したる閔泳翊が刺されて斃る其跡の混亂は云はん方なし

刺客口傳

其後井上大使などの語を聞けば國王の親筆に大君主李熙印にてのなりと云へども之は井上が事實を知らざるなり其書面に付て口傳あり

金朴の黨は別宮の放火無効にして初めの策の齟齬したれば如何はせんと急に考へ出でず何は扱て置き日本の公使館に行て様子を見んとて行けば則ち館内には巡查其外兵備の最中、島村も疾く歸館、門内に金朴を見て、なぜ速に大闕に行かざるやと大音に叱咤するが如き有様を見て其儘參内し國王に謁して事の次第を言上し二氏の考には此際日本の兵を以て慶祐宮桂洞宮の要地を守るを利なりとして王に説くに日兵に依頼するの事を以てし即ち邊燧を遣り同時に選座を勸むれども王妃其他夥多の婦人等が喋々喃々埒明くべき様子も見えず其間に宮殿の床下に火薬の發すること二ヶ所にして其響さへ恐ろしければ遷座の議も速かに議決して先づ慶祐宮に赴かんとして四門を通過する其第二門外に於て金朴の思ふに日本公使を招くに唯一介の邊燧を使者にしたるは鄭重ならず竹添も或は命に應ずるなからんを恐れ其趣を言上し親筆を請ひしに王も尤の事なりとて則ち朴泳孝は紙を出し金玉均は「ペンシル」を奉りたるに王は之を取りて日本公使來護我の七字を記して手づから泳孝に授けて走らしめたり蓋し宮中の放火も固より獨立黨の手に起りしものにして二ヶ所の内一ヶ所は宮女何氏の手なり此何氏は兼て生菓房の掛りとて宮内御用の水菓子を司どる職掌なるが婦人ながらも平生事大黨の卑屈なるを憤り年來竊かに金朴に黨し今回も密謀に參りたる者なりと云ふ

國王王妃を始め皇族は既に慶祐宮に安座すると殆ど同時に日本公使は直に宮中に入り兵隊は大門の内外を警衛し又彼の前營の小隊長尹景完は當直の兵を率ゐ申福模李寅鐘の徒は壯士を指揮して皆要所に備へ慶祐宮内獨立黨を以て充満し人の之を悟る者なし群臣事變を聞き天機伺として續々宮の大門に至れども警衛の日本兵容易に之を入れず門に到り名刺を出せば先づ使者をして之を内殿に達せしめ内より許可して其證左に金玉均、朴泳孝若くは徐載弼の名刺を持來る者は之を入れ然らざる者は許さず蓋し其前金朴と日本兵との間に約するものあればなり斯の如くにして諸大臣或

は入るものあり或は拒絶せらるゝものあり其中に閔泳穆到る、門外の番兵暫く之を留めて其名を内に通じければ内には固より待設けたる所にして一も二もなく入内を許可して但し從者を許さず泳穆は單身大門に入り、入れば即ち門扉を閉して囊中の鼠に異ならず衛兵配列の中を行て第二門に入るとき刺客傍より起り日本兵は其周圍に在るが故に通逃の路なく唯一刀の下に斃る、斃るれば則ち血痕を掃除して事なきものゝ如くして其次ぎを待つ但刺客は韓人にして日本人は刀を執らず泳穆既に殺され次で入る者は趙寧夏又次で閔台鎬三人共に狀を異にせず

李祖淵、韓奎稷、尹泰駿は早く既に參内して殿中これを殺すに策なし依て金玉均は此三將に各外に出で兵を率ゐて來り衛る可き旨を以てし之を促がして止まず終に叱して之を逐出し玄關には徐載弼待ち構へ三將の躊躇するを見て手を以て突き飛ばすまでにして漸く外に出で夫より路を大門の方に取らずして山の手の門より出んとし第一門の邊に到て様子を見れば尹景完の兵は備を固くして之を守り固より大將の命を聽く可きに非らず三人共に狼狽する處に刺客に逢ふたり

慶祐宮へ遷座は四日夜十一時頃にして其後大臣輩の殺されたるものは未だ公然奏聞せざれども宮中何となく穩かならず王妃を始め宮女等は頻りに大闕に歸らんことを思ひ百事遲滞する其際に夜も將さに明けんとする五日午前七時の頃宦官の長にして兼て勢力ある柳在賢を縛して御座近き廊下に引來り罪狀を申渡して之を斬る鮮血迸りて御衣を汚さんとする程の有様にして滿座色を失ひ寂として聲なし是より宮女宦官等も全く屏息して歸闕の事を言はず同日(五日)午前十時更に桂洞宮に移る

桂洞宮に於ても亦歸闕の談を發し王妃大王大妃は無論國王も亦切なるが如し金朴の黨は常に支那兵の不虞を恐れて

歸闕の危道なるを知り竹添に依頼して國王に奏し此處に守るの利を説かしめんとしたれども竹添は王の意に抗するを得ず午後四時(五日)の頃空しく大闕に歸りたり此の時に當りては政府の權柄は全く獨立黨に歸し漸く官吏の更迭もあり先づ無事にして晩に至り諸門を閉さんとするとき支那の兵營より三十名ばかり宣仁門に來り今夜は此門を閉す勿れと云ふに闕内にては様々評議したれども先づ今晚は其の言ふがまゝに任せんとて門内に兵備を嚴にして開門のまゝ一夜を明かしたり五日より六日の午前午後までは獨立黨の勝利にて追々制度の改革に著手し門閤廢止の議を實施し租税法を改め貸附米の舊弊を除き宦官の權を殺で又宦官を尋常の官途に登用するの路を開き支那へ朝貢の虚禮を廢して獨立國の名實を固くし宮内省を設け多く李氏の人を用ひて尊王の義を明にし諸營の統領を易へ或は世子を以て陸軍大將に任ぜんとの内議もありて前途の計畫も少なからず又目下焦眉の備も忙はしかりし其時に金玉均は竹添に向て兼て薄々御相談申したる通り國事改革に就き差向き必要なるものは資金なり此一義日本政府の御周旋を以て出來可申やと尋ねければ竹添は怪しむ氣色もなく金策は随分日本にて成るべけれども抵當は如何ん金額は凡そ何程との間に金玉均は五百萬圓と云はんと欲したれども先づ内端にして三百萬圓に抵當には金山と發言して竹添の受合ひ餘り容易なるに付金玉均は尙ほ念を押し日本にては三百萬圓との御話なれども玉均の見る處にて日本の商人に斯る巨額の金は難からん實は日本國に借用せずとも日本國の周旋にて西洋の諸外國に朝鮮の國債を募集するの手段を御依頼申すのみと云ひたるに竹添は笑て日本の商人には固より三百萬圓の巨額は六ヶ敷からんなれども君は日本政府の大藏省を知らずや拙者の申す日本にて金策とは其目的唯大藏省に在るのみ僅に三百萬の金圓立どころに辨す可しとの明言にて大に安心し曩には十餘萬圓の金を朝鮮の地にて即時にも調達すべしと云ひ今又外債の談には日本政府の金を貸さんと云ふ益々竹

添を信じ又日本政府に依頼して更に疑ふ心なかりしと云ふ

桂洞宮にて竹添が國王並に諸大臣に向て政談の演説に其趣意は西洋文明の風潮次第に東方に迫り支那の如き老大國は頼むに足らず朝鮮も自強して獨立の策を立つべし云々とて平生(十七年十月再渡以來)の持論に異ならず又國王と談話の語次兵士の事に及び竹添の説に四營中最も用に適するものは前營なり此兵は日本の式に従て曾て朴泳孝の指揮したる所のものなり左れば今日この兵營を司どる人物は朴氏の外なかるべしとの勸告に依り朴泳孝が特に前營の大將に任ぜられたりと云ふ

桂洞宮より大闕に歸るに付ては國王の情切なりと雖も金朴は其不可を論じ堅く執て動かさずと雖も唯竹添が優柔なるが故に王の言に従ひしものなり初め金朴が事を企るや一舉の後には王を奉じて江華に據り平靜の後還御と策を定めて既に十一月廿五日金が竹添に面語のときにも其策を告げたるに竹添は頻りに大闕を去るの不利を説て金朴の言を聽かず其後島村に談じたれども是亦竹添と同説にして如何ともす可らず然らば則ち不十分なる要害なれども萬一のときには慶祐宮に遷らんとして初め竹添等の同意を得たることなり斯く迄に心配したることなれば五日午後大闕に歸るは獨立黨の最も危む所なれども竹添以下の人は素より支那の兵を恐れず大闕に居て防禦易しと思ひしことならん

十二月六日朝金玉均は書を作て袁世凱に贈り昨夜支那兵が我大闕の宣仁門を閉す勿れと差圖したるは甚だ聞へ難し闕門の閉閉は小事に非ず以來右様の差圖あるも此の方に於ては決して之に従はず無理にとあれば自から處分の法あるべしと申送りたれども返書來らず凡そ同時に却て彼より便用を以て國王に一書を呈したり其文に

統領駐防各營記名提督果勇巴圖魯吳兆有上陳

明治十七年朝鮮京城變亂の始末

大王殿下昨晚聞

受慮驚今幸

大王洪福京城内外平靜如常務乞

大王放心敝軍三營亦托

庇無事合併靜明肅此恭叩鈞安提督兆有謹上

大王安啓

とありければ韓廷にては都承旨朴泳教の名を以て領收の證を交附したり又凡そ同時に袁世凱より使者を以て國王に拜謁致度に付ては兵士六百を率ゐ東西の兩門より各々三百づゝを入れんとのことに付き金玉均より返書を贈り尋常の護衛兵を伴ふて參内は苦しからずと雖も幾百の兵を大闕に入るゝことは相成らず強て力を以て入らんとならば此方にも其覺悟ありと申し返したるに又彼方より士官一名朱守備なる者を差越し國王に面謁せんことを乞ひければ大將分の者ならば謁見も許す可きなれども士官の身分にては叶ひ難しとて洪英植が應對して之を返したり近來の例に従へば吳兆有袁世凱等より書を呈すれば國王の名を以て之に應じ又士官にても謁見を乞ふときは之を許すの慣行なりしものを今回特に之を改めたるは支那人の不滿を致したるや必せり朴泳教の亂後に殺されたりと云ふも推して其の信なるを知るべし

同日(六日)午後二時半頃袁世凱より一書を國王に呈し凡そ同時に兵を率ゐて大闕を圍み砲發頻りなり其書は金玉均の手に取りて讀まざれども文の半以下に大王を保護し并せて日兵を護る云々の文字を窺ひ見るを得たりと云ふ砲發の

騷擾と共に王妃、世子、世子妃は早々官中を出で次で大王妃及大妃等皆去て殘るものは唯國王一人のみ金玉均は事の容易ならざるを悟り又大闕の守るに不利なるは初めより知る所なれば王を奉じて先づ仁川に落ちんとて之を勸むれども聽かず唯王大妃の在る所に行かんとのみにて之れを如何ともすべからず四日以來國王並に王妃の傍に在る者は悉皆獨立黨の者にして外より來る書翰の類にても其由て來る所を知らざることなき筈なるに不思議なるは六日の朝王妃食事の際に當りて竊に書を呈するものありて妃の正に之を讀むを窺ひたるものあり、瞬間の際傍より之れを詳知するは固より難けれども外來の書なりしことは慥なり依て推測を下せば此書が或は支那人の手より午後砲發の聲と共に宮中を出づべきことを告げ又出で、行くべき方向をも示したるものには非ざりしやと姑く疑を存すと云ふ

支那兵の至ると同時に朝鮮の兵も之に應じ殊に彼の別抄兵なるものは頻りに大闕の後の山より砲發するを以て金玉均は怒て山下に走り行き大音聲を發して汝奴輩大王に向て彈丸を奉つるか叱咤しければ衆兵靡ひて皆な口々に否な大王に向ふにあらず敵は日本人なりと答へ發射は暫く止みたれども玉均去れば亂發舊の如し是に於て竹添の氣の摧たること甚だしく復た守るの意なきが如くなる其上に國王は只管王大妃の處に行かんことを求めて止まず蓋し王妃以下皇族は北廟に在るとのことにて此廟は關羽の祠にして大闕外の北西に當り當日の形勢を以て云へば先づ支那兵の防禦線内に在るものに似たり

國王は已に後園に出で金玉均、朴泳孝、洪英植、徐光範の徒是れに供奉し竹添も亦伴ふて金朴は既に事の成らざるを知るも尙仁川に幸するの念を斷たず後園を歩して北門に出るまでに七度び止まりて之を争ふて七度び聽かれず此の上は唯竹添が決心のみと觀念して萬一を祈りたれども竹添は疾く既に退去と覺悟を定めたるものと見へ門内にて王に

王妃以下皇族の北廟にありしは今夜十時以後にて其前にて廣智宮にあり此營は大闕北門外の兵營なり北廟より大闕に近し

別れを告げたれば金朴も今は詮方なく王の行く處に従はんとしたれども彼の北廟の邊には必らず支那の伏兵あるを探知し依て門内にて御暇を願はんとするとき王は顧みて汝等何處に行くやと御尋ねに金朴は涙を拂ひ一死尙ほ國家の爲めに保す臣等は是より日本に赴き多年來の殊恩に背かず國のため君のため死を致して青天白日再び天顏を拜することあるべしとて夫れより左右に相分れて金朴以下は竹添と共に公使館に行き國王は北廟の方に赴かれたり此時洪英植が王に従て北廟に行きたるは此人は平生温厚の聞ある人物にして四日以來騷擾の際にも竊かに兵士を遣て閔泳翊の家を護らしむる等其處置の至極穩かなる所あるが故に假令支那兵の手に掛るも慘毒を免かるゝことならんと思ひ同黨の諸士も強て其行を留めざりしことなれども後より考れば看すゝ死地に陥れたるに異ならずとて獨立黨の諸士は今尙これを後悔して止まずと云ふ

附 録

本編は都て明治十七年十二月四日後の記事なれども爰に十一月九日朝鮮京城發同月廿六日東京著或人の書翰あり即ち變亂前の事に係るものなれば寫して以て参考に供ふ

前略竹添公使は入韓以來其景況大に異なり朝鮮人に對して明らさまに日本は支那を攻る積なり支那は既に滅亡の運に際會せり朝鮮は獨立す可きなり支那黨は無識の小人なり獨立黨は助くべきなり朝鮮は支那に屬する積りなれば之に屬すべし我國違約を以て其罪を問はん又支那に屬せざる積なれば日本に助を乞ふべし我國之を助けんなど、誰れ彼れの差別なく大言して示めされたり附ては朝鮮政府の騒動一と方ならず候

同公使は金玉均、朴泳孝との交際最も厚くして昨年中親くせし者とは殆ど絶交せられ又去る天長節の時も所謂支那黨と云ふ者は一人も招かず主として金玉均朴泳孝を招かれ候又同日支那領事も來會せしに其前にて竹添公使は明らさまに支那は骨なき海鼠の如しと演說せられ淺山譯官之を朝鮮語に譯し候（この條實を誤まる當席にて演說したるは淺山なり竹添にあらず）

去る十一月二日竹添公使入内國王に謁して償金五十萬弗の内四十萬弗は天皇陛下より國王陛下へ進ぜらるゝ由を告げたり但該償金五十萬の内五萬弗は昨年に貳萬五千弗は今春に納め殘貳萬五千弗は今冬又四十萬弗は來年以後に納る約束の處今冬分丈け納め跡は納るゝに及ばざる事に相成候又公使は其時にも國王に告て曰く支那は滅亡の運に至れり朝鮮自強して獨立す可しと云ひ又村田銃十六挺を獻じ何卒之れにて支那を打たれしと奏したり

斯く竹添公使は手強く朝鮮人に對せらるゝが故に朝鮮人は大に恐れ日本の言ふ所にて聞かざるなく先般來差縫れたる日韓貿易章程も去る十一月四日に日本公使の言ふがまゝに批准と相成候就ては京城開市は今年内に在ることならん竹添公使の舉動如何にも手荒きに付私より公使へ其の本旨を尋候處その答左の條々に御座候

第一日本廟議機を見て支那と戦ふに決したり

第二右戦を起すには日本より大に朝鮮に干渉し然る後支那より彼れ是れ言あらば日本にて之に應ずべし尤も他に好機會あらば朝鮮は其のまゝに存することあるべし（朝鮮の事を別にしても支那と戦端を開くの好機會もあらば必ずしも朝鮮に關係せずとも可なりと云ふ意味か）

第三大に朝鮮に干渉するには朴泳孝、金玉均、徐光範、洪英植四人を助くるに如かず同人等若し金を要すれば貸すことあるべし

右二三回問返したれば果して日本の廟議なることを公使より誓て明言致候處に御座候

竹添は金玉均に向ひ昨年中足下を信ぜざりしは吾が誤なり以後は死を以て助けんと云はれたり

島村書記官は私に語りて彼の日本黨が若し事を舉れば我國は之を助くべしと云はれたり

又同君は金玉均へ向て多年の目論見一朝成るの期到れりと申されたるに付金玉均押返して其故を問へば日本政府は日本黨を助るに決せりと答候由

右は日本公使の方に付て記載候所にて朝鮮政府の内情は左の如し

去る十一月七日國王は支那士官二名を招き一朝事あらば支那は朝鮮を助け呉るゝ様にと乞はれ同日王妃よりも袁世

凱へ同様の依頼ありし由又八日には滿朝惣會議にて其決議は三條左の如し

在朝の官吏は日本に婉順の交を爲す可し

日韓干涉事宜は成る丈け日本の意に従ふ可し

支那へ善く事へ竊に其助を仰ぐべし

右の有様にて金玉の黨は稍々勞力を得たり(中略)金玉均の目論見は至急に同志を募り事を舉げて其の成否を天に聞く積りなり(中略)日本政府の意は竹添の處置を以て見るに支那を攻め朝鮮に干することに決したり且朝鮮の日本黨に金を貸すの意あり云々

十七年十一月七日

〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇

この〇〇〇〇〇氏は同日付けにて釜山の〇〇〇〇神戸の〇〇〇〇へも同様のことを略報せりと云ふこの兩氏は今ま尙其書狀を持し居る由なり

註 金玉均朴泳孝等は、事の失敗するや日本に遁れ來り、暫く先生の宅に潜伏してゐた。本文は先生の手記せられたるものであるが、其事實は其後金玉均の記述した「甲申日録」と大同小異なるを見ると、先生は主として金玉均から聞かれた事實を其儘記されたものゝやうである。(編者)

### 明治十八年十二月三國風聲始末

張殷奎幼名を甲福と云ふ少小にして無賴素と常人なれども其姉宮中に仕へ國王の寵愛を被り王子までも産みたる程にして家門自から餘澤に浴して生計に苦しむことなし甲福多年日本に來遊して是と取留めたる學藝を學び得たるには非ざれども日本語は最も巧にして殆ど日本人に異ならず日本にて通名を田中虎吉と稱し斷髮洋服して世間に交際すれば其朝鮮人たるを知るものなし且其性質豪奢を好み常に錢を費して愛しまざるが故に日本人との交際も甚だ廣しと雖ども有限の旅費無限の奢侈遂に自から支ること能はず明治十六七年金玉均が日本在留中は毎々金氏に依頼して助力を仰ぎたることも少なからず是等の爲め甲福は素と金氏の黨與には非ざれども今は日本に居て全く金氏の門下生の如くにして之に事へたり

明治十七年十二月朝鮮變亂の後金玉均朴泳孝の類は日本に渡來十八年の春に至り甲福は金氏に策を獻じ自から朝鮮に歸りて爲すことあるべし假令へ由々しき大事を擧げざるも金策の一事は方寸の中に在りとして頻りに懇願するを以

明治十八年十二月三國風聲始末

て金玉も内心には之を信ぜざれども其言ふがまゝに任して歸らしめたるに甲福の策都て齟齬して行はれず朝鮮人の見る所にては甲福の身十二月の亂に參らずと雖ども日本に居て全く金氏に從屬したるものなれば今は純然たる逆賊の一入として之を惡み京城に居ることさへ危険にして勿々日本に引返したるは十八年四月頃のことなり

甲福は日本に返りて京城の近況を金玉に語りて不如意を嘆息する等毎度談話の其中に何となく金氏に近づくと好まざる情あるものゝ如くなりしが一日從容として語て云く多年金閣下の愛顧を辱ふして高誼謝する所を知らず今の時に當り一臂を振ひ平生萬分の一を報ぜんとて辛苦したれども人事不如意今日に至るまで一の成るなし斯ては際限もなきことなれば小生は今より方向を轉じ政治の事を斷念して商賣に従事し毎に朝鮮と日本との間に往來して利を營まんとす斯く方向を改めたる上は閣下に屬するは事に害あるも益なし故に自今或は疎闊の外面を装ふこともある可し但し小生の身公然本國に往來するの場合には大小の事情必ず竊に高聞に達するの便利ある可し云々の懇談に金玉も固より之を拒むの道理なく顔色を和げて其言を容れ唯足下が爲すがまゝに任し吾々に於ては本國の報道を得るの方便も増したることなれば欣喜の至りなりとて相別れたり

是れより甲福は再び朝鮮に渡らんとして其旅費に窮したる處こゝに神戸の藝妓に君香なるものあり兼て甲福の契りし婦人なれば甲福は事の次第を語りて旅費の才覺を依頼しけるに君香もさるものにして奇貨居く可しと思ひけん衣裳髪飾までも賣代なして百五十圓金を作りさらばとて之を情郎に渡しければ郎の喜悅一方ならず即時に旅装を調へて朝鮮に再渡したるは十八年六月の頃なり

甲福が今度の歸國は其事情全く以前に異なり青天白日公然として京城に入り先づ兄の家に至り弟は國家の一大事を

探り得たり直に之を國王若くは王妃に言上せんと欲す阿兄願くは其の道を求めよ事急なり片時も猶豫す可らずとて其顔色言語常ならざれば兄は大に驚き汝が今の身分にて國家の一大事とは何の言ぞや國家ならで汝の身こそ危けれ唯汝の身の危きのみならず汝が吾家に來りて吾と言を交へたりとありては禍吾家に及ぶ可し片時も猶豫す可らず早く何へか立去れとて無二無三に逐出しければ甲福も止むを得ず其家を去り更に方向を轉じて李喬翼の家に投じたり（喬翼は後に兵曹判書となりし人なり）

抑も甲福が李喬翼の家に便りたる由縁を尋るに甲福は妾腹の子にして其生母は元と李氏の家に事へたる婦人なるが故に母の爲には李氏は舊主人の家に於て甲福も幼年の時より母と共に其門に出入し恰も家人同様の關係なるを以て其舊由縁を利用したるものなり甲福は既に李喬翼に謁して國家の一大事云々を陳ずること曩に家兄に語りたるものに異ならざれば喬翼亦驚かざるを得ず左りとて其身は外様の貴族にして直に宮内に密奏して甲福の内調を乞ふの道なく乃ち其親友閔泳煥（明治十五年大院君の亂に罹りたる大臣閔謙鎬の子なり）に事の次第を語り外戚の門より内奏を求めければ閔氏は之を諾し兎に角に甲福に面會して國家の一大事とあれば先づ其次第を拙者にて承り事宜に由りて御前に奏聞にも及ぶ可しと最と鄭重なる挨拶を甲福は耳にも入れず如何なる貴顯大臣たりとも此一大事は語る可からず語る可きは獨り國王王妃にして小臣は唯國に報ずるに一片の丹心あるのみ若し聽くを無益なりと思ひ給はゞ夫れ切りの事なり残念ながら去て國家の滅亡を傍觀するの外なし左らば御暇申さんと意を決したる思入れに閔泳煥も思案にあぐみ夫れほどの熱心なれば今は躊躇す可きに非ず直様聖聞に達せんとて急ぎ參内して事の由を言上しけるに國王は如何なる譯にや左まで心を動かさざりしかども王妃は殊の外不安の様子にて内々甲福を呼出せとの上意に従ひ遂に王妃

へ内謁見の事に決したり

甲福は大闕に参内して王妃に拜謁し玉座近く召されて何か國家の爲めに申す事もあらば伏藏なく陳べよとの御意に任せて平伏三拜し左れば候小臣事は多年日本に居り去年京城の亂の後逆賊玉均同國に遁れてより以來竊に其動靜を察すれば決して尋常一様のものに非ず日本政府は彼れが天人共に憤るの逆賊たるを知りながらも其國土に寄寓するを見て知らざるが如くするのみならず日本國の有志者なるものは去年京城變亂の際に玉均等の敗れたるを深く遺憾に思ひ或は之がために資金を捐る者あり或は武器を貸す者あり或は身を致して事に當らんとする者あり玉均の身は異郷零落の孤客たりと雖ども其實力は隠然たる王公も當ならず小臣は故さらに彼れの腹心たる外面を装ひ朝暮に其陰謀を觀察して今回探り得て確なるものは賊魁玉均、泳孝、光範、載弼、以下幾名の賊徒は十二艘の軍艦に武器を積み武士を載せて將さに朝鮮國に攻め入らんとするの一事なり此陰謀日本國中に知る者少し假令或はこれを知るも知らざるが如くして奴輩の運動を逞ふせしむ是即ち現今日本國人の氣風なり小臣既に内外遠近の事情を知り悉して自から安んずるを得ず依て事に託して本國に歸り幸に閣大臣の周旋を以て直に御前に於て微衷を言上するを得たり臣死するも憾なし此の上は唯大妃の聖慮を仰ぐのみ云々と地上の波瀾空中の樓閣凡そ亂臣の陰謀にあらる可き事は小説本の腹稿を演ずるが如く講釋師の軍談を聞くが如く趣向巧に辯說爽やかに述立てけるに王妃は茫然として色を失ひ暫くは言葉もなかりしが稍やありて宣ふには玉均の事に就ては兼て安からず思ひ居りしなれども今日既に斯くまでの切迫とは露知らざりしこと共なり汝がはるる歸國して奏聞したる忠義の程こそ神妙なれとて一と先づ御暇を賜り又重ねて召され種々様々密話の後扱て此大事に處するに如何す可きや甲福汝に説あるやとの御下問に得たり賢しとは云はざるも心に首肯

き謹で答て云く小臣の愚見を以てすれば此の事甚だ易し小臣が日本に在るや其朝野の貴顯大家に交際を廣くし政府の諸大臣として知らざる者なく在野の學者紳士として親まざる者なし又この他に在日本諸外國の公使領事の如きは最も交誼の厚き所の者なれば好く此の流の歡心を得て事を爲さんと欲するときは必ず臣を助ることならん假令ひ或は直接に助力を得ざるも臣が舉動を妨る者とは一人もある可らず故に今日日本に到り死士を募りて玉均を刺さんか、之を咎る者ある可からず之を刺て其首を上つらん之を第一策とす又或は方今彼れが將に日本人を引率して本國へ攻め來らんとするこそ幸なれ我より其陰謀を利してこゝに偽て内應の者を作り竊に彼れと謀合せて其來るを促がしいよゝ來りて上陸するや直に之を捕縛すること容易なる可し日本人勇なりと雖も其實に於て然らざるは大妃も知ろし召さるゝ通りなり且其來る者として百人に過ぎず兼て内應と頼み切りたるものが俄に戟を倒にして之に向ふに於ては彼等が狼狽して度を失ふは論を俟たずして生ながら賊魁を獲べし之を第二策とすと首尾顛末抜目なく方略を獻じたるに妃は横手を拍て善しと稱し左れば其内應の偽物には誰が之に相當ならんと色々に人物を擇び江華の留守李載元（國王の從兄十七年の亂に金玉均等に推され門地を以て一時領議政と爲り少しく賊徒に由縁あり）こそ其人ならめとて直に載元を召して方略を授け密議既に整ひ甲福は直に日本に再渡して大に經營する所なかる可からず何事を行ふにも先だつものは金錢財物なること云ふまでもなき人間社會の常態にして王妃も此の一事を忘れず差向きの費用として金壹萬五六千圓を下附しければ甲福は謹で之を請取り生たる玉均を而縛して京城に送らざれば死したる其首を闕下に獻ぜん二者其一を誤ることなしとて雀躍して京城を辭し仁州より其金を爲替にし又は金銀塊のまゝで長崎まで携來りしは十八年八月の頃なり



此時に金玉均は神戸に在り甲福は急ぎ長崎より神戸に來りて詳に朝鮮の内情を語り今日閣下が一度び趾を擧て本國に向ひ給はゞ八道の志士は響の如く應じ雲の如く集り何事を爲して成らざるものなかる可し就中江華の李將軍の如きは熱心して之に應ずる者なり外より衛て内より應ず事甚だ易し云々とて李氏の密書とその信實を表するためならん此に少しの金圓をも李氏の送物として玉に渡して頻りに之を煽動教唆するものゝ如し然るに神ならぬ身の甲福こそ氣の毒なれ金玉均は日本に居ながら不思議にも本國の事情を知り今度京城に於て甲福が閔氏に依り王妃に内謁して云々の密計を運らし李載元に謀合せて内應の姿を装ふの手段より其内殿にて請取りたる金額の多少に至るまでも逐一知らざるはなし唯甲福は自家の密謀を知られたるを知らざるのみ是に於て金玉均は他の密謀を利用して本國の事情を探ることを面白けれと思ひ態と其謀を發かずして中心より甲福の言を信じたるの風を爲し毎言に之を聽て滿悅の顔色を装ひ此上は都て足下の忠告に従て我進退を爲す可しと約しければ甲福はますゝ得意の佳境に入り左れば東道の主人李載元へは云々の意を以て書を贈らる可し誰れへは斯く文通し彼れへは斯く返答す可しとて恰も差圖するに任せ金玉均は他日己れの身に不利ならざるものと認る限りは甲福の旨を承けて本國に書を贈りたり其書李載元の手に達すれば載元は直に之を王妃の左右に呈し御前に於て返書を作りて又これを日本の金玉均へ贈るが故に王妃の眼中には玉が一舉一動鏡に寫して見るが如きの思を爲すも亦謂れなきに非ず例へば載元より玉均への密書に君が日本より來るに同志者あるや其兵士は如何するや云々の間に答るに玉は目下日本の事實に隨分あらる可き自由黨の壯士等と謀合せて云々など云ふては後日日本にて面倒なる可きを慮り漠然たる所に方向を取り兼て日本國中に朝鮮のために身を致さんと欲するものあり其何處に在ると尋るに在昔秀吉の役に薩摩の國主島津義弘が朝鮮國より人民を掠め去り其領内に高麗村の一部

落を爲して子孫の繁殖したる者是なり此者等は生々三百年の久しきを經たれども今日尙本國を忘るゝこと能はず衣服飲食こそ日本人なれども其精神は則ち朝鮮國の忠臣なり故に今にも玉均が一舉するときは日本人を煩はすを要せず純然たる朝鮮人の子孫を率ゐて朝鮮國に入らんのみ況や其者等は世々九州地方に住居して武勇日本第一流と稱するに於てをやなどゝ途方もなき事を書き綴り筆に任せて文を巧にし是等の文通一度ならず二度ならず李載元との間に往復して毎々王妃の間に達するが故に今は京城滿朝の一大難問と爲り甲福に約束したる首も未だ至らず甚だ待ち長きことなり死首未だ至らずして生兵早く來り其勢の盛大なることもあらば偽内應の妙策も或は實用を爲さざることあるまじきやと次第に不安の心を生じ乃ち袁世凱に内談して防禦の事を依頼しけるに有事は固より世凱の得意なれば速に天津に歸りて出兵の用意を整へたるは十八年十月の事にして支那軍艦が頻りに朝鮮海に出沒して暗に兵備の用意あるなど風聞したるは此時以來のことなり

次で十八年十一月日本にて大井憲太郎以下舊自由黨の諸士が國事犯の嫌疑を以て縛に就き其事は朝鮮に關することなりとの風聞世上に喧きより兼て日本に居て朝鮮政府の耳目たる李樹廷（文部御雇朝鮮語學教師）金宜純（金正植とも名乗る）の徒は一事にても報告多きを利するものなれば早くも此風聞を本國に書送り遂に朝鮮支那一般の人の耳に觸れて果して然り逆賊玉均は日本に居て其國人と共に大事を謀るものなりとの懼れを抱かしめ又朝鮮にては金玉均が態と李載元に文通したる書面の寫しを證據として彼れの舉動怪しむ可し云々の旨を疾くより日本の公使館に掛合ひ公使館にても其文を見れば何れも漠然たるものなれども全體の文意穩なるものに非ざるが故に左れば金玉均も朝鮮政府の計略に陥りて竊に亂を企るものかなど半信半疑の折柄偶然にも日本政府は在東京支那公使館の筋より金賊日兵云々

の電報を得て是れは容易ならず隣交の一大事なりと喫驚して事の根本を糺すに迫あらず急に仁川に向けて巡查派遣等の事にも及びたり即ち十八年十二月中旬の事なり

然るに爰に甲福が漸く馬脚を露はしたる次第は當初彼れが王妃に内謁したるときは口を極めて大言を吐き王妃が兼て大院君の歸國を忌むは甲福の飽く迄も知る所なれば金賊を處分するの序に大院君の歸國を防ぐの手段も小臣が方寸に在りと固く保證したる其大院君は十八年十月何等の故障もなく歸來して王妃の頭痛の種を増し少しく甲福の頼甲斐なきを憾む其中に玉均の首は待てども、每郵船に到來の報なし又日本より歸國したる生徒等を捕へて金玉均に關する事情を糺問するに同人は素より甲福を信用せず殊に十八年夏の頃は神戸にて兩人相往來したることもあれども爾後金氏は東京に行き甲福は神戸に止まりて甚だ疎縁なりと云へば左りとては甲福は玉均を甘く欺き得たる者に非ざるが如し然らば則ち甲福の京城に來りしは或は玉均の謀に出で此無頼生を利用して朝鮮政府の金を欺き取りたるには非ずやと疑なきを得ざれども玉均の手に大に金財あるを聞かず孰れか實孰れか虚臆測にも苦しむ折柄又風の便に聞けば甲福は神戸に於て新に茶屋を開き情婦君香の名を以て粹なる業を營み情婦情郎睦しく暮して瑟琴の和も音ならず彼内殿より請取りたる壹萬何千圓の大金は國家の一大事に用をなさずして鴛鴦相伴の一大事と商賣財利の資本に流用せられて得意なるは唯甲福のみなりとの報告もあり何れにしても彼れの前言は都て雲烟に歸したるの實跡は明白にして王妃の憤恚は殊更に甚だしく滿朝唯茫然たるのみ之に加ふるに十八年十二月日本政府より俄に仁川に巡查を派遣して吟味したるは畢竟外情視察の不綿密より起りたるものにして風聲鶴唳に驚くの嘲は固より免かる可からずと雖ども朝鮮政府の目を以て見れば日本政府は誠に小心翼翼々律義一偏の主義にして其國に玉均の流寓し在るあるも決して之を助

けて亂を爲さしむるが如き大膽政府に非ず僅に支那より到來したる虚報さへ之に驚くこと斯の如し若しも今後實際に此種の事の起らんとするあらば必ず力を盡して之を防ぎ止め以て支那朝鮮に對するの交誼を全ふすることならん日本政府は無事政府なり堪忍政府なり斷じて事を爲すものに非ず曩に甲福が喋々したる言は皆な是れ架空の虚にして信するに足るものなしとて今日に於ては金玉均を疑はず日本の壯士輩を疑はず又日本政府を恐れず唯甲福の狡猾に驚嘆して却て自から愧るの情ありと云ふ此事情の初めて日本に通達して政府が少しく之を知り得たるは十九年一月中旬の事なる可し

註 此一文は朝鮮の義和宮(現李垺公)の生母張嬪の弟張殷奎なる者が、日本に在る金玉均を暗殺し其功を以て閔妃のために獄に繋がれてゐる姉の罪を贖はんと口實を設け、王妃より金を詐取したる事實を記述された戯筆である。張殷奎は其後歸國して姉の張嬪と一緒に王妃のために殺された。(編者)

### 緒方維準氏の別宴

陸軍々醫監緒方氏が職を辭して歸阪するに就ては在東京横濱故緒方洪庵先生の門人並に同家縁故の人々が發起にて一昨十五日富士見町富士見軒に送別の宴を張り維準氏夫婦を招請して來會する者六十餘名宴なかばにして維準氏は立て當日送別の厚意を謝し次で福澤諭吉氏は左の言を演べたり

歲月匆匆走るが如し今を去ること凡そ三十年故緒方洪庵先生が時の政府に召されて徳川將軍の侍醫拜命の其時には我々門下生の中にも此一舉に就き先生の得失世の公の利害を論じて様々なりしが當時先生の本心に於ては決

して此侍醫の地位を榮とするものにあらざるが如し我々が先生の座に侍べり種々談話の語次人事意の如くならず大阪を去りて江戸に来るは甚だ樂まざる所なれども是れも止むを得ざる内外の事情に迫られたることなりとの次第は先生の言にも聞き又その顔色にも窺ひ得て其時には我々も少しく感慨の意を催したることにして今尙これを忘るゝ能はず蓋し先生は日本國中洋學の泰斗關西大阪の地に獨立して天下の子弟を教へ傍に醫を業とし畢生斯道を開くを以て自から任ぜられたる者なればなり先生既に長逝緒方の家も新にして第二世と爲ると同時に日本政府も維新の世となり二世緒方維準君も亦た新政府に仕へて軍醫監の顯職に就きたれども今や職を辭して大阪に歸らんとす其歸阪に就ては種々様々の事情もある可しと雖も詰る所は大阪に獨立に業に就き人を教へ病を醫するの外ならず故先生の志を繼ぐものなれば死者既に逝くも其遺志遺業は斷絶せず薪盡きて火の絶えざるが如し先生地下の満足如何ばかりなる可きや我々門下生の身となりては今日を見て往事を想ひ唯感涙に堪へざるのみ左れば今夕この別宴の一盃は單に維準君の歸阪を送るのみにあらず先師の靈の西歸を送り奉り其獨立心の萬歳不朽を祝するものなり

夫れより池田謙齋氏は官途の勤務も私立の事業も共に勉強を要するの旨を述べ長與專齋氏は東京と大阪と醫學進歩の程度同じからずして正に昔年の反對なれば今度の歸阪に付ては其邊に注意ありたき旨を演じ其外大島圭助氏田中芳男氏等も各送別の言を呈して主客歡を盡し、散じたるは夜九時の頃なり此日緒方氏夫人を招請したるに付ては舊門人中にも亦その夫人と同伴したる向もあり近來の盛宴なるのみならず恰も適塾（大阪緒方の塾名）の同窓會にして勝手次第に舊を話し新を語り澁谷良耳は今日幹事の一人にて茲に在れども村田良庵（大村益次郎）は不幸にして箕作秋坪

は新に最も不幸なり佐野榮壽（佐野常民）は病氣今夕の缺席は残念なり難波橋の納涼五靈神社の縁日など（共に大阪適塾の近傍）舊時の愉快又失策を互に笑ひ笑はれて包み隠くすこともなき其狀は亦一種内輪の懇親會無禮講とも評す可きものなりと云ふ（明治二十年二月十七日時事新報）

フワンシーボールの評

本月二十日伊藤伯の官邸に催したるフワンシーボールは近來の盛會にして天下太平萬民安樂の御代に紳士貴女の行樂は斯くこそあらまほしきことなれ來賓の打扮何れも上出來にして素人の意匠とは思はれぬほどの次第なりしが或人の説に都て此種の打扮は其眞に迫るを貴ぶは勿論の事なれども今一つの注意は其擬する所の人物と其本人の身分と成る丈け掛け隔たりて人を驚かすに在り例へば爰に現はれ出たるは田舎娘にして紛れもなき賤の女の打扮に先づ人の目を奪ひ扱てその本人はと尋ねて何々家の令嬢と聞き更に興を添へて妙なるが如し故に彼の三嶋警視總監が備後三郎高德、高崎東京府知事が武藏坊辨慶を扮したるは其打扮風采は則ち眞に迫りて好しと雖ども忠勇武烈一偏なる三嶋總監と高崎知事が忠勇武烈一偏なる備後三郎高德と武藏坊辨慶を擬したるものにして或は高德が高德と爲り辨慶が辨慶と爲りたりと云ふばかりの次第なれば少しく遺憾なきを得ず此點より見れば井上外務大臣の三河萬歳末松謙澄氏の時致の如きは思も奇らぬ擬裝にして絶妙なれども勤王勇武なる山縣内務大臣が勤王勇武なる奇兵隊長を扮したるは唯その打扮の昔年を想起さしむるのみにして其人は則ち今もむかしも勇武の忠臣にして奇兵隊長が奇兵隊長を扮したるものなりと云へり（明治二十年四月二十三日時事新報）

四方の暗雲波間の春雨

むかし〜ゼルマニヤは歐羅巴の一大帝國にて時の帝を嘉靈皇帝と申し奉り御年九十餘歳の老帝にて在しまし東宮は邊理太子とて御年五十二歳、東宮の妃は鷹屋の方とてアンゲリヤ國の女皇エリサベス第二の皇女なり妃の御子五方の中第三の姫君を安那と申し奉り（安那と譯す）御年十九歳に渡らせ給ひ國富み兵強くして帝室の御繁昌は盈ちて缺けず團欒たる琴瑟を鼓するが如し頃しも年の十月中旬西班牙の國より猛獸闘の見世物連中ゼルマニヤに來り都デレスデンの市外惠美志村に興行のよしにて安那君にはこしもとしもべ召ぐせられ小春の天氣に御保養かた〜御忍にて御見物の折柄、連中の誤にて猛獸を逸し忽ち其場の騒動となり上を下へと混雜に主従見失ひ姫君は唯ひとり御姿をも亂して東西に迷ひ目當もなく林の中を走り給ふ遙か此方の往來に通行するは波蘭國の太子歴山公子にして折ふしデレスデンの觀兵式へ臨場の途中夕陽照らす黄葉の木の間より此體を見認め馬を乗りすて遽て走りて之を扶けんとするとき荒れに荒れたる猛虎一頭姫君を目掛けて來るを公子は勇を振ふて之を仕留め其騒ぎの間に姫君は既に氣絶しけるを肩にかけてかたへの山小屋に入り様々介抱して漸く正氣に返り事の子才を聞けばゼルマニヤ帝室の皇女安那君とのことにて更に驚くにぞ姫君は公子の容貌骨格の勇々しくして然かも優美なるを見て前後恍として夢の如く萬死一生の恩を謝し此大恩は何と報ゆる術もなしせめては生涯お側に付添ひ萬分一のお役にも立つことなれば云々と（爰にて夫婦の約束成る）彼れ是れする中に日もはや西に没し今宵こゝに止まる可きにもあらず公子も目を限りたる旅路に猶豫もなり難く如何はせんと思案の折柄浪人體の武士一人遊獵の歸りにやこゝを通り掛り不圖見れば慥に見覺る帝室第三の

皇女なれば驚きも亦甚だし抑も此武士は名を若孫とて元とアンゲリヤ國の臣下なりしが鷹屋皇妃ゼルマニヤへ御入興のとき御附として差添へられ夫れより皇妃のお側近く勤仕して御寵愛淺からず二十餘年の其間、他に肩を並べる者もなき御近臣なりしが三年前、故あつて老帝の御かんきを蒙り今は宮中を遠ざけられて天機伺さへ叶はざる身の上となり或る農家に寄留して憂き歲月を送り日夜歸參の事を神かけて願ふ折柄なれば最前より事のいちぶしうを聞き是れぞ不幸の幸なれと獨り心に肯きつゝ、自分事は兼て宮中案内の義、是れより姫君の御供仕らんとすることに公子も悦び左らば萬事を御托し申す何れ拙者も不日參内の上、くわしき次第を言上せんとて別れ行かんとする處に近村の者どもてんでに得ものを持って虎を逐驅け來り死んだ虎を見てビツクリ引續いて宮内省の官吏多人數姫君の御行方をさがし歴山公子若孫に出逢ひ姫君の御無難を歡び若孫に隨ふて歸る

此間に歴山公子參内して安那に逢ひ姫君は婚姻を急ぎ公子も持て餘まし政治上の差支如何ともすべからず暫く時を待たれよと慰るの一場は如何さもなくては公子と姫君は序に一度顔を出した切り跡なきが如し

老帝御大病東宮殿下には兼て御養生の爲めフランクホルトの離宮に御住居老帝の御容體を聞食され御見舞御名代として皇妃殿下をさし遣はされ皇妃は一日たりとも御看病をとて御側を離れず老帝は御病中ながら今日はいつもなき御機嫌にて四方八方の御話し遂に御遺物のことになりければ皇妃はこれを打消し給ひ御本復も近き内とて皆〜悦び居る處に御かたみなどの御話しは御無用と様々押問答の末左らば一つの御願は彼の若孫の事にて彼れは兼て御暇の者なれども過しころ安那が不慮の危難のとき介抱したる功を思召され御かんきを免させ給へとの事にて老帝も御心和らぎ

願の通り聞食されて直に呼出し御病床にて御目通り（此處皇妃は奥に入り直に若孫出る皇妃と若孫と早替りにて面白からん）御禮御暇乞して是れより皇妃の御供離宮へとて立て出る○老帝の御容體ます／＼さし重らせ給ひ大宰相美壽麿公を召されて御遺言公は涙ながらに之を畏り時刻も来れば内閣へ出頭せずして叶はず暫時御暇と出でんとするとき若孫の事を一寸仰せられたるに公はビツクリしたれども顔色に現さずお次へ下り侍中の衆へ御大病中御諫言は態と申上げずなれども抑も若孫なる者は多年わがゼルマニヤの宮中に仕出して上の大恩を蒙りながら御寵愛になれて高慢つりの内に權威を振ふて私慾を逞ふするのみか剩へ隣國佛蘭西にわが秘密を洩らして國事を誤る其科を以て追放の罪に處せられ先づ安心と思の外今日の上意扱々案外千萬なるかな皇妃殿下の御情願は御婦人の御心、誠に無理ならぬ御事ながら彼れが再び宮中に入りては後日如何なる禍の媒介たる可きやも知る可らず虎を野に放つならで毒蛇を懐に入れたるが如し各方に於ても萬々油斷あるなど苦り切て出行く

○  
若孫はフランクホルトの離宮に勤仕し皇妃の御信用舊に彌増して宮中一切の事を任せられ威權日に高し固より奸才逞しき者にして常に金銀財寶を愛し表に豪奢を示して人を驚かし陰に恩徳を施して人望を養ひ内外みな之に歸服せざるはなし再勤以來始終御用繁にて舊友を尋問する暇もなければ自宅に宴會を催ふして朝野の貴顯紳士を招待せんとて假相會の趣向を設けて案内せしにぞ首府ドレスデン并にフランクホルトより來會する者甚だ多し（此處人數はいくたりにても多きほど宜し銘々思ひ／＼に藝を演じ賑かにして見事なり）此客の中に郵便局の役人勇萬なる者ありて假相會遊戯の折り庭の路に迷ふて書齋の縁先きに來たるとき主人若孫は急要秘密の來狀を讀む最中、

○  
思ひも寄らず人に見られたかと驚き互に顔を見合せて思入れ

○  
若孫は大抵離宮に詰切り此離宮の下婢に佐多とて二十ばかりの婦人あり幼年の時より御奉公して心ばせ優しく孝心深き者なりしが在所の兩親が貧に迫ると聞き毎度これに音信れて金銀又は衣服など贈るにぞ兩親は娘がみやづかへして不自由なきことと思ひ其孝心のほどを悦びつゝこゝろよく暮すに引替へ佐多の身は給金とても固より儉かならずして追／＼つもの借金に今はその催促を斷る術もなく去りとて之を故郷の親に知らせては其心配もいかならんと日夜苦勞の其體を若孫は見取或る日の夕景離宮の當直部屋にて嗽手洗の湯を佐多に申付けて取寄せ其嗽の湯を縁側より棄るときわざと心付かぬ風して袖垣のかたへなる佐多の頭からザンブリ佐多が驚けば若孫は尙更ら是れは粗こつ千萬申譯なしとて平に誤り入り、ぬれたる衣裳の代りとして金百圓に所持の金側時計一つ添へて渡すを佐多は再三辭退の末遂に之を請取り身の由來を物語りて厚く禮を述るを聞けば思ひきや此女は若孫が過ぎし頃暫く寄留したる農家の主人武禮夫の娘にぞありければ若孫は横手を打て扱も不思議のことなり圖らずも其方の兩親の陰徳に聊か報ゆるを得たるこそ満足なれと此場を終り日も暮れ過ぎに侍醫ドクトル空理伊ドクトル天談の兩名出頭して扱て云ふやう東宮御病氣に付き自分等は丹精を擻んで、御療治中上る最中竊に承はればアンゲリヤ國より名もなき醫師御召寄せ相成りしよし自分共の名譽は兎も角もゼルマニヤは古來學理の國として世界に名を成したるものなるに畏くも東宮の御診察をアンゲリヤなど田舎國の醫師に仰せ付られては國辱これより大なるはなしとて力身かへるを若孫はよきほどにあしらひ先づ理屈を云はずに御酒でも戴くが宜しかるふとて酒を飲ませ

天談は少し酩酊して座を起ち行かんとするとたんに懐中より二十錢銀貨を落して大騒ぎ座中方々さがし廻はるにぞ若孫はおかしく思ひさがしものならば明りを進んぜんとて紙入より紙を出して小よりを作り之を行燈の油に浸して火を點て渡しけるを一寸見れば札の如し天談は更に又驚き早々もみ消して改むれば是れもいかに十圓札なりまだ大藏卿の朱印は焼けず立派に引替通用す可しアラ勿體なやとあはてけるを若孫は笑ひながら金をさがすには金の明りこそ好からめと思ひ態とこよりを進んぜたるなり銀貨発見の上は明りも共に懐中せられよと愚弄せられながらこそと袂に入れる

④ 何か愚弄して楽しむ折しも都より電信にて老帝崩御の凶聞、東宮は御愁傷の餘り又一入の御容體と成らせられたれども子にして父の喪に走らず不孝の罪は死より重しとて立出で給はんとするを侍醫の面々は固く御止め申すを聽入れ給はず然るに彼のアンゲリヤの名醫ドクトル平寧は兼て皇妃殿下の御内命を以て召寄せられはしたれども兩國醫道の競争にて拜診のはこびに至らず空しくフランクホルトの旅館に滞留の折柄なれば若孫は皇妃の御意を傳へ此場に臨み醫道の争も無益なりとて侍醫の面々を叱り付け直に平寧を呼出せと命するにぞ侍醫も最早や拒むに由なく濫ぶ使者にて平寧を呼出す（此處にゼルマニヤの醫師並に門人共は平寧に對して不敬を働き後に東宮の御輕快に驚き侍醫面目を失ひ門人等も大閉口等にて滑稽ある可し）平寧は拜診の上奇藥を調進して忽ち御輕快直に御出發

新帝即位尙ほ御病氣にて萬機は鷹屋皇后（今までは皇妃なりしかども新帝即位の後は皇后なり）にて知るしめし若孫は時を得て侍中長に立身し内政を専らにして内外に恩を施し其人望の高きこと大宰相にも譲らず、足るを知らざるは人情の常か早く既に野心を生じ皇后の宮と宰相との間を離間して己れ台職に代らんとの大謀を企て兼て金錢財寶は自由自在にして又之を用ることも吝ならざる者なれば隣國なる露西亞の都府モスコイに在る同志の者某と謀し合せて常に詐偽の電信郵便を往復し大宰相は露國のペートル大帝に内通して波蘭國を滅さんとの隱謀云々とて皇后の宮に讒言し宮にも漸く宰相を忌み給ふ折柄安姫君御婚禮の事起りて御支度最中との次第宰相の耳に入りければ這は容易ならぬ事なりとて參内して言上するやう波蘭は露國の敵なり今若し我ゼルマニヤの皇女を以て其公子へ御縁結とありてはペートル大帝の怒如何ばかりなる可きや元來ゼルマニヤと露國とは兄弟の隣國なるに些々たる私の婚姻を以て兩國の好みを破る可らず云々と陳るにぞ皇后の宮は懼び給はず成るほど其方の申す通りゼルマニヤと露國とは兄弟の國なり又露は波蘭と不和なるよし我等も之を知るなれども假令へ露に敵なるも我敵にあらず何ぞ露に遠慮するに及ばんや國と國との交際は公けの事にして大なり大事は國の政なり其方はゼルマニヤの政を司る者にあらずや大事を破らざるの技倆はある可し且其方は些々たる私の婚姻と申したるぞ如何にも其通りにて婚姻は我家の私の事なり國政に預る其方の彼是れ喙を容る可きことにあらず事に公私の別を忘れたるか今度婚姻の事はアンゲリヤの母君エリサベスの方よりも孫女の心中をいとしく思召され一日も早く祝言をと毎度の御催促なるに其方は達て之を妨げんとする可可愛娘が波蘭に嫁き遂には其方の双に掛ることもあらんなれども我等も娘も後悔はせぬぞと云ふは胸に一物あるを知る可し宰相は大に驚きこは皇后の宮の御言葉とも覺へず姫君が波蘭へ御入輿の後遂には拙者の双にとは扱もく意外千萬これに

は何か子才あらん其よし篤と承はりたし元來かの御縁組の一義に付ては先帝の深き思召その御遺言は云々と言はんとするを聞き給はず御前の御簾も下りければ宰相は遺憾限りなく今一言と御簾近く進む處に現はれ出でたるは侍中長の若孫（此處も前の通りに早がはり）優しき中に奸獍の顔色冷笑して宰相を眼下に見下し最前から皇后陛下の上意並に貴殿言上の次第は御次に罷りて承はりたり扱々陛下の御めがね千里通達恐入りたり宰相がベートル大帝に一味して波蘭を滅さんとの隠謀、天の網疎にして洩らさず證據は既に明白なり美壽殿の自から御存じなきこそ笑止なれ又御遺言とは何事ぞ先帝御大切の砌り今上皇帝の御不在を幸に妄に詔を矯めたる計略又其上にも離宮にてドクトル平寧の拜診を妨げたるも貴殿の所爲ならずや迎も遁れぬ此場の仕儀イツソ自から白狀して罪一等の酌量でも願ふこそ上分別ならぬ拙者も平生の友誼に由り御前を宜きに取成して命乞はして進ぜんなど口を極めて罵詈訕弄宰相は其場を擯けられ閉門

○  
電信局の技手勇萬（但し貧乏小役人）は過ぎしころ若孫の宅に催ふしたる假相會の節彼れが密書の端を見しより獨り心に不審を起し夫れより後は若孫の許に往復する電信に注意し其暗號を知るの手掛りさへ得て都ての隠謀を發見したれども國法に於て人の電信を洩らす者は死罪とあれば今までは謹んで法律を守りたれども國家の一大事最早法律を顧るに遑あらず死を決して皇帝陛下に直訴せんとす（此處妻子に別る、愁歎）あらゆる秘密の電文を携へて大闕に赴けば憲兵巡査雲の如く狼藉者と支ゆるを物のかずともせず切倒し踏倒して次第に奥へと行く其門ごとに拒まれて立働き、内殿近くなりし時には半死半生皇帝は此物音に御病床を立出給へば三拜してものをも得言はず彼の秘物を御手に

渡し數歩退くと見る間もなく兼て用意のピストルもて自から小髻を打て倒る皇后の宮も遽て駆け出給ひ何は兎もあれ此一封をと御兩方にて開き見給へばこそ如何に奸臣奸ならずして忠臣こそ大惡無道なれ皇后の宮は袖もて顔を掩ひ給ひアラ恥かしや大宰相と思はず聲を立て給ひ直様侍中に命じて急ぎ宰相を呼出せと是れで舞臺廻れば

宰相は家に謹慎中壯士來訪して様々論判の末、國を重しとし君を輕しと斷じて大事を行はれよとまで迫られたるに宰相は少しも動かす夫れより歐洲列國の形勢を説き出し優勝劣敗は文明世界の常相とは申しながら飽くことを知らざるの人情、自から力を圖らずして其怨を逞ふせんとし遂に之を腕力に訴へて自他無限の禍を招ぐ亦憐む可に非ずや方今歐洲の列國、西北にアンゲリヤあり、海を隔て、佛蘭西あり、南に埃地利伊多利、東北廣大の帝國は露西亞にして、我ゼルマニヤは則ち正に其中央に位し是れぞ所謂歐洲富強の六大國にして露佛におのゝ三百萬の兵あれば、英に一千の軍艦あり、埃の勢大に振はざるに似たれども匈牙利を合して大國の名に恥ぢず、伊も亦日新の新王國なり我ゼルマニヤの嘉靈皇帝允に文允に武、六十餘年御在位の其間に一蹶埃地利に勝ち、再舉連國を倒し遂に一千六百七十二年隣國佛蘭西と戦端を開き事容易ならざりしかども皇帝の威武能く此強敵を挫ひて百年の國辱を雪ぎ、ゼルマニヤを一統して大帝の寶冠を戴かれ、歐の全洲草も木も靡かぬものはなき盛運、今上皇帝即位の後も先帝の遺業を繼がれて國光ます／＼耀き、盈ちて缺るなきに似たれども抑も治に亂を忘れずとは古人の警、亦思はざる可らず今や露はバルカン半島に垂涎して、埃は勢の迫るを恐れ、英は伊に與みして埃を助けんとなれば佛は伊に和せずして遂に露に通ずるの形跡あり而して露佛の一致は近く我患たる可き亦明なり四方の暗雲慘澹として殺氣天を掩ひ文明の世界畫亦黒しとは正に是れ今日の有様、此時に當り、此暗雲を拂ふて此殺氣を壓する者は我ゼルマニヤの武威に非ずして他に求

む可らず吾聞く東洋支那の文字に戈を止ると書て武と讀むと武は人を殺すに非ず干戈の將さに起らんとするを壓制して治安を保たしむるの義なり故に今日些々たる内部の私事を以て亂階を醸し帝室の秩序を亂ることもあらんか我帝室の亂はゼルマニヤ國の亂なり、ゼルマニヤ國にして一度び亂だれば歐洲の平和は一日も保つ可らず故に愚老は一死以て君を諫めて當國の無事を謀り以て歐羅巴全洲億兆の安全を得せしめんとの覺悟なり兼て認めたる此封書兩陛下の御前に捧げ呉れよ我れは爰にて諸氏へ訣別とピストルを取る處に在デレスデンの露公使より一封の來書これを開き見て不審の體、しばし猶豫の其折柄宮内より意氣せき切ての上使即刻參内の勅命にて出て行く

宰相參内兩陛下並に安姫君も列座皇后の宮より事の次第を語り給へば宰相も驚き扱ては過刻露公使よりの來翰に本國モスコに於て曲ものを捕縛し事頗るゼルマニヤに關係して云々の次第奸人共の隱謀に由り無根の流言を放て我露政府の名を濫用し遂に御身（宰相の事）の累をも爲さんとする處幸わが警察の手を以て之を捕へたり左れば兩國の交際は今後舊に依て千萬歳も疑ある可らず將た彼の波蘭との關係に付ても百事御心易く被思召度我ベートル大帝に於ては貴國に對し毫も疑念を抱く者にあらず云々とありしも其事の起りは皆若孫の奸計に出でしことよな悪き奴かなと宰相の怒も理りなり陛下は左右を召し急ぎ若孫を召捕り參れとの上意に侍中は立て行く跡にて兩陛下並に宰相も今は五に一點の曇りもなく斯くなる上は波蘭の一條に付ベートル大帝の御疑念もなく殊に歷山公子には御在府のことなれば姫君の御婚禮一日も早くとの言上にて姫の御歡は申すまでもなく母君の御安心いさみすむ所に侍中の者歸り若孫は行方知れずとの復命に扱ては風を喰て逐電いたした直に警察へ召捕の義を申付けよと是にて暮か

若孫は都を落ちのび先年一時身を寄せたる百姓武禮夫の家にたどり付き事の次第を長々と物語りて英雄の大謀成らざるを嘆息するにぞ主人夫婦は若孫が執權の盛時に娘佐多が大恩受けたる義理もあり律義一偏の百姓命に替へてもかまひ申さんとの意氣込にて大に安心し食事など調ふる中に忽ち物音は必定追手の警察巡查ならんと主人も客も身支度する表の方より大音聲云々の定文句にて戸口より入らんとするを主人は此處に度俣を定めてわざと包み隠しもせず若孫殿は此方に居るに相違なし、なれども此家は拙者の城郭なり假令へ政府の命たりとも主人の承諾なくして城郭には入る可らず文明の法律、各方は知るや知らずや門は開きあれども門内に入るは主人の承諾せざる所なり、理不盡に入らば入れ、法律に背く者に用捨はせぬと獵銃持て立構へたる其勇氣の様と云ひ殊に法理の當然なれば追手の者も暫時猶豫の折柄警部長徠祇は巡查に向ひ主人の承諾を得ずして人家に入り家宅を搜索する等は假令へ警官と雖も特別の公文證書を所持せざる限りは法律の許さざる所なればイデ人數を配置して此家を取囲み罪人の出るを待て之を捕縛せん、好しや容易に出でざるにもせよ家内の食料に限りあり晝夜を分たず嚴重の固めとて裏表に人數を配る（主人は一旦追手を拂ふて其隙に若孫を落さんとの目論見なりしかども其謀成らず）若孫も今は此ま、籠城するも鄙劣なりと思ひけん奥より出で來り自から名乗りて警部長と談判を開き先づ其姓名役名を聞き終り今は尋常に繩に掛る可きに似たれども身を全ふするは此方の權利にして罪人を捕ふるは貴殿の職掌なり拙者は遁るゝ所まで遁る可ければ貴殿は手を盡して之を捕縛せらる可し就ては唯今この家の圍みを解き四方百間づゝの場所に備を立てられたし百間は即ち彈丸の確に命中す可き距離なれば若しも拙者が走り逃げんとして追ふ可らざるに於ては遠方より銃殺せらるゝも苦しからず



云々の掛合にて追手は其意に任せて圍を解く次は野外の大立廻りにて若孫が追手の者共を散々に打倒し遂に警部長と二人の立合となり巡査の加勢にて目出度就縛

註 これは明治二十一年先生の戯れにもせられた芝居の筋書のあらましであるが、固より未定の草稿である。(編者)

### 芝區三田の火事

昨二日午前一時半の頃芝區三田四國町に火出したり宵の内より春雨降りしきり明日は上巳の節句なるに小女の晴衣の袖も濡るゝことならんと打啣ちつゝ點滴の聲に誘はれて眠に就きしも多かりしならん其臥して四時間起るに四時間も云ふべき熟睡の時に火事と呼はる聲に家々寢耳に水の大驚き早々駆け出だし老幼を扶け家財商品を持去らんとすれば道路の悪くなりたる處に降續きたる雨さへ未だ歇ず水と火とに迫められて漂泊さまよひつゝ右往左往に奔走する消防組の威勢に衝き飛されて泥に塗みるゝもあり或は髪を焦し額を爛らして只管鎮火に力を盡すにも拘はらず火勢益々強く三田印刷所煉瓦作りの烟筒けむりだを界に二丁目の東側は四國町を隔てゝ残らず焼失せ西側は春日神社鳥居の近邊より燃え渡り慶應義塾に上り掛る坂道の右手なる梅屋(時計師)の煉瓦造りにて防ぎ止めたれども其裏の物置臺所に火の移りて將に春日神社の神樂堂に焼移らんとす若し茲に火の付くときは此程新に成りたる塾内幼稚舎の講堂は僅か數間の距離にありて逃れ難き場合となるべく此れより三田山上は藁を並べて家屋の接し居ることなれば一の神樂堂の安否は此火事を倍にするかせざるの間合まあの容るべからざるほどなるにぞ早くも消防の注目して頻りに水を注ぎて豫防を勉めたるより遂に無難に防ぎ止め延焼少なくて鎮火したるは午前四時頃なりしと同夜雨中に家を失ひし人々は差寄り身を

托し荷物を藏むる場所なきに苦しみしが此時早く慶應義塾の講堂を明けて立退の場所に備へ席を敷き燈を掲げありしが下火前後の頃には同塾の門前に標札を以て「のぞみのひとはじゆくとめる」と認め教員其他の人々は甲斐なくも世話をなし急を救ふて立退所に導くなど周旋到らざる所なかりしと此の出火の元は四國町三番地足袋商内田時三郎方にして焼失したるは同三番地四番地にて十一戸、物置一戸、三田一丁目十九、二十、二十一、二十二番地の四箇所にて全焼十四戸、半焼一戸、同二丁目一番地にて全焼六戸總計全焼三十一戸半焼一戸物置一棟なりしと

○焦眉の急 前條慶應義塾防火の節には福澤先生も驚口を携へて出掛け必死の力をつくして春日の社を防ぐとき火焰の爲めに一寸半面を吹かれ火傷ほどの事にはあらねども翌朝に至るまで目の邊がびりびりしたるよし是れぞ所謂焦眉の急か(明治二十一年三月三日時事新報)

### 『言海』出版の祝辭

大槻文彦君編輯の日本辭書『言海』成る全部一千一百十頁、語の數三萬九千一百三、古來未曾有大部の辭書のみならず古今我國の辭書は所謂節用字引の類にしていろはの頭文字を見當に語を探る者なれども書中其語を排列するにいろはの順に由らずして字數の多少に従ふか又は言語天文地理人品等漠然たる部門を分つのみなるが故に索引甚だ便ならず俗に云ふ地獄線の勞に苦しみたるものが今この『言海』には假名の順に従て語を並べ三萬九千の語には三萬九千の順序を成し一語として其順に由らざるはなし日本開闢以來始めて辭書の體裁を備へたるものにして『言海』以前日本に辭書なし『言海』始めて世に出でゝ始めて眞成の辭書を見ると云ふも可なり蓋し十七年著者辛苦の成績我文林の

偉勳として争ふ者なかる可し卷末のおくがきに記しある君の王父磐水先生の誠語に事業は漫に興す可らず思ひ定めて興すことあらば必遂を期する云々の遺訓こそ實に君をして此辛苦に堪へ此偉勳を成さしめたるものならん磐水先生は我洋學創業の先人として吾々後學の常に景慕する所又君の尊嚴磐溪先生は當時の碩儒にして竊に西洋の文明を悦ばれ天下その名を知らざる者なし此父祖にして此孫子あり逝者若し靈あらば地下に莞爾として君の成功を賞せらるゝことなる可し洋學の後進生諭吉に於ては轉た懷舊の情に堪へざるものあり謹で「言海」の成を祝す

明治二十四年六月二十三日

福澤諭吉記

### 蘭化堂設立の目論見書

……世界中の新開國に絶無と稱す可き事情にして即ち我日本國が古今世界に絶無の進歩を成し不可思議の偉業以て國光を四方に耀かしたる所以なり然り而して此偉業の準備は何れの時に在るやと尋れば今を去ること百三十餘年舊奥平藩の官醫前野蘭化先生が蘭學讀書の志を立て、長崎に遊びたるを事の發端として其後明和八年三月五日（今明治二十七年より百廿四年前、西曆千七百七十一年）偶然の機に會して杉田鶴齋先生の首唱に従ひ府下鐵砲洲舊奥平藩邸内蘭化先生の私宅に於てターフル・アナトミカと題する蘭書を繕きたること我大日本文明開化の元始なれ其年月日と云ひ其場所と云ひ又其人名と云ひ明々白々争ふ可らざる事實にして實に日本國の出來事として視る可きのみならず世界の文明史に大書す可きものにして就中後世子孫たる吾々日本人民が今日この開國進歩の盛運に會すれば誰れか先人の遺徳を忘るゝ者あらんや左れば今の事實を明にして其人の名譽を不朽に傳ふると共に我國光を世界に發揚せんが

爲めに或は盛に石碑を建つるが如きも自ら一法なれども建碑の事たる動もすれば外觀のみに存して實に遠きの憾あり依て茲に蘭化堂設立の事を計畫して其目的は世人をして當年の辛苦を知らしむるに兼て先人の手に成りし著譯書類又は其工風の器械等を一處に集めて散逸を防ぎ永世に之を保存して我開國以前既に開國の素ある所以の事實を明にして以てますゝ懷舊の情を厚くして以てますゝ將來の進歩を謀らんとするものなり

#### 蘭化堂設立の目論見

- 一、府下鐵砲洲舊奥平藩中屋敷凡八千坪を居留外人より取戻し又は買返して小公園の體裁に作り中に一字の堂を建立して蘭化堂と名け堂の内の正面適宜の處に當時即ち明和八年三月五日當奥平邸内前野蘭化先生の宅に先生を始として杉田鶴齋先生その他同志の諸先生が團座始て蘭書の講讀に著手する處の圖を額なり掛物なり立派に仕立て、之を掲げ堂の本尊と爲し左右の壁には前野杉田兩先生の後に輩出して西洋の學術教育上に功績著しき諸大家の肖像又は其事跡等を列ねて其人の履歷を明にし洋學百餘年來の沿革を一目の間に瞭然たらしむ
- 一、堂に續いて文庫を設け諸先生の始めて讀みたるターフル・アナトミカの原書は勿論其譯本たる解體新書を始めとして凡そ日本國中に存する原書譯書著書（譯書著書の版に上らずして草稿のまゝに存するものも必ず多かる可し）器械類古物類苟も西洋文明の東漸に關して履歷口碑あるものは其所有者に照會し又一般に廣告して或は寄附を乞ひ或は借用し又或は事情に従ひ買收して毎品に其由來を詳記し之を庫内に陳列して來參の内外人に縦覽を許す或は至當の縦覽料を收るも可ならん但し以上の出品は王政維新を界にして明治以前のものに限る
- 一、文庫に續き一室を建築して集會所となし會員は時々爰に會合して堂の維持監督の事を議し又毎年三月五日大祭を

執行して公衆の參拜を許す

- 一、右の趣向にして外人の居留地を取戻すには其法如何す可きや
- 一、之を取戻したりとして其地は東京市會に屬す可きか又は京橋區の有に歸す可きや
- 一、一切の費用は地面取戻しに大部分を占められ建物庭園等は一二萬もあらば足る可きか
- 一、蘭化堂の番人並に文庫の監守にも給料を要し建物の修繕庭園の外圍等の手入れにも多少の入費あるべし永代に之を如何す可きや

一、國中に廣告して義捐を募集するは勿論なれども大金を得ることは覺束なし故に小公園八千坪の規模大に過るとなれば半數四千坪にてもさまで見苦しくはなかる可し

一、前條に會員云々と記したれども永代の事を思へば東京市か京橋區の公共に維持監督を任ずることとして發起會員には唯その創立のみを引受けしめては如何

註 此目論見書は明治二十七年に草せられたものである。但し冒頭の數行が缺けてゐる。(編者)

### 明治二十七年八月軍資醜集相談會に於ける演說

朝鮮事件よりして日清の葛藤次第に困難に立至り既に去る二十五日は牙山海開戦の電報さへ到来して我軍の大勝は先づ以て痛快に堪へざる次第なれども今後の形勢如何なる可きや計り難し唯吾々は在外軍人の境遇を察して遙に其勞苦を謝するのみ頃日來軍人慰勞の爲めにとて恤兵部に財物を寄贈する向きも少なからず愛國の美學誠に感心の至りな

れども元來今回の事は我國三百年來未曾有の外戦、殊に今の文明界の表面に演じて世界中の耳目に觸るゝ大舉にして其一舉一動直に國家の榮辱たるのみか浮沈にも關する程の次第なれば戦場の事は之を軍人の勇武に依頼して安心なりと云ふも身躬から従軍せずして内に在る者は國民の分として高枕安閑たるを得べからず就ては爰に更に規模を大にして大に資金を募集して國庫臨時の軍資を臨時に償却するの法を講ずるは正に今日の急務なる可し

今回の軍資は何千萬圓に上るやは豫め知るを得ずと雖も其負擔は國民にして早晩之を償却せざる可らず之が爲めには或は從來の稅率を改め又は新に稅源を求る等種々の方案を以て經濟社會に多少の波瀾を生ずることならん加之政府が一時の窮策に紙幣を増發するか又は準備金を流用して現在の流通紙幣をして兌換の性質を失はしむるが如きあらんには經濟の紊亂は如何ばかりなるべきや資産家が知らず識らずの間に私有半減の奇禍に罹ることなきを期す可らず斯の如きは則ち兵亂過去りて第二の財亂に遭ふものと云ふ可し左れば今一方には經濟社會の變亂を其未だ生ぜざるに豫防すると同時に又一方には我日本國民の愛國心如何を發揚する爲めに全國八百萬戸四千萬人の貧富に應じ多少の金を醸出して一時限りに軍費を償却するは決して無稽の策にあらざる可し(中略)

抑も吾々が今回軍費醜集の事に立案したるは毫も爲めにする所あるに非ず本來を云へば兵は兇器にして戦は不祥なり誠に好む所にあらざれども事今日の場合に至れば最早一步も退く可らず目的は唯戦勝に在るのみ戦に勝利を得て國光を世界に耀さんとするに在るのみ而して軍費の豊なるは戰略を逞ふせしむるの方便なるが故に在外の軍人は骨を晒らし血を流して戦ひ内に在る吾々は家計の許す限りを揮ふて戦資に供し内外相應じて其負擔に輕重なからしめ國民の力を以て國を維持せんとするの精神にして眼中物なし唯日本國あるのみ即ち日本國民が日本國の爲めに全力を盡して

當然の義務に背くことなからんとするものなれば其醸し得たる金は以て政府に與ふるが爲めに非ず以て官吏を悦ばしむるが爲めに非ず若しも強ひて適とする所を求めれば社會の高處、物外の邊に我天皇陛下の在しますあるのみにして下界臣子の微意仄に上聞に達することもあらんには或は宸襟を慰め奉るの一助にも成る可きか、是れは望外の事として兎に角に古來の慣行に人民が政府に私金を献上して時の官吏に褒めらるゝが如き陋習は既に已に過去りたることゝ知る可し固より今回の醸集金とて其集るに從ひ之を政府の筋に納めて金の用法は之に一任すと雖も單に政府の手を假りて國用に供するのみ斷じて獻金の趣意に非ず即ち本會を軍費醸集會と名けて態と獻の字を用ひざる所以なり（中略）斯の如くにして内には海陸軍をして軍費に後顧の患なからしめ外に對しては外國人の感覺如何を尋れば皆云はん日本人は眞實義勇の人民にして其平生政談法論などに喧しきにも拘はらず一朝事あるに當りては黨派の恩讎を忘れ私交の冷熱を思はず四千萬の同胞は字義の如く眞實の同胞骨肉にして軍人外に能く戦へば國內の人民も亦遙に辛苦を共にし奮て私産を擲て軍費を負擔し唯一心に國權の皇張を祈て他念なき其有様は恰も身躬から從軍せざるを憾むものゝ如し左れば日本の軍隊は官軍に非ずして民軍なり四千萬の人口は四千萬の兵なり官軍には敵す可し民軍は侮る可らずとて竊に畏憚の心を生じ我日本國が文明世界に對して重きを爲すは實に九鼎大呂も當たらざる可し十艘の鐵艦百門の大砲戰場に利なりと云ふも他をして我れを畏憚せしむるの一段に至りては今回の軍費醸集の美舉は砲艦の利に優ること同日の論に非ずと吾々の信じて疑はざる所なり滿堂の諸君に今更ら愛國の要を談するが如きは無用の贅言にして禮にあらず態と之を略して以上は唯その固有の愛國心を發露するの一法として醸集の事を謀るのみ（明治二十七年八月三日時事新報）

註 文中（中略）は原文のまゝ。（編者）

明治三十年十一月六日大阪慶應義塾同窓會に於ける演說筆記

余は天保五年十二月十二日を以て大阪玉江橋の北詰奥平家の屋敷門長屋に生れ三四年の後一旦中津へ歸り廿一二歳の頃再び上阪して此地に修業したることなり左れば大阪は余の生れたる點よりするも又余の勉強したる點よりするも第二の故郷にして當時の事情は大抵知らざることなし隣りに何屋がありて向ひは何れの屋敷なりと云ふ事まで今に歴々として眼に見るが如く殊に余は五人兄弟なるが何れも大阪に生れたることゝて中津に歸りたる以來も家内の話は常に大阪の事に及び大阪の事とし云へば何事も他郷の事とは思はぬなり此くの如くして余が再度修業の爲め上阪して蘭學を勉強したる頃即ち今を去ること四十二三年前は所謂攘夷の論盛にして志士浮浪の徒は到る所に徘徊し世の中は無規律千萬にして余の如きも大阪市中を徘徊して時には喧嘩をするやら亂暴を働らくやら今考へて見れば随分馬鹿氣た事もしたり尤も大阪の土地たる昔より書生とし云へば輕蔑して人の様に扱はず道行人は袖曳き合ふて相告げ合ふと云ふ有様なりしを以てヤケで亂暴を働くと云ふことも幾分かあるに相違なし夫れに人間進歩の氣の充滿したる時には何事を爲してか面白からざらんと云ふ其時代に徹夜苦學する其苦みも中々に甚だしきものあり元來苦學するは立身出世と云ふ事を樂みにすることなれども余の勉強したる當時は世の中は前にも申す如く殆んど混沌として何時立身出世の樂みを樂むことが出来るやら分らぬ時代なれば不平の極、滿身の銳氣を揮て馬鹿氣た亂暴をして市中を騒がし市人を苦めて以て自ら快としたることなれば余は其亂暴を働きたることを今に於ても當時の事情より考へて絶對にわるいと

は思はぬなり（先生は此所に至りて來會者に警告して曰く）斯く進歩の精神が充滿して居る少壯の時機に其滿身の銳氣を以て進まば何事かならざらん尤も世の中は余の修業當時の如くならざれば諸君が余が爲したる如く喧嘩を爲し亂暴を働くには及ばず又ソナ馬鹿氣た事が今日に出来る筈もなし只諸君は其銳氣を以て諸君が從事する所の商業なり工業なりに注ぐ可きのみ此くの如くにせば天下何事か爲らざらん余は諸君が其從事する商業なり工業なりに向て各苦みつゝあることは承知し居れども更らに滿身の銳氣を注ぎ不屈不撓出來されば死ぬと云ふ程の覺悟を以て進まんことを祈るものなり（先生は更らに大阪人士の缺點を述べて曰く）然るに大阪の人士に就ては更に一言したきことあり前にも述ぶる如く大阪は余が第二の故郷にして大阪の事とし云へば悪い事も善いと云ひたきほどなれば此所に大阪人の非を擧ぐるも滿心の同情を以て誠意誠心忠告するまでの事にして敢て大阪人士を罵倒して喜ぶなどの意に非ざるは勿論なり偕て昔しと今とは大阪人士の考へも大に變じたることなるべけれども兎角フリジンと云ふものは容易に脱却するものにあらず例へば幼少の言葉は老境に達するも何邊やらに残り幼顔は老年に至るも猶ほ存し居るが如し到底全然洗ひ去ることは出來ぬものなれども勉めて之を除去せねばならぬ余が大阪に出で、修業したる當時市中に喧嘩するものあれば大阪人は戸を閉ぢて其内より窺ひ居る様な風なりき今日に於てはソナ事はなかるべきも要するに大阪人士には精神が乏しい精神が乏しきが故に高尚な氣品がない高尚な氣品がない故に大なる事が出來ぬ金を儲けるにしても高尚なる氣品がなければ大なる金が出来ぬ筈がない左れば高尚なる氣品は如何にして得べきやと云ふに教育を尙んで文明の考を養ふが第一なり昔は前にも云ふ如く大阪人士が學問を難有がらぬ、書生を輕蔑すると云ふ有様であつたが今後斯る有様にては從來商工の中心なりとて誇りたる大阪も其人間が商工の中心にならねば何んにもならぬ即ち教育

を重んじ氣品を高尚にせざる可らず諸君も願くば教育ある人と交りて知識を交換し高尚なる氣品を養ひ世界を敵として大商賣を營まんことは是れ余の切に懇願して止む能はざる所なり云々（明治三十年十一月九日時事新報）

明治三十年十一月十四日京都懇親會に於ける演說筆記

余は此度圖らずも西下して爰に諸君の御招待を辱ふし獨り余のみならず多人數の家族までも御招ぎに預りたるは誠に難有き事に存じます偕余が今回西下したるは別に視察とか何とか云ふ様な六かしき意味あるに非ず只時々變りし土地を見、變りし空氣を呼吸するは健康上必要の事と醫師も申し自分も信するが故に毎年時期を見計ひ各地に漫遊することなれば昨年信越地方に遊び本年は青森邊へ向はんと思ひしなれども元々道樂心より漫遊することなれば知らぬ土地よりは寧ろ慣れたる土地の方が宜しかるべしと偕こそ家内や娘や孫まで引連れて當地方に來りしまでの事なり何も別に考などある譯にあらず

偕今日は慶應義塾の同窓生と交詢社の人々とが此所に集會することと思ひ出したが毎々申す事ながら人間の性は善とか悪とか申せども善の事もあれば惡の事もある左れば集會したればとて左まで利益のある譯でもないが併し慥かに禍を止めると云ふだけの功力はある例へば大久保が殺された時余はソ一思ふた若し刺客と大久保とが膝を交へて一月か二月も居つたならば決して大久保を殺す様なことはなかつたに相違ない森の殺されたも同じ事もし有禮の所へ參りて交際をしたならば案外に森の忠義者となつたかも知れぬ近くは余にも其例がある余が刺客として余に付廻はつた男と後日友人となつた節其友人はアノ時には簡様な事があつたコノ時には此様の事を謀つたなど舊事を語りたることも

ありし要するに會合と云ふものが新知識の交換とか何とか大なる利益のあるものではないが慥に禍を防ぐと云ふことはあるに違ひない左すれば此會も永遠に持續して必ずしも酒を飲むにも當らぬ茶を飲んでなりと其回数も多くするとが必要と考へられる

會合してドウするかと云へば土地の爲めに計ると云ふことなり土地の爲めとて京都の事ではない京都が世界に對してドー云ふ土地にあるかと考へることである北陸がドーだとか北海道がドーだとか云ふ狭い考を除いて世界各國はドーダ世界各國に對して日本はドーダ此日本を世界に對してドー云ふ地位に置くかと云ふ事を考へるソースルト國々には各特色と云ふものがある工業の盛な所もあれば商業の榮える國もある諸日本はドーかと云ふと一番古い國で又古いものもある山水は明媚にて氣候は宜しく世界中一番心持ちの宜しい國である西洋人は中々古いものを愛する奈良の大佛は千二百年前の遺物だとか法隆寺は千年前の建築だとか云ふ様な工合にて要するに西洋人の來遊を促すには此上もなき所である故に日本はドーしても此點を利用して歐米の人々が巴里に遊びに行く様に日本を世界中の巴里としたい斯く説を立て、諸名所古蹟山水の美は日本中で何處が一番かと云へば無論京都であつて京都に敵する所はない左れば京都の人は世界の人を集めることを目的とせねばならぬ此所に面白き例がある或時英佛の經濟家が同船したることがある其時ロンドンの經濟家は昨年英國から酒を輸出した事は非常な額であつたが佛國は一向に輸出がなかつたとて散々に悪口を云ふた其時佛國の經濟家は泰然として佛國では樽で酒を輸出せぬ他國から入來する者が多くて酒は皆コップで賣つて仕舞ふた故に昨年酒の輸出の無かつたは外國より入り來りたるもの多かりし爲めに本年も來年もかくあらんことを望むなりと云ひしかば英國經濟家は一言もなかりしと云ふソノ通り京都から美術品の輸出が少ないと云

ふことを心配せず西洋人がドシ／＼京都へ入込み京都で買つて仕舞ふから輸出することが出來ぬと云ふ様な始末にしたい斯くするにはドーするかと云へば嘔と盲とでは西洋人を引入れることが出來ぬ内地雜居は目に見えて居り西洋人がドシ／＼京都へ入込み來ることも明白なれば此處で教育と云ふことが必要であるナゼ客を引込み商賣する爲めに教育をさせぬ兎角教育と云ふことは人間の道徳を高めるとか理屈を知らせる爲めだとか云ふと大變高尚なものにする弊があるが教育の要はソナ高尚な考は別として金儲けするに必要缺くべからざるものである英語は話せぬ西洋人からの手紙は讀めぬソレデ商賣がドーして出來るか教育もなくつて商賣するとは鐵面皮な話ではないか故に教育は元入れと思ふて遣つて貰はんければならぬ是れが京都を繁盛にする一の道である

モーツはコー云ふことである京都は此後段々進むであらう尤も余は初め大に京都を見くびつて京都は段々衰微するだらうと考へた夫れ故廢藩置縣の當時大小名が華族となりて大に困つて余に相談に來たことがあつた故、東京はドシ／＼繁昌する土地が繁昌すれば諸色が高價となる因て少しばかりの財産で生活せんと思ふたら段々衰へる土地に行くが宜しいソコデ京都に行けば好からうと言ふて京都へ遣つたことがある尤も其華族は其後段々金持ちにはなつたが當時余の考は先づソナものであつた然るに京都は漸次進んで來る様である進んで來ることなればドシ／＼之を進める方法を講じなければならぬ其方法は人と金とを入れることである若し出來得れば外資を輸入するも宜しい尤も金を入れるばかりではなく之に付て人を入れる事が第一である他國の人をドシ／＼入れる假令ひ大工でも左官でも書生でも乞食でも宜しい諸其人の居り易い様にするには貸長屋を安く貸すとか成るべく安く米を賣るとかして頭数を多くするソイすると其所に工業も起るだらうし商賣も盛になる随分分らぬ人が云ふ所だが他國の人が京都へ來つて工業を興

しては京都人の面目に關するなどは馬鹿氣た話で云はゞ自分の家屋敷が高くなるのは好まぬと云ふのと同じ事で詰り地面が廉いと人の少ないことなれば三十萬の人口を四十萬五十萬七十萬百萬とすれば寢て居て自分の財産の増すとすれば人を入れるは厭だと云ふは自分の財産の増すのが厭と云ふことなれば此所の所を考へて充分に人の居易い様にしてもらひたい

要するに京都の人は外國人を無暗に入れ永く止まる様にするのが第一でソレハ前に述べた様に外人の居易いやうに親切に取扱ふことであるソレすれば京都の繁盛は期して待つべきことである決して他國の及ぶ所ではない其故は京都ほど古き物があつて山水の明媚の所はないからであるソコで一ツ注意したきは余は過日黒谷に行つたが何か赤い大きな建物があるアンナ物は少しも感服が出来ぬ京都でアンナ馬鹿氣た事は今後止めにして充分氣を付け古きものを保存して貰ひたい例へば圓山の公園なども余は最初より反對せり京都は土地自から公園で何もソレに態々金を掛けて公園を作る必要もあるまいソナ金があれば古社寺名所古蹟に火の番を置くとか支柱を立つるとかして其廢頽を防いで貰ひたい是れは何も後生を願ふ譯ではなく只西洋人を呼込む手段にして詰り京都の繁榮を進むる道であるマダ／＼澤山方法もあるけれど今日は先づ此位に止め置く可し(明治三十年十一月十八日時事新報)

## 明治三十一年一月廿八日三田演說會に於ける演說筆記

今晚御約束の通りに毎月二度づつのお話を致すに就ては先づ私が今日した仕事からお話致さなければならぬと云ふのは此間凡て塾制を改正した學問は斯様にする塾監局は斯云ふやうにすると云ふ大凡説は定まつて居つたが茲に其定

まつた説を實行しなければならぬ實行すると云ふには何か條目がなければならぬと云ふことで其草案も昨年から出来ては居たがソレを棄て、置けば際限もないから六七日前から私が自から其事に掛つて何でも少々間違つても宜しい間違つた事があれば又改めれば宜しい兎に角一通り決して了はなければならぬと云ふので今日いよ／＼決した其爲に私は晝食事を仕舞て早々塾に行て先刻まで居た大きに御苦勞な話だ(笑聲起る)ソコで其條目と云ふものは是れは此處でベラ／＼述べますまい先づ塾員教師と云ふものゝ其職分を明にして此後一事一物何でも是れは爾うありさうもない如何云ふ譯けでこんな事があるかと云ふやうな事があつたらば直に行て聞く場所——聞く場所ではない人間が出来て居る茲に垣根が毀れて居る鶏が這入りさうか犬が飛躍えさうか又此障子が破れて居ては猫が這入りさうである大變此廊下が汚れて居るイヤ此處に釘が出て居ると云ふやうな事があれば直に訴へる所がある諸君も能く其次第柄を頭の中にちやんと定めて颯々と御出になるが宜しい如何な事拙者はソリヤ知らんなんと云ふやうな遁辭は一寸でも出来ぬ事にしてある

先づそれはそれとして是れから教場のお話を一寸しなければならぬ是れまで教場に出で誠にどうもガチャ／＼していけないガチャ／＼していけないと云ふのは先づ席順をちやんと定めてあるちやんと定めてありながら其實行が出来たり出来なかつたり此部屋では實行して居るが彼部屋では實行して居らぬと云ふやうな事は誠に手間潰して大層教授の邪魔になるのだから明後日からちやんと席を正す席を正して一句も云はせない夫れから樂書き一切相成らんテーブルを小刀で削ることは相成らぬ(笑聲起る)ソレは見える人が出来て居るからちやんと見に行く若し其人に逆ふとか何とか云へば私がお相手にならうモウ決して相成らん只口で云ふばかりでない實行するから爾うお思ひなさい夫れから

教師の方は随分窮屈である一人でも時を違へることはならぬ必ず教場に出る時は出なければならぬ朝は教師に限らず一切凡ての役員が出る時はちゃんと出なければならぬ第一番に其下に時計を出さなければならぬ一寸でも時計が狂はぬやうにして塾の時計を見ればモウ何時であるとかちやんと間違ひないやうにする若し其時計が間違つて居ると云へば塾監局の庶務課が責任を帯びて居るから庶務課にお出マア第一に時を正して朝出る時と夕方歸る時の刻限をちやんと正してあるソコでもう一切萬事レスポンシブルではないと云ふことは此後決して有られない事にしてある随分役員も教員も窮屈な話であるが必ず爾うしなければならぬ教授を受ける生徒も又それに就てフラ／＼しないやうにちやんと其法に従はなければならぬ今菅君の云ふた通りだ何でも從順にしなければならぬ心の中はインデペンデンス當然な話であるが塾に出て教授を受けるに從順の心がなければ教場が持てない譯けではないか必ず自分の心の置き場所をちやんと定めてさうして塾則の行はれるやうにして貫はなければならぬ堅くお頼申す決して間違つてはならぬ

今日拵へた塾則は何と云て宜いか知らんマア塾の規則其規則は決して隠しも何もせぬ私はちやんと塾へ張附ける明日から御覽なさい是れは斯云ふ譯けでないと云ふ説があれば承りたいちやんと張附ける少しも隠すことはない如何な事一寸でも祕密なると云ふことは是ばかりもありはしないソレで誰が何をする筈だ誰がどの責任を負ふと云ふことは明白に知らしてあるもうそれは明日寫しさへすれば出来るから晩くも明後日は張出すことが出来ませう

扱て生徒は如何するが宜いかと云ふことは毎度御話するがもう一度お話しなければならぬ此學生と云ふ者が各々志があると云ふことは是れは分切つたお話學生に限らず凡そ人として志のないものはない心の向ふ所斯う爲やうア、爲やうと云て髮結床の下剃小僧は髮結の親方にならうと云ふ考又左官屋の小僧も左官の親方にならうと云ふ志があるに違

ひないソコで先づ世の中に志の大なるものと云ふものは學者だらう學生と云ふものは志の大きなものであらうマサカ髮結の親方にならうと云ふ人もありはすまい左官屋の親方になつて大願成就と思ふものはありやすまいそれよりずんと高い處に志があるに違ひない私は其志を教唆する決してケチな事を考へるな日本國中皆取て了ふと思ふても宜しい遠慮はない世界中みんな上げるからお取りなさい(笑聲起る)假初にもケチな事を考へて貫はんやうにして貫ひたいソレがお願だ卑しい根性小さい根性を出さないで恐い事を考へて貫ひたい考へると同時に之を包で外に出すな出すと云ふと其志と云ふものは遂げられるものでない乃公はもう世界中を取る積りだなんと云ふと人に氣狂だと云はれる日本を皆取て了ふ積りだと云へば矢張發狂人だと云はれるからソレは隠せ心の中には何を思つても宜しい竊に大きな志を持ってさうして其れをソーツと仕舞つて置けソレならば志は要らぬものである是れは見せようと思ふ道具であるソレを隠して置く位ならば思はないのと同じ事だ斯うマア一寸考が付くが爾うでない如何うでも祕密にして置かなければ今日の實際に大變な損がある其損のあると云ふのは髮結の下剃左官屋の小僧斯云ふ奴ならば大抵出来上つた所で左官屋の頭領髮結の親方になる丈の話でソレ程骨が折れないだらう骨が折れないとすれば餘力がある餘力があれば悪戯しても宜しい髮結の小僧が犬を噓けたり左官屋の小僧が買喰をするると云ふのは是れは餘力があるからでどうせ出来上つた所が親方になるまでだと思ふて身軽だから大きな心配はない、そうすれば自然心の中に猶豫があつて氣樂だ此犬を一番噓けて見やう此歸りに大福餅を一つ喰つて見たいと云ふことを遣るのは尤も至極な話、所が學者士君子の志に至てはなか／＼どうも持餘すな自分が志を立て、置いて扱て如何したものだ先づ金が流行するから金が欲しいと云ふだらう三井三菱の如き金持になるには如何したらば宜いだらうか如何あつても三井三菱以上に行かなければならぬと斯う



考へるとなか／＼荷物が重い荷物が重いと云ふとどうも申戯しては居られない犬を嗾けて居る譯けにも行かず大福餅の買喰も是れは出来られない之を譬へて申せば茲に旅行をする一寸散歩をする云ふ譯けならば十町か二十町グルリと廻つて来る丈けで何でもない今日は遠足と覺悟すればなか／＼前の晩から用意をしなければ間に合ない如何云ふ鹽梅式に仕度をして宜しいか辨當は何處で遣ふたら宜からうかと云ふことを考へなければならぬ夫れから出掛ける出掛けた所で今日は十五里歩かなければならぬと云ふと散歩の時のやうにブラ／＼と道草が出来られない道草をして居れば家に歸るのが遅くなるから如何しても急がなければならぬソコが覺悟の極め處でだから人は何でも大なる遠足をすゝる積りで散歩をする云ふやうなケチな考を持たぬが宜い大きな考さへ持て居れば道草が出来ない其道草と云ふことに就て議論があるのだ今の學生は道草をして居るか居らぬか文明の學問をして居るから大きな志はあるに違ひない其大きな事を一方で考へて居ながら道草をして居ると云ふ人がありはせぬか何うも有るだらうと思ふ其道草と云ふのは何だマア私は賤しい汚ない事は云はない或は酒を飲んで戯れると云ふやうな汚ない事は暫く止めにして云ふまいが夜を更かすとかガンプリングを遣るとかマサカそんな事を遣る人はあるまいが何か道草をして居るに違ひない其マア事項を擧げて申せば諸君は動ともすると宜い著物を著たがる是れは何の事だ宜い著物を著て如何すると云ふのだ此洋服は好かない羅紗は是れが宜いガラは斯云ふのが流行だなんと云ふのは可笑くて堪らぬ何と云ふことだ情ない話だ下レ程の事だ試に自分の思ふ通りに遣つて見るが宜い靴の立派なものを買ひ洋服も帽子も流行のものを買ふて著て見る何千圓掛るか漸く二百圓か三百圓遣ふと呆返る程の物が買へるソレを著て宜い心地がするか宜い心地のすると云ふ奴ならば一番志の小さい共に語るに足らないと云ふ本當にケチな動物だな(笑聲起る)恥しくはないかそんな事をして

——此塾に居る間と云ふものは只どうも根氣よく眞面目に書を読み理を講じてソレを間違はないやうにせつせと遣て行きさへすればソレで澤山、そうして置いて其行と志と兩立しないかと云へば志は滿腹の志を腹の中に只包んで置けば宜い今は修業中ソレで澤山ではないか其上に何の道草だ衣服を飾ると云ふに至ては沙汰の限りだ衣服が見苦しいかたと云ふて人から馬鹿にされると云ふことがあるか決して馬鹿にされるものでない意氣地がないから馬鹿にされるのだ馬鹿ならばどんな美しい著物を著ても矢張馬鹿にされる私は自分の身に覺がある若い時に大阪の緒方洪庵先生の塾に居た或時塾で以てキナ臭い臭がする「ソリヤ着物が焼けて居るぞ絹の臭だぞ僕は大丈夫だ君達は用心をしる」と怒鳴つて居たと云ふのは私は如何な事褌袴は勿論羽織でも著物でも帯でも羽織の紐でも絹のものは一切ない九州に居る時母に拵へて貰ふた手織木綿より外ないから自分の物が焼けるなら絹の臭が仕やう筈がない「油断はならんぞ手前達は能く覺悟をしる羽織でも焦してはいけないぞ」と斯云て居たが私が一寸でも人から侮られた事がない彼奴は酷い貧乏な奴だ手織木綿ばかり著て居ると云はれた例しがない言出しさうにもしないして見ると衣服を飾ると云ふのは何でもない

序ながら立入つた話をするやうであるがマア平均した所で此席に居る諸君は大抵田舎の人だらう田舎の先づ農家の人と見る此節米價高直なりと雖も田舎では金持はあるが至て金の少ないもので彼處の家は三十萬圓だ此處の家は百萬圓だと云ふても實際百萬圓の金を持つて居るものはない十萬圓は扱て置き一萬圓の金だつて持つて居るものはない只それだけの物があるばかりと云ふのが大抵地方實際の状況ソコで諸君が東京に来て塾に居て修業をする段々物價高直になつて初めは月に六七圓あれば何うやら斯うやら遣れたのが今日は爾うではない八九圓も要るやうになつたと云ふの

は近年物價は一直線に高くなつて此節は極々モデレートに加減をした所が何としても一月十五圓は掛ると思ふソレは間違ひなからう其十五圓と云ふ金を今日遣ふ人は六七年前七八圓の金を遣ふと同じ事になる少し豊にすると十八圓或は二十圓も要りはせぬかと思ふなか／＼容易な事ではない目下米價高價なりと雖も茲に二百圓と云ふ金を米に見ると先づ一石が十圓十石が百圓二百圓は二十石である二十石と云ふ米は四斗俵にした所で五十俵だ諸君は其五十俵の金を持て来て此東京で遣ふのだ田舎に居て御覽なさい五十俵の出入と云ふものは是れはなか／＼大きなものだ、どんな豪農でも「彼奴がどうも小作米を納めない途方もない奴だ三年小作米を持て来ない如何した奴だらうか」と小言を云ふであらう締めて幾らになるかと云ふと僅に三俵だなんと云ふことがあるソレでも或は諸君の郷里では出入を差止めるなんて捫著を起して居るかも知れない然るに諸君は年々五十俵と云ふ米を遣ふではないか能く／＼考へなければならぬ其金も眞面目に遣ふなら兎も月中には著物を拵へて光らせたり米一俵の代で以て靴一足買ったなんと云ふことは何と面目ない話ではないか内の人に對し「吾に父母の心を傷ましむるのみならず遂には父母の信用がなくなる私は毎度云ふことであるが人は皆歩く足を持て居る何でもありはしない然るに人力車に乗るなんて此位馬鹿な事はない此處から日本橋まで旦那で乗ると二十錢も取られるだらう日本橋から神田までも二十錢取るだらう其二十錢と云ふのは如何だと云ふと米二升の代だ田舎に居る積りで考へて見るが宜しい歩く足を持て居ながら今日乃公は神田まで行かなければならぬと云て二升の米を量出して渡して車に乗て行くと同じ事だこんな阿房な事をして居る者があるではないか經濟法と云ふ事を知らないのだ或は急用——急用なら駄けなさい此若者が車の駄ける位駄けられんなんてそんな弱武者では共に話が出来んではないかだから人力に乗らないが宜しい颯々と歩きなさい

是れは枝葉の話であるけれども志を大にして其志を大なる腹の中に入れて夫れから割出して行けば何としても此塾の課業を勉強せずには居られない人から勧められるも何も要りはしない自分で自分を刺激する法だから呉々も志を大きくしてさうして書生と云ふものは成たけ差出ケ間敷事をしないやうに従順にして能く長者の云ふことを守て自分の心に思ふて居ることを言はないやうに心掛けるが宜しい其志を大きくして其志から割出して勉強しやうと思へば塾で以て暴れるだの喧嘩するだのと云ふことが出来やうたつて出来ない塾に居て同窓相互に争ふと云ふのは誠に馬鹿な道草だ争ふたり喧嘩すると云ふのは勝ちたいからだらうが相手の者を打擲つた所が根つから面白くない夫れから又議論をする眞赤になつて議論をするも宜いがソレで勝たら何だどうもありやしない譽人もなければ笑人もありはしない勝たら何だ負たら何だ取るに足らない話だそれよりちゃんと自分の定めてある其課業を一心不亂に體を正しくして少しも脇目を振らぬやうに勉強すると同時に又其頭を思ふ様使はれるやうに體を作立てると云ふのが大事な事である若し立派な衣服などを著て光らせるやうな馬鹿者があつたらそつと知らして呉れ大に笑つて遣る（笑聲起る）

ソコで今日定めた規則は規則であるから明後日御覽なさい此塾は決して専制壓制でもなければ威張た塾でもない規則に就て説があれば颯々と云ひなさい是れでは生徒が難澁だと云ふ廉があるならば遠慮なく言ひなさい又道草がしたいと云へばソレも云ふが宜い根つから途方もない事を云ふとも何とも云はないソレで學校が氣に入らなければ颯々と出て行きなさい是非此塾に居て貰ひたいと云ふ望がないから決して遠慮は要らない前にも云ふ通り此塾には一切萬事祕密なし自由自在にして居ながら自分は自分の身を守つて行くやうにしたい今晚は是れまでのお話（拍手喝采）（明治三十一年三月「慶應義塾學報」第一號）

明治三十一年三月十二日三田演說會に於ける演說筆記

自尊自大と云ふことは固より悪いことはないこりや人情の自然で即ち愛國心の命ずる所であるから或は小供杯には殊更らに之を勸めるも宜しい又勸めなければならぬであらう譬へば英吉利で學校の小供に地理を教へる所で英吉利の彼の嶋を露西亞や亞米利加の領分に比すれば如何にも小さくて何だが風が悪いと云ふ所からして別段に地圖を拵へて殊更らに自分の國を大きく書いて小供に教へて居ると云ふことがありましたその位なもので随分自尊自大と云ふことは甚だ宜しい事であるから遣るが宜しい

甚だ宜しいけれども扱此人情は世界普通で何處の國民でも自尊自大と云ふことを思はないものはない何處の國へ行つたところが乃公の國は尊い乃公の國は大きなものだと思つて居るに違ひないその通りに思つてるとすれば自分獨りで自國ばかりが尊い自國ばかりが大きなものとして威張つて居ることは何としても是れは事實に於て行はれない事である是に於てか平等の大義即ち彼我相對すれば全く同等であると云ふ大義が生じて來るその平等の大義と云ふものは國實際の根本である喻へば商賣と同じ事での商賣人だつて何でも自分の利益になるやうになるやうにと心掛けるが商賣人の常であるけれども自分獨りそう思ふのではない隣りの人も亦其通り思ふて居る何でも自分が一番大利益を占めやうと思はない者はない之を國にして云へば茲に甲の國乙の國と云ふものがある兩國相對する時には此方の國民は自國の利益ばかりを大切に思つて如何がなして自分の國の自益になるやうにとばかり考へて居るけれども是れが此方ばかりそう思つて居れば宜しいが隣國の人も其通りに思ひ隣りの親爺も亦その通りに思つて居るソコで仕方がないか

ら商賣をし貿易をしながら彼方にも便利になるやうに此方にも共に便利になるやうにと思ふところからして自から自利利他と云ふことが起つて來るサアそれと同じ事で國に於ても自尊も宜しい自大も宜しい自尊自大甚だ宜しいけれども如何してもソリヤ出來られない話で自尊尊他と斯う云はなくてはならぬと云ふことになつて自分の國が尊いものと云へば隣りの國も尊いものと斯うしなければならぬではないか分り切つた話

然るに今日の日本の世間に流行する所の趣意は自大自尊と同時に他を卑めるやうに見える風のあるのは如何だ是れは行はれない話ではないか隣りの國が卑いから自分が尊いものだと斯う云へば之を商賣にして見れば隣りの者は馬鹿だから自分の家のみを繁昌させやうと斯う云ふ理屈になる隣りの親爺が果して馬鹿で利を知らないものならばソリヤ甚だ都合が宜からうけれども隣りの親爺も馬鹿でないちやんと利益を知て居る利益を知つて居るのに自分の家はかり利しやうと云ふことは出來られないではないかそうすれば自尊も宜しい自大も宜しい宜しいけれども隣りの人が卑しいからと云ふて乃公が尊いと云ふことは何としても是れは云はれない話であるこの位明かな話はないその理窟が分らないと云ふのは如何云ふ譯だと云ふに是れが昔から日本に行はれる古學主義と云ふものから自然に斯う云ふ具合に教へ込まれて斯様な世間見ず空威張りと言ふことになつたのであらうと思はれるけれども私は決して其古學主義を絶對的に悪いと云ふのではない先づ日本國に行はれる道德論は神儒佛の三道として其神儒佛の主義は決して悪いものではない昔に神儒佛のみならず耶蘇教も回々教も老子も莊子も其外凡ての徳教——宗教と云ふものは皆こりや宜しいと云はなくてはならぬ其旨意と云ふものは善を勸め惡を誡めると云ふのである是れが何で悪いことがあるか結構な道德論で尊ばなければならぬのであるから此日本を今日の如き文明に進めたと云ふのも其源に溯り遠い所を詮索して道德

の點より云へば神儒佛のお蔭と云はなければならぬ少しも憚るところでない口を放つて神儒佛の徳教を難有く思はなければならぬ難有く思ふけれども扱國を開て今の西洋文明流の交際をしやうと云ふのは何分にも昔の神儒佛では間に合はぬ就中その間に合はぬと云ふのは自尊自大他に頓著しないと云ふのは誠にどうも困つた話であると云ふのは近く例を見れば仁義忠孝の本来本元と云ふ支那の有様を見たらば如何だその國民の奉ずるところ信ずるところは仁義忠孝の教であつて朝に夕に一寸した話でも一寸した文章でも仁義忠孝の外に出たものはないと云ふ位の仁義忠孝國でありながら其實際を見ると凡そ不仁不義不忠不孝の國民の多いと云ふものは此支那の右に出づるものはないと云はなくてはならぬして見ると其古學の旨意は如何にも美なものであるのだが茲に氣の毒な事には腐敗し易いと云ふ性質がある既に腐敗して仕舞へば從て其毒と云ふものが生じて來る俗に腐つても鯛と云ふことがあるけれども魚類の腐つたものよりか新しい野菜の方が餘つ程宜しい今の古學流に就て私なぞの不平を唱ふると云ふのは其古學の大旨意ではなく其腐敗し易いと云ふ其働きを云ふのである働きがどうも好かない如何にも恐ろしい事である此處が私なぞの最も不平を唱ふる所でそうして其自尊自大と云ふものが今日の事實の上に如何やうなる働きをなして居るかサアその古學流の腐敗した其毒氣がどれ程の毒をなして居るかとかう云ふと自尊自大即ち他を卑めて自から得々として居ると云ふことは則ち自國を辱かしめ自身を侮ると云ふことになるが如何だ

抑も外國と相對して自分の本國の榮辱を感ずると云ふことは日本の國に居るよりも外に出て居る其人達の身には一入強く感ずるものであるソコで誠に古い話であるけれども茲に一つ御話しなければならぬ事があると云ふのは今を去ること三十六年前即ち千八百六十二年私は日本の使節に隨從して歐羅巴各國を巡回し其順路を云へば地中海から

馬塞耳に上陸して佛蘭西に行き夫れから和蘭、白耳義、普魯西各國を歴訪して其歳の八月に露西亞の京城セントペートルス、ボルグ府に行て同月の十六日と云ふ日に日本に大事變があつたと云ふ報告に接したそりやまあ何處から來た電信(その時には直接に日本より歐羅巴に通ずる電信はなかつた)が廻はり／＼りて露京に達したものと見えて事變の詳かなることは分からない或は日本に在る外國の公使館を日本人が攻撃したとも云ひ又或は日本の侍が外國人を斬つたとも云ふが頓と詳かなることが分からなかつた夫れから露京を去て歸朝の途すがら佛蘭西に戻て來た所が佛蘭西ではもう日本の事變の報告が詳かに分つて居りましたと云ふのは薩摩の侍が日本の生麥と云ふ處で英人のリチャードソンと云ふ人を斬つたと云ふことが詳かに分つて居まして其れと同時に往路巴理に滞在した時とは打て變て使節一行の待遇と云ふものが俄に悪くなつて仕舞つたそれは／＼何とも云はれない話でその次第は其時に私が認めて置いた此西航記の中にも一寸書てある(こゝで先生は三十餘年前に認めたる古めかしき一冊の手帳を取出して讀上げられた)

十三日朝第八時ロシフアールトに著ロシフアールトは巴里より佛里九十里にある佛蘭西の海軍港なり蒸氣車より下り船に乗るまでの道十餘丁此間盛んに護衛の兵卒千餘人を列し敬禮を表するに似て實は威を示せしなり日本人は昨夜蒸氣車に乗り車中安眠するを得ず大に疲れたるに此處に著して暫時も休息せしめず蒸氣車より下り直ちに又船に乗らしむ且つ船に乗るまで十餘丁の道日本人の一行には馬車をも與へず徒歩にて船まで歩みたり

斯う云ふ事があるが過去三十六年の昔の事であるけれども決して忘れない其時の苦みと云ふものは——何も其休息して茶を呑みたかつたと云ふでもない物が喰ひたかつた譯でもないけれども之を一ト口に云へば思ふさま辱かしめ

られたのでその辱かしめられたと云ふのは昔に我々共使節の一行が辱かしめられたのみではない是れが銘々共が日本國中を旅行してどんな目に遇つたつてそりやソレ切の話で何でもありやしないありやしないけれども外國に行つて假初にも日本を代表して居る使節が無上の侮辱を蒙むると斯う云ふのは即ち日本國が無上の侮辱を蒙つたのである何とも申しやうがない實に其時の心持と云ふものは云ふに云はれぬ情ない事であつたマア薩摩の侍と云ふものはどんな奴だか知らないが何でこんな事をして呉れたらうか空威張りに威張つて外國人を斬つて斬つた後の始末を如何すると云ふ前後の勘辨もなく只一時腹が立つたから其腹癒せに人を斬つたと云ふに過ぎぬ話で外國人を斬れば外國人が怒るであらう怒つたらば日本に兵を向けるだらう向ければ戦争になるだらう戦争になつた所で果して戦つて斯ふと云ふ勝算があるか如何か勝算があるならばそりやこんな事を遣つても宜からうけれども氣の毒ながら其時の日本に勝算なしと云ふことは明々白々然るに一時の空威張りで此國を辱かしめたと云ふのは末代の日本の損であると云ふことは其時日本に居る人はそれほど思はなかつたらうけれども私などの一行三十五六人と云ふものは一人として其憂を催さなかつたものはないそれは三十六年の昔の事であつたが扱又時勢が移り變つて昨今世の中に排外主義が流行して居る今日日本から外國に行つて居る人は随分多いだらう多い其人達は本國に排外主義の流行する噂を聞いて如何に感ずるだらうかそりやまさか私共が三十六年前に感じたやうな事はなからう昔は直ちに外國人を斬つたり鐵砲を打掛けたりするやうな事を遣つたから従て外國人の憤りも強かつたが今日はマサカそう云ふことはないが併し何處となく苦々しいと云ふ感じは必ずあるだらうマア日清戦争で以て日本人の肩身が廣くなつたと云つて大に得意になつて居たのに又今度は逆さまに排外主義の流行の爲に折角日清戦争で擡げた肩身が狭くなりはいかないかと甚だ私は氣の毒に思ふ

今も云ふ通り近來日本人が排外主義とか何とか云て動もすれば毛唐人とか赤髯とか云ふ噂を度々私などは聞くことであるが其排外主義も宜しい自尊心大も宜しいとした所で果してそれが行はれる事か行はれない事か少しは勘考して貰ひたい自尊自大自分の國ばかり尊大で他國を目下に見下すと云ふことが事實に行はれるか行はれないか如何したつて行はれないからうではないか商賣の主義と同じ事で——商賣に自利他と云へば交際上には自尊尊他と云はなければならぬ此方で毛唐人だの赤髯だのと斯う云ふ卑しい言葉を使へば彼方も亦日本人に報ゆるに何とか種々様々な悪口雜言を言ふであらう只交際が卑しくなる丈けに止まるではないかいよ——自分の國が尊いものと思ふならば一切そりや云ふ考を外に表はすと云ふやうな淺ましい舉動は止めにして深く心に藏めて置かなければならぬ藏めてそうして深く考へなければならぬ

扱てその深く考へると云ふ一番仕舞は今の國交際に於て訴ふる所は腕力の外はないのだが直ちに腕力沙汰に及ぶと云ふ其前にマダ國交際の法と云ふものがある是れは外交官の與かる所で虚々實々様々な方略があるであらうがその方略をして自由自在に行はせるやうにすると云ふのがこりや人民の役目ではないかそれを輕々しく見る物が癩に觸る聞く事が氣に入らないと云て恰も外國人を一種外道のやうに認めて空威張りをしやうと云ふのは是れは只自から侮辱を買ふに過ぎぬ

ソコで此慶應義塾と云へば昔に書を読み理を講ずるばかりでない國家の利害と云ふことも自分銘々の腹の底には考へなければならぬ譯であるから苟も自尊自大と云ふそんな馬鹿げた考を持つて居る者はない筈であらうとは思ふけれども又若い人でどんな踏み外しがあるか知れない甚だ氣遣はしい事である呉々も能く考へて輕舉暴行のないやうにし

たいものだ此塾生が一人でもそんな輕躁な外道だの赤髯だのと云ふ言を發して何か事の端になつたと云ふことがあれば其當人の恥辱は勿論の事この塾を汚すと云ふものだから假初にもないやうにデ自尊自大は勿論私の甚だ好む所であるから大いに遣れ眞實世界に對して唯我獨尊の地位に至りたいと銘々斯う思つて今勉強して居るところではないからレを輕々しく益なき事を言行にあらはすと云ふのは之を喻へば商人が金儲けの事を想像するばかりで其金をマダ握らぬ中に一寸奢りの眞似まねをしようと云ふそんな奴に儲出すことが出来るものは是れと同じ事である慶應義塾には自から大なる算がある算があれば從てサア今日と云ふ日があらう其今日と云ふ日を造り出すのが眞實の目的であるから間違ひのないやうにして貰ひたい（拍手起る）（明治三十一年四月「慶應義塾學報」第二號）

バクテリアの說

三田演說會に於ける演說筆記

近年病學に於てバクテリアの說が盛に流行して色々の病の原因は人身體中に發育するバクテリアに在ると云ふことが次第に分るやうになつて來たと申します實に恐る可き事であるが私は醫師でないから此種の病論は専門家に任せて置いて私は更らに廣く人間世界を眺めて一種のバクテリアを發明して其害毒を憂ひて居ます此バクテリアは殆んど無形で顯微鏡にも掛らず動もすれば人の視察を通がる、場合が多いが其人に及ぼす毒の性質に至ては中々以て唯のバクテリアの類でない人の身體を壞り人の家風を紊り社會全面の體裁を下品にする等毒氣の波及する所は廣くして之に感染する人の數も極て多數であるから病學的有形のバクテリアよりも禍の大なるものと云はねばならぬ今其發育の原因を

を尋れば人間の飽食暖衣素行修らずして教育なき邊に生ずるものと診斷して間違ひはなからう試みに彼の富豪貴顯と稱する人々の生活法を見るに一家内の萬事萬物都てバクテリアでないものはない生計に不自由がなければ先づ美食に飽く食物の美なるは固より妨げなきのみか願はしきことなれども唯之を口腹に入れる許りで其入れた物を消化して新陳交代せしむる法がなければ美食よりも寧ろ粗食の方が宜しい家に料理番を置いて西洋料理を喰て朝寢坊をして日曜の休日にヤット庭に出で掃除をするか近處をブラ／＼散歩する位の運動では喰つた物と差引して勘定が立つまい衣服も其通りで寒暑適宜にしなければ自から夫れ丈けの損なれども唯身體が大事だと許り云ふて所謂荒い風にも當らぬやうにして軟かなものを澤山著て居れば身體の方が次第／＼に之に慣れて習慣になつて一寸羽織を一枚脱いでも風を引くやうになる少年貴公子がラッコの帽子を冠つたり毛織の襟巻をしたりして動ともすると咽喉カタル胃痛頭痛なんかんて容體を云ふ奴が多いが是れが所謂飽食暖衣と名づくるバクテリアから來た腐敗病である

是等はマダ／＼小さい事として我慢して恕して遣るも一步を進むれば富貴の家では一擲千金を眞實字義の通りにして客をして一晚に千圓くらゐ費すのは珍らしくない一寸親類朋友の客にも大層な御馳走をして人間の腹に這入らぬ程の物を並べ立て、本當に食はせる氣か唯見せる氣か食へない物を客に脊負しよひせて歸して明日腐つた物を食へと云ふ氣か知れない取持は例の藝者で大工左官十日の雇賃を出して一名の醜業婦を呼んで來て不作法千萬の客に對して無禮を働かせて御馳走の積りで居るのが可笑しい人を招待した主人が可笑しい許りでない招待された客がデレリとして之を悦んで居るのは尙可笑しいソレカラ主人の生活法のエラサ加減を云へば主人の入用にも自分で驚くほどな大きな普請をして海濱には別荘が出來て山には遊獵場がある近來は生意氣に美術などと書畫骨董をひねくり廻はして既には馬が

飼てあり門内には犬が飼てあり室内には妾が飼てある外には待合茶屋の内儀さんもあればゴク祕密の藝者があり意氣揚々として交際社會に翻々ベラ／＼曾て教育の事は何處へやら置き忘れて仕舞つたか但しは初から教育のないガリガリ亡者の進化したのか俄に高尚がつて十年前か二三十年前か己が苦しめられた貧乏の其ビの字も知らぬ様な風をして居る鹽梅式が側から見ても氣の毒だ私は此奴等が緞子の蒲團の上に座つて居る處を評して蒔繪の臺に唐茄子を置いたるが如しと云ひ度くなる主人が唐茄子客が唐茄子主客ゴロ／＼二十も三十も轉がつて居るのは可笑しいぢやないかバクテリヤの發生に疑があるまい是れ程にまで私が悪口雜言したが之に對して辨解の言葉が有るか無いかあるなら言て見ろ口の悪い男はチャント茲に居る老却しても口も筆もマダ達者である死ぬまで相手になる積りだ

此通り亭主が無茶苦茶になれば自然に内儀さんも無茶苦茶になるのみか氣の暴い内儀さんは却て亭主から無茶を勧められて之に乗つて浮か／＼して居る間に亭主の無茶の餘地を作ると云ふ方寸の計略がある夫婦が共に無茶苦茶になれば子供は固より我儘になり聞いた風にならぬ所が父母共に之を叱る事が出来ない何故なれば其子が生意氣に聞いた風だから若しも叱られたとき口返答して——デモおとツさんは云々おツかさんもアノ夫れ何の事は……何ではないかソナに私ばかり叱られないでも宜さうなものだなんて飛んでもない禁句を口走るかも知れん中々怖いし見れば此家は唯その錢で買った家庭園什器の類が光る許りで裏面は既に腐敗を起して救ふ道がない其趣は肺結核の病人と同様病に罹ると顔色が白くなつて病勢が進めば進むほど段々奇麗になつて透通るやうに見えるが憐む可し内部は漸く崩壊して救ふに術なし今の富貴の人々達は辛苦富貴を求め得て家を成すと同時に其家を肺結核にして終りを告げると云ふ誠に御苦勞な事です

右は天下富貴の人の棚卸で此邊等には先づ關係はなけれども滿堂の諸君の身にも随分バクテリヤは付き易い内塾で夜更し馬鹿話し下宿屋で酒を飲んで一寸と奢るが始まりでは是れから夏になると氷屋に銘酒屋楊弓屋に面のはげたチャボクスも居れば横町の料理茶屋に愛嬌の宜い内儀も居る相撲の話は通り過ぎて芝居の議論から實地見物となり尙甚だしきは私は態と言はぬがヒョットしたらマダ甚だしい事はないか年は二十前後正に是れバクテリヤ發育の時代で誠に氣遣はしい扱て此バクテリヤの試験法は私の新發明で必ずしも顯微鏡を要せず唯諸君の月費の多寡を見て診斷することが出来る近來諸色高直むかしは七圓五十錢か八圓もあれば澤山であつたが此節はそうでなからう極節約したところで十二三圓、こりやマア必死の儉約十五六圓と云ふものが適當であらうと私は思ふそれで足りないと云つたらばそれは間違な話だソコデ十五六圓が相應であるとして其上五圓或は八圓或は十圓多く使つた者があると爲れば其多く使つた五圓八圓十圓と云ふものは皆バクテリヤになるので其使ひ高を見るとちやんと分るこんな正しい診斷法と云ふ者はなからう『イヤそうでない私が十五六圓よりか五圓多く使つたのは決してバクテリヤになつて居ません』と云へるなら云つて見ろソレは云はれなからう是れが私の發明した診斷法(笑聲湧く)誠にたわいもない造作もない話私は父兄の許へ聞きに遣らうと思ふ『全體お前さんの處では幾ら遣りなすつたか十五六圓遣つたか如何か——何だか大層此節は別段の入費が要ると云ふので毎月二十圓づゝ送つて居る』と云へば其五圓と云ふものはバクテリヤを買つて居る(笑聲湧く)其バクテリヤと云ふものはちやんと身に付いて仕舞つて故郷への御土産には卒業證書を持って歸らずにバクテリヤを持って歸ると云ふことを私は告げて遣らうと思ふ能く考へて御覽なさいこりや人間世界に免れない事だが是れは診斷を爲たからと云つても容易に止めることの出来るものでない自分の生んだ子ですら銘々自由になるもので

ない況んや他人の子だ一人／＼之を捕へて腕力で手術は迎も手が及ばないからマア自分で手療治を爲るより外仕方がなからう其手療治とて何も六かしい事はない之に就ての血精療法が分らないとあらば只何でも無駄な事に使はぬやうに心掛くるが第一ツイ二十圓要つたと云ふことがあるだらう月末になつてチヤンと考へて見ると今まで使つたのは是れ／＼成程此間縁日へ行て斯々云ふ物を買つた彼の時斯う云ふ物を買つた圖らず大酒して頭痛がした不意と心付くと菓子喰過ぎで酸敗したと心附くに相違ない即ち十五圓以上使つた其金は何かバクテリアになつて居りはせぬかと能く／＼考へて見ると屹度なつて居るに違ひない何も五圓十圓の吝嗇しんさつを爲ると云ふのではない其五圓十圓を失ふよりかソレが爲めに發生したバクテリアと云ふものは實に恐ろしい生涯身に付いて廻るから呉々も御用心なさるやうに致したい(明治三十一年六月「慶應義塾學報」第四號)

### 地方の富豪

三田演說會に於ける演說

今晚私が言はうと思ひますのは先づ田舎の大盡が氣に喰はないと斯う云ふ話を致す田舎の地方と云ふものは今次第次第に繁昌する米の値は高し租税は輕し段々繁昌する段々繁昌すれば其地方の金持——富豪と云ふ人達も昔の生活法を改めて段々に高尚にして次第／＼に都人士の風を學ぶ者が多い段々に斯うニヤケて來て田舎者でなく東京風になつて來ると斯う云ふ風である一寸見たところが是れが甚だ盛んなやうにある盛んなやうにあるけれども私の眼から見れば根ツから感服しない都人士の眞似を爲たと云ふことに就ては——尙其甚だしきに至ると云ふと富豪は段々に次第次

第に金持になる是れはなる筈で昔時小作米を一石取て居たと云ふ其一石の價は今日は四五年前の二石の代になるだらうさうすれば何うしたつて金持が段々に富まなければならぬ富んで而して斯う云ふことがある却て無事無聊どうも仕方がないと云ふことがある小人閑居すれば不善を爲すと云ふが何も小人ばかりに限らぬ立派な大盡でも悪い事をする用がないと——其事は田舎の人は斯うだ何ンにも用がない用がないと云ふので宜しくない事があると云ふことを傳へ聞くばかりでなくして田舎の人は度々私の處に來る現在——現在來てそうして先づ家の有様を云ふとどう云ふ鹽梅ぢや家の事は凡て番頭共に任かしてあつて心配の筋はないデ主人は至極閑散で何も用がない爲る仕事がない小作を取るからと云つて年に一度取りさへすれば宜しい出來秋に取つてそれを土藏に收め込んで仕舞へば何も用がない來年も亦其通りでソレをも番頭に任かしてある番頭に任かしてあるから自分の身は殆んど何にも用がなくしてそれに困ると斯う云ふことを言ふが實に是れは驚いた話で用がなく困ると云ふことは羨ましいと云ひたいが呆れ返つて仕舞ふ

マア第一今の地方の富豪と云はるゝ人は一切段々に都人士の風になつて來たと夫れから其次には用がなく困ると云ふ何方どちも氣に喰はないと云ふのは第一今の地方の富豪が生活法を高尚にすると云ふ其高尚と云ふのは高いと云ふ字であるが其高いと云ふのは生活のどこらの邊が高くなつたかそれを篤と承りたい都人士の風を學ぶと斯う云ふ其風と云ふのはどんな風を指して都風と云ふのかそれを御尋ね申したい

ソコで此飽食暖衣と云ふことはこりや生活法の末の事で決して是れが目的でなく飽くまでも食ひ暖かに著ると云ふのは生活法の末で之を名けて高尚とは云はれぬ又旨い物を澤山喰つた許で是れが生活の高尚なものとは云はれない只無暗に都會の浮氣な衣食住の風を田舎者が學んでそれを高尚なんぞと云つて居ると云ふのは實に何うも驚いた話『大



層えらい彼處の内儀さんは斯うだ彼處の旦那も斯うだ頓と江戸ッ兒見たやうだ」と云はれた所がそれが高尚と云はれるか云はれないかどうかどうしても私はそれは高尚とは云はれない其學んだ都會の風が高尚でない所の話ではない私の身になつて見ると今の都會の風こそ既に呆れ返つて居る何の高尚どころではない酷く見下げ果てたる都會の風である何うかして此都會の奴のあんなに巫山戯て居るのを直して遣りたいと思つて居るそれを田舎大盡が花の都の風だなんて何の事だ文明の自由のと云ふ字に教へられて其自由の二字を妙なところに持込んで亂暴狼藉勝手次第とは何事だ全體自由と云ふ字の爲に氣の毒だ

それで米は當時一石七八圓もするだらう一石十圓の米を賣つて金の収入は以前に倍する金の収入が以前の倍になれば衣食も亦一倍の美を加へ田舎の宴會などに其美を光らかしてさうして古來から其地に見たこともなければ聞いたこともないと云ふ藝者を呼んで来てそれで都會流のお酌に三味線などはドウだ（笑聲湧く）實に田舎者の爲ることは可笑くて堪らない實に抱腹絶倒だ

宴會に藝妓がなければ宴を成さずと云ふのみならず元來此日本の國には妾を飼うなんと云ふ其習慣は昔時大名旗本の奥向き或は都會の大富豪マア昔の江戸で申せば兩替衆とか藏前の札差とか云ふやうな金持それにはあつたあつたけれども田舎の士族は無論ない百姓町人の家にも殆んど絶無と云つても宜しい程清潔であつて私などは外國人に對して言譯けして居た位「イヤ日本の風俗が悪い何處に行つて見ても妾はザラださん」な有様だ」と斯う云ふことを言ふけれどもそれはいけないお前さん達は日本に來て日本の悪いところ許りを見て居るからだ一番先きに來たのは長崎、長崎はさん／＼な處それから横濱に來た横濱もいけない東京を見た稀に大阪を見たと斯う云ふ風に日本國中の一番悪

い所の有様を見てそれで斯うと評するのはドウだ又梅毒などの事に付てはヘボンなどにも度々申したことがある『どうも日本人は梅毒が多くていけない何奴も這奴も梅毒患者——それはいけないお前達の見た處住つた處が梅毒の一番多い處なんだ日本の田舎に行つて見なさい梅毒患者は殆んど癩病患者と同じ位に見られて居てそれは清潔なものだ其田舎の風を見せたいものだ單に一部分の汚ない處を見た丈で日本を評されては甚だ迷惑する』と毎度云つたが其辯護の言葉が今では役に立たない却て田舎の奴が梅毒の名人になつて來たと云ふやうな譯けで始末が付かない（笑聲湧く）其惡風流行の早いことと云ふものは恐ろしい凡そ十四五年前までは私は頻にそう云ふことを云つて辯護して居ましたがなか／＼都會の風の流行と云ふものは酷く早い丁度虎列拉や赤痢、腸窒扶斯の流行するやうなものだ留めどころがない其蔓延猖獗の勢は殆んど制限の道がない其道のないと云ふ一體の有様は茲に別段に云はなくても諸君御承知の事だらう斯う何うも此都會の風が一番悪い所を眞似てそうして「イヤ田舎も追々に文明に進みました大に盛んになりました」と斯う云つて居るのは何の謔言であるか如何にもどうも私は解す可らざることであると思ふ是れが抑も高尚に進んだと云ふのか何の事はない江戸で流行する赤痢、腸窒扶斯、虎列拉を煩ひ付て乃公も江戸ッ兒だと云ふと同じ事だ江戸に虎列拉が流行つて居るから乃公も煩はなければ江戸ッ兒らしくない乃公も赤痢を一番遣らなければ男の顔が立たない……（笑聲起る）高尚と云へば高尚進歩と云へば進歩丁度體温が四十度以上に昇つたのを高尚と云ふのと同じ事ではないか（笑聲起る）借金——借金の利息が段々進歩して來れば到頭仕舞には身代限りをしなければならぬと云ふのが駭々乎たる進歩か何うしたつて此風が今の通りに田舎に行はれて居たらばもう末期は餘り遠くないと思ふそう云ふ途方もない事をして居て之に加ふるに選舉競争なんと云ふことを遣つて見るが宜いそう云ふ餘症が表はれ

ると譯けはない田舎大盡の潰れるのは——こんな事は諸君に直接に關係ないお話であるがドウゾ暑中休暇に家へ歸つたら私が斯う云つて居つたと遠慮會釋なく親類でも親でも構はない能く云つて下さい今の様な都會の風を學んでそれに加ふるに選舉競争なんて馬鹿道樂を遣ればちゃんと家が潰れると私がそう云つて居たと念を推して云つて下さい現在私が斯う云つた通りになつた人は幾人もある『どうもお前さんは潰れるだらう何うしたつて潰れなくては居られな』と云つたら其通り立派に潰れた人がある間違なく潰れた正直な奴だ其後潰れましたと云つて私の處へ来た人がある(笑聲湧く)塾に居たものだ『お前さん宜しくないから止しなさいそんな事をすると身代を潰す凡そ選舉競争などと云ふ事は先づ四五十萬以上の身代ならば遣るが宜しい三萬五萬使つても無くなりませぬ又千圓や二千圓の身代なら最初から出來ないから是れも宜しいが潰れると云ふのは三四萬是が誠に潰れ易いすつかり使ひ盡してお出拂ひとなつた所で首尾好く行つて八百圓貰ふだけそれも負ければ其八百圓も取れずに三四萬の身代をなくして仕舞ふも身代が潰れるに極つてるからそれは止しなさい』とマダ國會の開けない前だが口の酸つぱくなる程『決して關係するなお前の身代は大事な身代だ潰れるから止しなさい』ところが何うも持つて生れた性質だから止められないとう／＼始めは役人になつて見たり縣會の議員になるなんと云ふことをやつたお仕舞にスツかり潰れたそう云ふやうな譯けで何うも此都會の風を眞似れば必ず潰れるに違ひない

夫れから又第二に申すと地方の富豪が無事に苦しむと云ふことは是れは何うも分らない話で何と之を云つて宜しいか言ひやうがない無事に苦む果して地方の事情が新たに求むべき所のものがないかソレを考へて見る地方に居て果して何にも仕事がないか宜しいそれがなかつた所で地方全體の事情に於て新たに求むべき事があるかないか之を承は

らうとした所で必ずしも人を求めて之を聞くがものがない其無事に苦むと云ふ人の話を聞くと『地方の人民はどうも動もすると法律を玩んで徳義の事を頓と云はない誠に困つた』『どうも猜疑心が深くて團結力がなくて一寸した事でも下らん事を争つて居る夫れから又品行が高尙でなくつて動もすると酒を飲で喧嘩をする如何にも教育がなくなつて困る』と斯う其人がちゃんと云つて居る其口で一方に於ては私は何も用がないと云ふこんな可笑い事はない自分が憂へて愚痴をこぼして居る其外にマダいくらかもある愚痴をこぼして居る其愚痴は地方に改進黨の必要を自白して居るではないか其改進黨こそ地方富豪の仕事ではないか富豪が骨を折つてやらなければならぬ事だ然るに一方に仕事グヂヤ／＼あると云ひながら私は樂で困るマア東京に遊びに来たと是れ位分らない奴と云ふものはない何と云ふのの前後撞著の甚だしい事を云つて居る

ソコでいよ／＼地方の人が法律などを玩んで如何にも徳義がないと斯う云つたならば其地方の富豪が先だつてどうすれば宜いか寺でも造るとか坊主を取持つとか日本の坊主でなくとも宜しい耶蘇宗でも何でも宜い宗教を大に奨励するなりソウでもして人心を和げるやうにする仕事をすれば宜い團結力がなかつた云ふのは目前の利益を見て永遠の考へがないからドウセ六つかしい原書など講釋をしても分らない客人だからそんな奴を集めて手近い新聞でも讀んで聞かせて懇々と教へて遣らなければならぬ自分で教へることが出來ないなら人を雇へば宜しい雇はれる人は幾人もある田舎地方の人は品行が宜しくなくて酒を飲んだり博奕をしたり喧嘩をして困ると云つたら自分自分で以て先づ議論を罷めるが宜しい酒も飲まず喧嘩もせず自分の品行を高尙にして自分の氣品を高くして其事實の例を見せれば宜しい乃公は錢があるから飲むイヤ此看では飲めないとかお酌の女がなくて興がないとか贅澤を極めて我儘をして居て

そうして他人の品行が宜くないの何のと何を云ふのか丸で寢言ほどの値もないことだ澤山ある其用を打遣つて置いて誠に私は樂だと云つて居るのが氣に喰はない

それに付て私は富豪の仕事と云ふのはマア種々様々あると思ふ昨年も或人に語つた事であるが地方の彼の多額納税者が是非議員にならなければならぬと云つて十五人の者が互に出合へば宜いのに喧嘩をして居るだから私は「お前達は喧嘩などをしなさんな貴族院議員で候と斯う云ふ標札を掲げた所が何ンになるソレもやつて見たければやるが宜しいが何ぜ喧嘩をするかたつた十五人の間で喧嘩をすると云ふのは情けない」そこで先づ私の考へでは貴族院議員こんなものはドウでも宜いマア頭の禿げた奴を出して生前の香典にするとか何とかして置けば宜いドウセ今の文明政治に説を吐て役に立ちそうな人物はないマアそう云ふものを出して置てソレはソレとして茲に望むことがある地方に十五人と云ふ人が出来た出来た所で以て外の事に付てやらうではないか此一縣下の中に十五人の目ぼしい者が出来たと云へば自から此人達が此中心になる貴族院議員の互選それが丁度宜いキツカケだ——それを好機會として十五人が團結して事を求めれば地方には幾らもある其團結の力で事を進めて行つたらば宜からうそれは地方の富豪の役目ではないかそんな事に付ては一寸も考へないドウしたつて氣の毒ながら失禮ながら田舎者は馬鹿だと云ふより外に云ひやうがないだからこんな事は一度や二度云つた所が迎も追附く話でないけれども何かの話の序にソロ／＼そう云ふことを人に吹込んでドウでもして地方全體の氣風を高めた内地雜居が行はれば一番先きに立つものは何か先づ損得と云ふことは商賣をしてから後に分ること強いが弱いかと云ふことも戈を交へてから後でなければ分らぬが何は扱置き内外人始めて相見た所では是れは下等人種ではないかと疑はれるのは残念だと云ふのは畢竟氣品が低いからだドウか地方の

氣品を高くすると云ふ方に著眼して厭な都會の風を眞似ると云ふ大間違ひをしないやうにお歸りになつたら其事を話して下さい又地方の人のすること斯うしたら宜からうア、したら宜からうと云ふことは又此次にお話しませう（明治三十一年七月「慶應義塾學報」第五號）

### 法律と時勢

明治三十一年九月二十四日三田演說會に於ける演說

借本日演說しようと思ふことは法律の話だが皆法律を研究するやうにしたいと云ふので何も法律に限つてやれと云ふ譯ではないが法律を學ぶのは今日の得策ではないかと思ふから其法律のことを御話するが此塾にも法律科もあり文學科もあるドレも必要のものであるが聞く所に依れば法律を學ぶ方が少ないと云ふことである私は大變多からうと思つて居たのに少ないと云ふは何の譯であらうか私の法律を學べと云ふのは直ぐに法官になれ檢事になれ辯護士になれと云ふ斯う云ふばかりの積りじやないので決してソレばかりの趣意で法律は學ぶべきものでない昔封建の時代專制の世の中には君主と云ふものがあつて即ち君主と云ふものがあつて此長上の人一人の手心で以て民を治めると云ふ譯で長上一個人の手心を以て民を治めたものだから特に法律と云ふものはありはしない何も書物がある譯でもない或はソレに似よりのものが求めたらあるかも知れないが即ち御大法百ヶ條とか又北條の時の式目十七ヶ條とか云ふやうな法律に似よりのものもあつた併し假令そう云ふものがあつても是は官邊の祕書だ御大法百ヶ條と云ふて書物屋を尋ねて買はうと思つてもありはしない唯何かの手蔓で民間にあることはあるけれども兎に角皆寫本で官邊の祕書として人民

は知らない筈のものである又假令其時に御大法百ヶ條を知て居つてもソレを楯にして裁判所に出て争ふことは出来な  
い此裁判は間違つて居る御大法百ヶ條にかう云ふことがあると言ふてもソレは決して取上げはしない迎も役人と争ふ  
ことは出来ないソレだから到底學んでも役には立たない法律を學ぶと云ふやうなことは存じも寄らぬ話であるから法  
律を學ぶと云ふ者もなければ總てに法律の思想と云ふものがない是れは決して昔の話ではない私共が若い時でも法律  
學と云ふのは是れはオカシイじやないか法律の學問とは何を言ふのかしら法律を學ぶと云ふのは一體どう云ふ譯であ  
らうか法律は役人の知て居るべきもので民間の者が之を學ぶと云ふのはオカシイと思つて居た(笑聲起る)ソコで法  
律の思想がないから人間の萬事が運を天に任すことになる生殺與奪の權は君主に委したものであるから物を貰へば有  
難い之を取られれば不幸此の首も幸に繋いであるので此れは君主の御蔭であると云ふ漢たる話であつた所が日本も四  
十年前までは其通りであつたけれども王政維新と云ふことになつて政體が變つて今日は最早法律の世の中となつた法  
律の世の中となつたので御大法百ヶ條は御廢めになつて新律綱領と云ふものが出来始め又變つた〜と段々變つて來  
て當今では商法だの民法だのと云ふものが出来て誠に細かいもので千何百條と云ふ大變なものが出来て仕舞つたソコ  
で斯う云ふやうに法律が大變出て來て昔の人の夢にも見ない法律學と云ふのはオカシかつたと言へば今日では其オカ  
シかつたと言ふ方がオカシイやうに思はれる(笑聲起る)今と昔とは何とも云ひやうのない程相違して居る今日の世  
になつて見ると政府の役人になるにも商賣をするにも工業をするにも一切萬事法律を知らなければ話が出来ない法律  
の考のない奴は何としても話は出来ないアノ會社はどんなものだかアノ株式はどう云ふ有様だか貸金借金がどうであ  
るか又相續婚姻何かも法律に係らないものはない一事一物法律づくめである早い話がこんな約束をしたと云ふて辯

護士に見せると其中に一字か二字有ると無いとで約束が間違つて居つたと云ふやうなことで中々素人では分らないこ  
とになつて來たと云ふ今日の有様でありますソコで法律の考がなければ自分の家の始末をすることが出来ない商賣を  
することが出来ない然らば家に居てもせず居れば宜しいかと云へば安んじて家に居ることも出来ない何となれば  
知らぬ間に何時の間にやら金がなくなる何時の間にやら田地も屋敷も他人に取られて仕舞ふと云ふやうなことが起る  
罪もないのに先祖代々持傳へた財産は何時の間にか無くなつて仕舞つたと云ふことが起る甚だしきに至ると親兄弟の  
間でも親であると思ふて居つても戸籍面を調べて見ると親ではない「親の届けやうが悪いのだから罰金を出さなけ  
ればアノ人の子にはなれぬ」と云ふやうな譯になる又知らぬ間におかみさんを取られて仕舞ふ永年連添つて子供も出  
來て居るダガどうも戸籍面にはそうなつて居らないから「お前の妻ではない」妻が死んで葬ひをするにも「妻と言  
はれないから親類とか同居人とか何とかならなければならぬ」「イヤ〜家内に相違ない」と云つてもさうはい  
かない親も失ひ子も失ひ妻も失ふと云ふやうなことが今でも随分間違つてマゴ〜して居る者が幾らもある是れは法  
律の考がないからソクの間拔けた事が幾らも起るのであります少し諸君の前では言ひにくいやうな話だが金を出して  
抱へた妾の如きも忽ち妾に肱鐵砲を喰はされて妾だと言へばソクな失敬なことを言ふなと劍突を喰ひ威張り出されて  
からに金を出した上にアヤまらなければならぬと云ふやうなことが必ず起りませう世間に随分あるやうになる或は又  
夫婦約束と云ふやうなことがあるが此約束をしたと言つてもチョト洒落に鼻紙に書いたので取換せた起證誓紙は役に  
立たぬとか又法律を知らない爲めに肱鐵砲を喰はされた上に金を遣つてアヤまらなければならぬと云ふやうな事が起  
る法律を知らないと不品行もすることが出来ない法律を知らなければ道樂も出来ないと言ふことになる是れが事實で